

## 資料

シンポジウムの趣旨説明・プログラム

修了生パネリストの紹介

秋山報告の資料

丸島報告の資料

楠井報告の資料

赤穂報告の資料

的場報告の資料

泉報告の資料

## 法科大学院協会シンポジウム

# 法科大学院修了生の活躍と今後の課題

## ——多様な人材の輩出に向けて——

日時 2013年5月11日(土) 14:00~18:00  
会場 東京大学本郷キャンパス 法文1号館 25番教室  
本郷キャンパスアクセスマップ [www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/map01\\_02\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/map01_02_j.html)  
法文1号館へのアクセス [www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/map01\\_01\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/campusmap/map01_01_j.html)  
主催 法科大学院協会  
共催 日本弁護士連合会 経営法友会  
後援 文部科学省

法科大学院制度の創設から8年が経過し、法科大学院を巣立った修了生が社会の様々なところで活躍しています。これらの修了生の中には、従来の法廷中心に活躍する法曹三者の枠にとらわれずに目覚ましい活躍をしている者が多数登場しているところです。このような有為な修了生を送り出していることは、法科大学院制度を中核とする新たな法曹養成制度の重要な到達点を現すものです。

本シンポジウムは、以上の状況を踏まえて、法科大学院修了生の活躍状況を社会に広く発信し、法科大学院の意義と課題を社会に向けて示すことを目的としています。

第1部では、法科大学院協会広報委員会より、法科大学院にご協力いただいた調査の結果に基づき、法科大学院修了生の活躍状況を紹介した上で、法科大学院修了生を受け入れている様々な組織・団体の方々から、法科大学院修了生の受け入れの現状、法科大学院修了生の強みと課題などを報告していただきます。

第2部では、第1部の報告者に加えて、特色ある活躍をされている法科大学院修了生を交えた討論を行います。

これらの報告および討論を通じて、法科大学院修了生の活躍状況を把握し発信するとともに、法科大学院科教育の成果と課題、社会における法科大学院修了生の受け入れの現状と課題などを広く共有したいと考えています。

### 【お願い】

本シンポジウムでは、法科大学院協会による記録のため、写真撮影が行われる場合があります。また、報道機関による取材が予定されており、撮影された映像・画像がテレビ、新聞等の各種媒体において利用される可能性があります。

撮影をされたくない参加者におかれましては、あらかじめ受付までお申し出ください。

<プログラム>

開会挨拶 鎌田 薫 (法科大学院協会理事長／早稲田大学総長)

第1部 (14:05～15:50)

法科大学院修了生の活躍状況の調査について

秋山 靖浩 (法科大学院協会広報委員会主任／早稲田大学教授)

受け入れ側から見た法科大学院修了生の活躍と今後の課題

○法科大学院出身の弁護士とその活動状況について

丸島 俊介 (弁護士・元日本弁護士連合会事務総長・法曹養成制度検討会議委員)

○若手弁護士を任期付き公務員として就任させる地方の法律事務所の取組みについて

楠井 嘉行 (弁護士／楠井法律事務所)

○国家公務員として活躍する修了生の状況について

赤穂 敏広 (人事院人材局企画課長)

○企業内弁護士として活躍する修了生の状況について

的場 弘紹 (三井物産法務部総合開発室室長)

○地方自治体での活躍と更なる期待

泉 房穂 (明石市長・弁護士・社会福祉士)

司会:大貫 裕之 (法科大学院協会広報委員会・法曹養成対策本部・常務理事／中央大学教授)

第2部 (16:10～18:00)

パネルディスカッション「法科大学院修了生の活躍と今後の課題をめぐって」

パネリスト

第1部の報告者

法科大学院修了生

水上 貴央 (弁護士・青山学院大学法務研究科助教／早稲田リーガルコモンズ法律事務所) ～他学部・社会人出身の経験を生かして弁護士として活躍する修了生

皆川 佳代 (弁護士／興和株式会社知的財産統轄室契約渉外部) ～企業内で弁護士として活躍する修了生

深見 健太 (金融庁総務企画局総務課国際室) ～国家公務員として活躍する修了生

宮内 博史 (弁護士／弁護士法人多摩パブリック法律事務所) ～難民や外国人、被災者、国際人権問題に取り組む弁護士

宮地 理子 (弁護士／八重山ひまわり基金法律事務所) ～離島地域の公設事務所で活動する弁護士

司会:秋山 靖浩 (法科大学院協会広報委員会主任／早稲田大学教授)

※ プログラムの内容は予告なく変更されることがございます。あらかじめご了承ください。

修了生パネリスト～他学部・社会人出身の経験を生かして弁護士として活躍する修了生  
氏名： 水上 貴央 (みずかみ・たかひさ)

<略歴>

1999年 一橋大学商学部経営学科卒業  
1999年 株式会社三和総合研究所（現三菱UFJリサーチ&コンサルティング）入社  
2007年 早稲田大学法科大学院修了 三菱UFJリサーチ&コンサルティング退社  
2008年 弁護士登録（61期） 青木関根田中法律事務所  
2010年 国の事業仕分け、地方自治体仕分けの仕分け人（2012年新仕分けまで）  
2011年 文部科学省大学の情報公開に関するワーキング委員  
2012年 UR都市機構契約監視委員（現任）  
消費者委員会東京電力値上げ問題WG外部有識者  
飯田市地域エネルギービジネスコーディネート組織タスクフォース委員（現任）  
青山学院法務研究科助教（現任）  
NPO法人再エネ事業を支援する法律実務の会を設立  
2013年3月 早稲田リーガルコモンズ法律事務所参画  
第一東京弁護士会所属

<著作等>

「弁護士仕分け人が語る事業仕分けの方法論」（日本評論社（2011年））  
「自治体と弁護士の連携術」（共編著 ぎょうせい（2012年））  
「再エネを巡る法的問題～地域主導型の再エネ事業の実現に向けて」（共著 都市問題 2012年6月号）  
「東電料金値上げ 不当な儲け道義に反す」（朝日新聞 私の視点 2012年10月1日）  
「地域主導型再生可能エネルギー事業を確立するために」（代表を務める再エネ事業を支援する法律実務の会とPHP研究所の共同政策提言 2012年11月）  
等

<ひとこと>

弁護士になる前には、シンクタンクで経営コンサルティング業務に従事していたため、経営と法務の融合的な相談が多く寄せられます。法的に正しく、かつ経営の視点からも合理的な意思決定をするための総合的なコンサルテーションを心がけています。

特に、直近は、再生可能エネルギー案件に注力しています。中でも、「地域主導型再エネ事業」の拡大こそが持続的なエネルギー構造の変革に不可欠であると主張し、政策提言から個別案件の法的助言まで幅広く支援しています。法律家というのは実に可能性に満ちた仕事であると日々感じています。

修了生パネリスト～企業内で弁護士として活躍する修了生

氏名： 皆川 佳代 （みながわ・かよ）

略歴： 2005年 3月 慶応義塾大学法学部政治学科卒業  
2009年 3月 神戸大学法科大学院修了  
2010年 5月 司法試験合格  
11月 司法修習開始  
2011年 12月 弁護士登録  
2012年 1月 興和株式会社入社（知的財産統轄室・契約渉外部）

## 1 現在まで（企業に就職した理由）

高校時代にアメリカへ留学して私が見たものは、日本メーカーの技術力の高さでした。日本車・日本製電化製品等が、当時の経済大国アメリカで大変重宝されており、17歳の私は純粋に、企業が日本の外交官の役目を果たしていると感銘を受け、企業（特にメーカー）に就職したいとの思いを胸に大学へ進学しました。大学2年時に、知的財産センターの講座（メーカー勤務の方、現知財高裁裁判官及び教授が三人で教鞭をとる）での事例を通し、「英語力、交渉力に長け、法律の専門家たる弁護士が企業にいて、予め紛争を防ぐことができる」と学びました。そのような形で企業に関われることを知った私は、大学3年から法律学科のゼミへ転進し、司法試験勉強を開始しました。その後、「国際競争の中、国際的視野と専門的能力をもち、社会の各分野で指導的な役割を担うことのできる人材を育てる」という法科大学院の精神に感銘を受けて母校へ進学し、司法試験に合格するレベルの基礎的な法律知識・思考力を身につけさせて頂き、念願の、メーカー（製薬会社）に就職しました。

## 2 現在の仕事状況、醍醐味

現在の上司（知的財産統轄室長）は「修習生の中でも英語力と度胸のある渉外要因」を求め、修習生向け就職活動の場である東京三合同説明会で自ら修習生達と面談し、私の採用を決めました。現在の仕事の8割は海外案件です。業務を通して、①大量の英文契約書を、速く、正確に、理解すること。②会社の方針、状況、必要な情報を正確に多く得ること。③その情報のもと、実際に目的を達成できるように、法律はもとより会計・税等の観点も総動員して、戦略やスキームを立てること。この、どの力が欠けても、一流の実務家にはなれない（外部と対等に交渉できず、クオリティーの高いサービスも提供できない）ということ、実感する日々です。また、各案件で、どこまでのリスクは呑み迅速にビジネスを動かすかを、個々の事情を考慮しながら判断したり、法的観点からビジネススキームを立案したりする日々ですが、法科大学院で法律知識と法的思考力を身につけていなければ、このリスク判断とスキーム立案を、できるだけ会社に有利になるような方法で考えることはできなかつたと思います。さらに、現在までに培った現役裁判官、弁護士、検察官（大学ゼミ同期・先輩、法科大学院のエクスターン、サマークラークでの指導弁護士、修習時代の指導教官、切磋琢磨した修習同期）との人脈のおかげで、海外の弁護士に依頼する際にもコンペを見つけて価格交渉に成功したり、日本語の達者な米国コロンビアロースクール生を紹介される機会に恵まれ、個人的に交流を続けて後々友好的に依頼できる環境を整えたりもできています。また、弊社の重役からは、経営者の目線で考えるようにと個人的指導を受け、今は本当に未熟者ですが、将来は会社と日本に大きく貢献できるように、日々精進しているところです。

修了生パネリスト～国家公務員として活躍する修了生

氏名： 深見 健太 （ふかみ・けんた）

（略歴）

平成 21 年 3 月に東京大学法科大学院卒業後、同年 4 月金融庁入庁。金融庁総務企画局企画課、九州財務局金融証券検査官室等を経て、24 年 7 月より金融庁総務企画局国際室にて勤務。25 年 7 月からは、行政官長期在外研究員派遣制度を利用して、米国ノースウエスタン大学大学院 MBA コース（通称 Kellogg）に進学予定。

（メッセージ）

法科大学院修了生の活躍の場は、行政のフィールドにおいても確実に拡大しており、法科大学院修了生の国家公務員採用者数（I 種）は、平成 18 年度では 4 名であったのが、23 年度には 16 名にまで増加しています。

自分の業務経験を振り返ってみても、法科大学院で習得した考え方や知識は、業務を行ううえでの重要な土台となっていると実感します。

たとえば、法令改正にあたっては、立法事実をしっかりと見つめ直し、法案の必要性・合理性を検討することが求められますが、基本七法を満遍なく習得している法科大学院生は、より広い視野から議論に貢献することができるため、重宝されます。

また、行政官は、誰のどのような利益をこの制度は守ろうとしているのか、あるいはどのような利益と衝突するおそれがあるかを常に考え、議論によって、最適な利益配分を実現していきます。このような思考パターン又は態度の養成は、法科大学院教育が目指しているものです。

最後に、国家公務員という職業の特色について、私見を述べさせていただくと、国家公務員は制度設計の担い手であるということです。制度の歪みは、紛争として現れますが、その歪みを特定し、制度を改善・創造していく責務が、国家公務員にはあります。自分がその設計に関与した制度が、民主的正当性を獲得し息吹を与えられた瞬間は、大きなやりがいとともに、今後の社会の行く末に確かな責任を持ったと感じる瞬間です。

国家公務員という職業に興味をお持ちの方は、是非声をおかけください。学生・修了生の皆様に対しては、進路選択にあたっては、法曹以外にも活躍できる場があることをお伝えできればと思います。

修了生パネリスト～難民や外国人、被災者、国際人権問題に取り組む弁護士

氏名： 宮内 博史 (みやうち・ひろし)

#### 【経歴】

中学まで米国で育つ。2006年3月に早稲田大学法学部卒業。大学在籍時は国際法模擬裁判に携わり、2004年JESSUP国際法模擬裁判大会世界大会(米国)に日本代表として出場。2008年3月に一橋大学法科大学院卒業を卒業し、同年に司法試験合格(選択科目は国際法(公法系))。司法修習中に国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)でインターンを行う。2009年12月に弁護士登録。東京弁護士会の公設事務所である弁護士法人多摩パブリック法律事務所に在籍。

#### 【活動内容】

「人」を中心に据え、地域社会と国際社会、国内法と国際法の垣根を越えた活動を目標としている。

「地域の法的駆け込み寺」としての事務所の性格上、日ごろは、地域行政機関と連携・協力しながら、生活困窮者や障がい者、高齢者をはじめとする、社会的・経済的弱者の法的支援、及び刑事弁護活動に積極的に携わる(これまで扱った裁判員裁判案件は5件)。

それらの活動の傍ら、弁護士を志した最大の目標だった難民支援活動に積極的に携わっている。具体的には、ミャンマー人やクルド人などの難民認定申請者の案件において、行政/裁判手続における代理人として活動するほか、市民やNGO、弁護士会、法務省との活動にも携わる。また、東日本大震災以降は、岩手県、宮城県を中心に被災地での法的支援活動に従事。現在は、東京都内に避難している原発被災者のADR案件も担当。

さらに、国際人権NGOの一員として、政策提言活動のほか、タイ/ミャンマー国境にある学校において、ミャンマー難民の学生たちに、刑事手続や国際人権法を教えている。

#### 【所属】

**弁護士会関係** 日本弁護士連合会人権擁護委員会 難民認定問題特別部会、同会 国際人権問題委員会、東京弁護士会 刑事弁護委員会、同会 外国人の権利委員会などに所属。

**その他の団体** NPO法人たちかわ多文化共生センター理事、全国難民弁護団連絡会議世話人、特定非営利活動法人難民支援協会顧問、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ事務局、外国人ローヤリングネットワーク事務局など。

**学会関係** 国際人権法学会(事務局)、アジア国際法学会、移民政策学会、ローエイシア(LAW ASIA)学会に所属。

#### 【執筆】

東京大学難民移民ドキュメンテーションセンター 「英国王立刑事施設視察委員会編 視察マニュアル2008【日本語版】」 2013年1月出版 監訳を担当。

「英国に学ぶ入管収容のあり方」 自由と正義 2013年4月号

#### 【講演】

2012年3月16日 特定非営利活動法人「人間の安全保障」フォーラム主催 「国内避難民の保護に関する国際的基準-東日本大震災の被災者・避難者への適用-

2012年7月26日 アジア国際法学会主催 国際法研究者・実務家勉強会「東日本大震災への対応——国際法の視点から」

修了生パネリスト～離島地域の公設事務所で活躍する修了生

氏名： 宮地 理子 (みやち・りこ)

### 【略歴】

◎中央大学法科大学院 既修者コース 2004年4月入学、2006年3月修了

◎新61期

◎第二東京弁護士会 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 2008年1月2月入所

◎沖縄弁護士会 八重山ひまわり基金法律事務所 2010年11月赴任

### 【現在の仕事の特色】

ひまわり基金法律事務所は、弁護士過疎解消のために、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の支援を受けて開設・運営される公設事務所です。

私の赴任した八重山ひまわり基金法律事務所は、最南のひまわり事務所で、沖縄県の石垣島にあります。法律相談を年間300件程受け、民事事件も多岐にわたるため、とても忙しいです。私が沖縄県の離島で初めての女性弁護士ということもあり、女性の方からの法律相談が相当件数あります。特に、これまで潜在化していた家事事件、DV事件が増えていることを実感しています。

弁護士の少ない地域では、住民の方々は、法律事務所に対する敷居の高さを感じており、問題が深刻になっても弁護士に相談しにくいという心理状態にあります。弁護士を身近に感じてもらえるように、ローカルのラジオ局で、平日5分間の法律相談コーナーの番組を放送したり、地域の行政機関(市の相談員、社会福祉協議会の相談員、DVセンターの相談員、消費生活センターの相談員)と連携をとりながら、事件に取り組んだりしています。また住民の相談の窓口となる相談員の方や、介護・福祉職に携わる方を対象とした勉強会を開き、その講師を務めています。

その他、地域における公的な仕事として、石垣市の情報公開審査会の委員、八重山保健所の感染症審査協議会の委員等を務めることもしています。

### 【仕事の魅力、醍醐味】

法律相談にいらした方が、「ホッとした」「本当に救われた」と笑顔で帰って行かれるとき、依頼者の方が、家事調停、訴訟等の手続を終え、前向きな気持ちで新たな一歩を踏み出すことができたとき、私もがんばってよかった、弁護士になってよかったと、やりがいと喜びを感じます。

## 法科大学院修了生の活躍状況の調査について

2013年5月11日

法科大学院協会広報委員会主任

秋山 靖浩（早稲田大学）

### 1 調査の概要

(1) 法科大学院における修了生の活躍状況等に関するアンケートのための予備調査  
会員校全てに対して実施

(2) 法科大学院における修了生の活躍状況等に関するアンケート  
調査の目的

- ・法科大学院修了生の活躍および法科大学院教育の成果・課題を明らかにし、社会に向けて積極的に発信していくために、諸データを収集・分析すること

### 2 種類の調査

- ・「修了生の進路状況と進路把握状況に関する調査」（別紙）
- ・「特色ある活躍をされている修了生回答シート」（別紙）

調査対象校：予備調査の回答を踏まえ、規模・立地・設置形態等を考慮して23校  
規模別の内訳

- ・大規模校（平成22年入学定員120名以上）：7校
- ・中規模校（同50名以上120名未満）：8校
- ・小規模校（同50名未満）8校

立地別の内訳

- ・関東圏10校、関西圏5校、その他8校

国公立・私立の内訳

- ・国公立11校、私立12校

回収状況（5月11日現在）

- ・「修了生の進路状況と進路把握状況に関する調査」：21校
- ・「特色ある活躍をされている修了生回答シート」：14校より約80人分

※ (1)の予備調査の回収・分析に時間がかかりすぎましたため、本調査の回収と分析も遅れ、本シンポジウムの報告までにこの作業が終わっておりません。広報委員会では現在、未回収の本調査の回収および回収済みの本調査の分析を進めており、今後、その結果を公表する予定です。したがって、本報告は、分析結果の一部であり、かつ暫定的なものにとどまることをご了承いただければ幸いです。

## 2 「修了生の進路状況と進路把握状況に関する調査」より

※ 以下の報告は、18校からの回答に基づいています。進路不明者の割合が多い3校については、進路の判明状況について調査中です。

### (1) 弁護士登録者のうち企業内で働く者

弁護士登録者に占める割合：3.7%

その内訳

- ・大規模校：2.5～4.8%
- ・中規模校：0.5～7.4%
- ・小規模校：0～50%

※ 割合が高い法科大学院が数校見られる。

※ 社会人として働いている者を多く受け入れていると推測される法科大学院において、割合が極めて高い。

### (2) 弁護士登録をせずに働く者

司法試験合格者のうち弁護士登録をしない者：112名(司法試験合格者に占める割合2.2%)

これらの者の進路(割合)

国家公務員 22名 地方公務員 13名 企業 24名 研究者 33名

※ 大規模校の中に、国家公務員・企業への就職が多い法科大学院、国家公務員・地方公務員への就職が多い法科大学院が見られる。

※ 中規模校の中に、国家公務員への就職が多い法科大学院、企業への就職が多い法科大学院が見られる。

※ 小規模校の中に、国家公務員・地方公務員への就職が多い法科大学院、企業への就職が多い法科大学院が見られる。

※ 大規模校・中規模校において、法科大学院出身の研究者が一定数登場している。

### (3) 司法試験不合格者の進路

司法試験不合格者のうち、進路判明者の進路内訳

国家公務員 18% 地方公務員 22.4% 企業 54.7% 非営利企業 5%

※ 大規模校・中規模校・小規模校とも、上記進路に進んだ者が万遍なく存在する。

※ 特定の法科大学院において、国家公務員への就職が多い、地方公務員への就職が多い、企業への就職が多い、などの特徴が見られる。

※ なお、司法試験不合格者の進路の把握は、司法試験合格者のそれと比べると、低い状況にとどまっている。その原因については、対象校が修了生の進路把握をどの

ように行っているかとも関連付けて、分析する予定である。

### 3 「特色ある活躍をされている修了生回答シート」より

#### (1) 4つのカテゴリー

A	法学部以外の社会科学系の学部や社会科学系以外の学部（理系・芸術系等）から法科大学院に入学し、法科大学院を修了した後、そのキャリアを生かして活躍している修了生
B	法科大学院を修了して司法試験合格後、司法研修所の修習を終え、弁護士登録をした後に、①国家公務員ないし地方公務員として働いている、②企業法務や法務部以外の企業に勤めている、③非営利団体（消費者団体・NPO法人・学校等）や国際機関などの団体に勤めている、④都心部ではなく過疎地域において働いている修了生（過去に①～④の経験がある修了生を含みます）
C	法科大学院を修了して司法試験合格後、司法研修所の修習は受けずに、もしくは司法研修所の修習は終えたが弁護士登録をせずに、①国家公務員ないし地方公務員として働いている、②企業法務や法務部以外の企業に勤めている、③非営利団体（消費者団体・NPO法人・学校等）や国際機関などの団体に勤めている修了生（過去に①～③の経験がある修了生を含みます）
D	法科大学院を修了した後、司法試験に合格せず、もしくは司法試験を受験せずに、①国家公務員ないし地方公務員として働いている、②企業法務や法務部以外の企業に勤めている、③非営利団体（消費者団体・NPO法人・学校等）や国際機関などの団体に勤めている修了生

#### (2) 共通して見られる回答

法科大学院の講義で有益であった科目

- ・現在の仕事と関連する科目を挙げる回答が多い。

※ 科目群の中では、実務系科目が挙げられていることが多いが、それと同時に、法律基本科目を挙げる回答もそれなりに見られる。

法科大学院のメリット

- ・法律科目の掘り下げた勉強・深い理解

「段階的・体系的に法律を学び、無理なく『法律的なものの考え方』を身につけることができるということと、弁護士になった後でも出身校の研究者教員等とのコンタクトを通じて、さらに勉強したり、実務における問題を理論的に検証することができる点だと思います。」(A カテゴリー)

「仕事をしていて、文書作成能力の高さを褒められることが多いです。法科大学院で多くの課題をこなしてきたことが、役に立っていると思います。また、論理的

にプレゼンする能力についても、優れていると評価されることが多いです。これも、法科大学院で、発表や発言を求められ鍛えられたことに起因すると思います。」

(C カテゴリー)

- ・実務科目の学修、実務家教員からの指導を受けられること  
「法律家（特に実務家）の思考を肌で感じることができる点」(B カテゴリー)  
「実務科目で学んだことは、企業における法令関係業務で特に有効に活かせる（社内での高評価に繋がる）スキルになったと思います。この点は、再就職して想像以上の効果があったと気付いた点であり、単なる『法学部卒』では得られないものであると感じています。」(D カテゴリー)
- ・勉強に集中することができる環境  
「法律、関連知識を理論・実務の両面から集中的に学ぶ機会となる。」(D カテゴリー)
- ・友人の存在、教員との交流、現在まで続く人脈  
「似た志を持った同輩と意見交換し、自分の考えの不十分な点などを確認しながら勉強ができる点、その分合格水準もイメージしやすくなる点」(B カテゴリー)  
「法科大学院の先生方から少人数教育を受ける機会、関係を作る機会として有用である。」(C カテゴリー)

法科大学院のデメリット

- ・金銭的負担の大きさ
- ・2～3年の時間的ブランク（特に社会人経験のある修了生において）

(3) A カテゴリーの修了生の回答より

現在の仕事：前職のキャリア等を生かして働いている例が多い

- ・法科大学院入学前の企業で弁護士や法務部員として勤務、医者として医学部教授、東南アジア進出企業の支援、など

法科大学院の講義で有益であった科目

- ・法律基本科目を挙げる回答が多い。

(4) B カテゴリーの修了生の回答より

現在の仕事：多様な方面への進出が見られる。

- ・ひまわり基金法律事務所、法テラス、国家公務員、政策担当秘書
- ・ある分野（例えば成年後見）に特化した活躍
- ・法科大学院時代の仲間とともに弁護士事務所を新たに設立した例

法科大学院の講義で有益であった科目

- ・エクスターンシップ、クリニック、実務系科目、文書作成、など。

- ・講義ではないが、法科大学院にて開催された講演会を契機として、地方で働くことを決意したとの回答があった。

#### 法科大学院への要望

- ・法科大学院修了後の多様なキャリアプランを示す必要性
- ・実務に触れる機会の増加

#### (5) C カテゴリーの修了生の回答より

##### 現在の仕事

- ・企業内弁護士、国家公務員（任期なし）、地方公務員（任期なし）、研究者・教員など
- ・地方自治体から派遣されて法科大学院で学び、その後、もとの地方自治体で勤務

#### 法科大学院への要望

- ・企業とのマッチング

#### (6) D カテゴリーの修了生の回答より

##### 現在の仕事

- ・企業、国家公務員、地方公務員、裁判所事務官、裁判所書記官、衆議院議員、研究者など

#### 法科大学院の講義で有益であった科目

- ・このカテゴリーの修了生からも、現在の仕事と関連する科目を中心として、有益であった科目が回答として挙げられている

#### 法科大学院への要望

- ・法科大学院修了生（司法試験不合格者）をさらに活かすためのサポート：法科大学院においては就職支援、社会においては修了生の積極的な受入れ

## 4 今後の分析の進め方

- ・法科大学院修了生の活躍状況をより具体的に把握すること
- ・法科大学院教育の成果など、活躍の要因・背景を分析すること
- ・以上の把握・分析を踏まえて、法科大学院教育ないし法科大学院制度の改善の方向性を示すこと

#### ※ ある修了生からのメッセージ

「修了生も実務に出てからもうじき 10 年が経とうとしている。もっとサンプルとして活用し、本当の問題点を浮き彫りにした上で、制度のあり方を考えてほしい。」

大学院名	
調査基準日	2013年3月1日現在

**(1) 法科大学院修了者の進路に関する数値について**

2006年3月から2011年3月までの法科大学院修了者の進路について、以下の区分別に人数を数値で御回答ください。基準日は2013年3月1日とします。ただし、「3. 弁護士登録」のうち「⑧その他」、「4. 司法試験合格者・その他」のうち「⑥その他」並びに「5. 司法試験合格者以外」のうち「⑥その他」に分類されたものについては具体的に記述してください。

クリーム色セルに御記入ください。  グレー色セルは記入や変更を行わないでください。

**I 2006年3月から2012年3月までの全修了者の進路状況**

以下の「人数」欄に具体的な人数を入力してください。その他に人数を入力した場合は、内容を具体的に記述してください。

区分	人数	左記の内訳									
1. 全修了者											
2. 司法試験合格者		①裁判官 任用	②検事 任用	③弁護士 登録	④不明	⑤その他 *1					
3. 弁護士登録 *2		左記の内訳									
		①弁護士 事務所 *3	②国家 公務員	③地方 公務員	④営利企業 勤務	⑤弁護士 で起業 *4	⑥弁護士以外 の士業事務所	⑦不明	⑧その他	具体的に記述	
4. 司法試験合格者・その他 *5		左記の内訳									
		①国家 公務員	②地方 公務員	③営利 企業勤務	④研究職・ 大学院進学	⑤不明	⑥その他	具体的に記述			
5. 司法試験合格者以外の者		左記の内訳									
		①国家 公務員	②地方 公務員	③営利 企業勤務	④非営利 企業勤務	⑤不明	⑥その他	具体的に記述			
合計											

- \*1 その他の内訳の具体的内容については「4. 司法試験合格者・その他」でお答えください。
- \*2 2.の司法試験合格者のうち弁護士登録をしたものについて、お伺いしています。
- \*3 弁護士事務所は、勤務弁護士、パートナーないしオーナーの弁護士、弁護士法人代表者等、いずれかの形態で弁護士事務所に所属している場合を指します。
- \*4 弁護士で起業とは、独立して弁護士事務所を営業するオーナー弁護士を含みません。法律事務所以外の営利企業非営利企業を設立した場合を意味します。
- \*5 2.の司法試験合格者のうち弁護士登録をしていない者の状況について、お伺いしています。

**(2) 法科大学院修了者の進路把握について**

6. 御校の司法試験に合格した修了生が司法研修所に入所されたかどうかについて把握をされていますか

1. ほぼ全員の研修所入所状況を把握している
2. 一部のみ把握している
3. 把握していない

回答	<input type="text"/>	→	具体的な把握方法	<input type="text"/>
----	----------------------	---	----------	----------------------

7. 修了生の進路状況について、毎年1月ないし3月頃に進路状況調査（以下「定点調査」という）をおこなっていますか

1. 毎年おこなっている
2. 毎年ではないが定期的におこなっている
3. 定期的な調査をおこなっていないか、1月から3月以外の期間におこなっている

回答	<input type="text"/>	→	具体的な把握方法	<input type="text"/>
----	----------------------	---	----------	----------------------

8. 修了生の進路変更についての調査をし、データの更新をしておられますか

1. おこなっている
2. おこなっていない

回答	<input type="text"/>	→	「1」と回答された場合の具体的な調査方法	<input type="text"/>
----	----------------------	---	----------------------	----------------------

9. 8で①と回答された場合、修了生の進路変更について新しいデータを得てデータを更新した後、更新以前のデータを保存しておられますか

1. 保存している
2. 保存していない

回答	<input type="text"/>
----	----------------------

# 特色ある活躍をされている修了生回答シート

特色ある活躍をされている修了生の方に、下記の質問をいたしますので、回答にご協力ください。

本シートによって得られた情報は、法科大学院協会広報委員会が管轄する、(1)法科大学院修了生の活躍状況の把握、(2)その活躍状況の社会への発信、(3)上記(1)および(2)を踏まえた、法科大学院修了生の活躍のための今後の課題の分析、の目的にのみ使用します。情報は、個人情報保護に関する法令に従って厳格に管理し、上記目的以外のためには使用いたしません。また、回答者が特定されるような形で情報を公表することはありません。

本シートのうち、氏名・職業等、個人を特定可能な情報について閲覧できるのは、法科大学院協会広報委員会のメンバーのみです。集計等において調査作業補助者を用いる場合には、個人を特定可能な情報を閲覧できない形で、また、守秘義務を厳守させて作業を行わせませす。

## <記入の要領>

    色のセルの部分についてご回答ください。

なお、設問によっては、プルダウンメニューから、該当の選択肢を選択していただきますようお願いいたします。

問1	修了生属性 別添の「特徴ある活躍をされている修了生の抽出について」をご確認の上、該当のA～Dのいずれの属性に含まれるかを右側のプルダウンメニューより選択してください。			
問2	修了した法科大学院名	氏名		
問3	生年	年	月	
問4	性別			
問5	法科大学院入学年			
問6	法科大学院修了年月	年	月	
問7	司法試験合格	合格年		
問8	未修・既修コースの別			
問9	入学前の状況			
問9にて、「3」を選択した場合は、右欄に具体的な内容を記入してください。				
問10	大学における専攻			
問10にて、「1」以外を選択した場合は、右欄に具体的な内容を記入してください。				
問11-1	問7で「不合格」または「未受験」を選択した方に現在のお仕事をお聞きます。 以下の5項目のプルダウンメニューより、該当するものを選択してください。			
問11-2	現在のお仕事内容について具体的にお答えください。			
問12	問7で「合格」を選択した方にお聞きます。 以下の2項目のプルダウンメニューより、該当するものを選択してください。			
問13-1	問7で「合格」を選択した方に現在のお仕事をお聞きます。 以下の15項目のプルダウンメニューより、該当するものを選択してください。			
問13-2	現在のお仕事内容について具体的にお答えください。			
問14-1	法科大学院における開講科目のうち、現時点で振り返り、講義の受講が有益であったと考えられる科目について、お聞きます。1番から3番までの順位をつけて回答してください。科目群を10項目のプルダウンメニューより選択した上で、具体的な科目名をその下の欄に記入してください。 順位は相対的なもので結構です。また、有益かどうかは、現在従事している業務に直接的に有益であるもの以外でも構いません。 なお、役に立った科目がないという場合には、プルダウンメニューの「10」を選び、理由をその下の欄に記入してください。			

1番	
2番	
3番	

問14-2	問14-1のプルダウンメニュー「6」～「9」で示した以下の科目のうち、出身大学院で開講されていたものの受講しなかった科目であるが、実務に従事している現時点で振り返ると受講しておけば良かったと思われる科目、あるいは現時点で受講したいと思われる科目があれば、回答してください(複数科目回答可)。該当する科目が存在すれば「○」をプルダウンメニューより選択し、具体的な科目名をその下の欄に記入してください。
	6.実務系臨床科目1(ローヤリング、模擬裁判、エクスターンシップ、法文書作成等)
	7.選択科目1(司法試験選択科目)
	8.選択科目2(司法試験選択科目以外の選択科目)
	9.基礎法・外国法科目
問15	法科大学院に入学された動機やきっかけ等について、具体的にお答えください。
問16-1	法科大学院を修了していなければ、現在従事されている仕事に就けなかったと思いますか。プルダウンメニューから選択してください。
問16-2	問16-1で「いいえ」あるいは「どちらとも言えない」と回答された方は、その理由を記入してください。
問17	あなたが現時点で考えておられる、法科大学院修了のメリット・デメリットをお答えください。
	■メリット
	■デメリット
問18	現時点でふりかえって、あるいは将来にむかって、法科大学院や法科大学院教育・法科大学院制度についての要望その他を、自由に記入してください。

法科大学院協会シンポジウム  
法科大学院修了生の活躍と今後の課題  
－多様な人材の輩出へ向けて－

日本弁護士連合会 資料

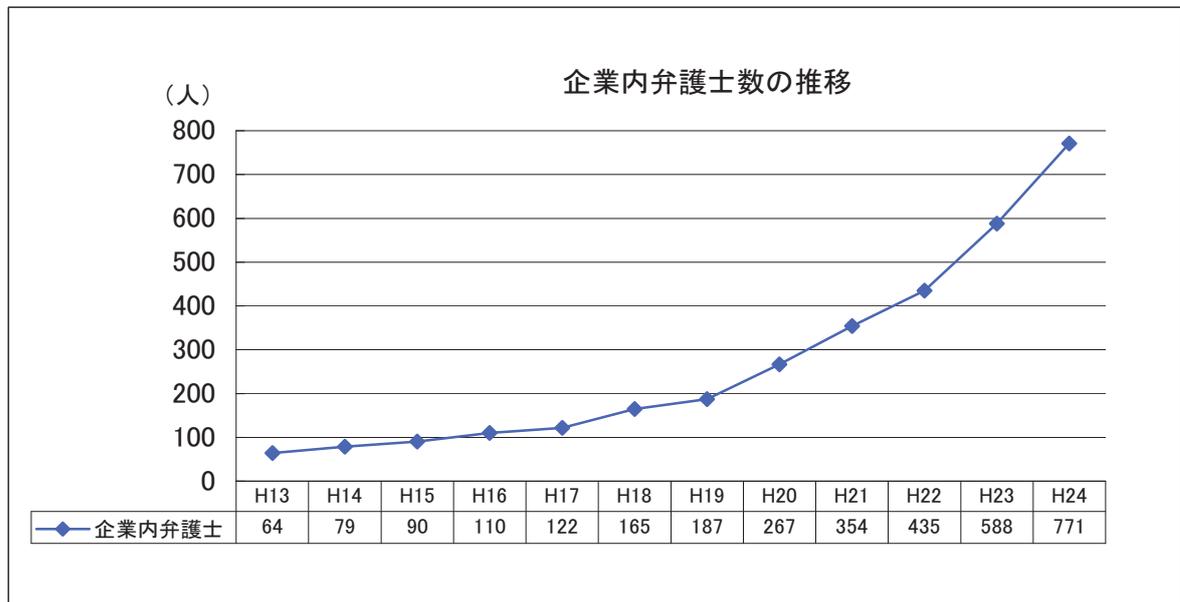
No.	内容	頁
1	組織内弁護士数の推移, 修習期別・経験年数別企業内弁護士数	1
2	地方公共団体における法曹有資格者の採用実績, 採用予定	3
3	弁護士の活動領域拡大に関する日弁連の取組	5
4	ひまわり求人求職ナビチラシ	9
5	弁護士の国際化支援に関する日弁連の主な取組	11
6-1	パンフレット「日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」	13
6-2	パンフレット「弁護士が中小企業の国際取引・海外進出を支援します」	15
7-1	弁護士から政策担当秘書になった会員紹介(弁政連ニュースNo.19)	20
7-2	弁護士から政策担当秘書になった会員紹介(弁政連ニュースNo.20)	21
7-3	政策秘書の現状と展望, 弁護士から政策担当秘書になった会員紹介(弁政連ニュースNo.21)	22



# 資料 1

## (4) 法曹の活動領域の拡大状況

### ア 組織内弁護士数の推移



(注)

- 1 日本組織内弁護士協会の公表資料による。なお、企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士をいう。
- 2 数値は、以下の時点  
平成13年…9月, 平成14年…5月, 平成15年・16年…3月, 平成17年…4月, 平成18年…12月,  
平成19年～21年…6月, 平成22年…6月, 平成23年…6月, 平成24年…6月



(注)

- 1 人事院資料による。なお、任期付公務員とは、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき、任期付きで採用された一般職の国家公務員をいう。
- 2 任期付公務員の数値は、各年12月31日時点

イ 修習期別企業内弁護士数・経験年数別企業内弁護士割合

司法修習期別企業内弁護士数

(平成24年6月末日現在)

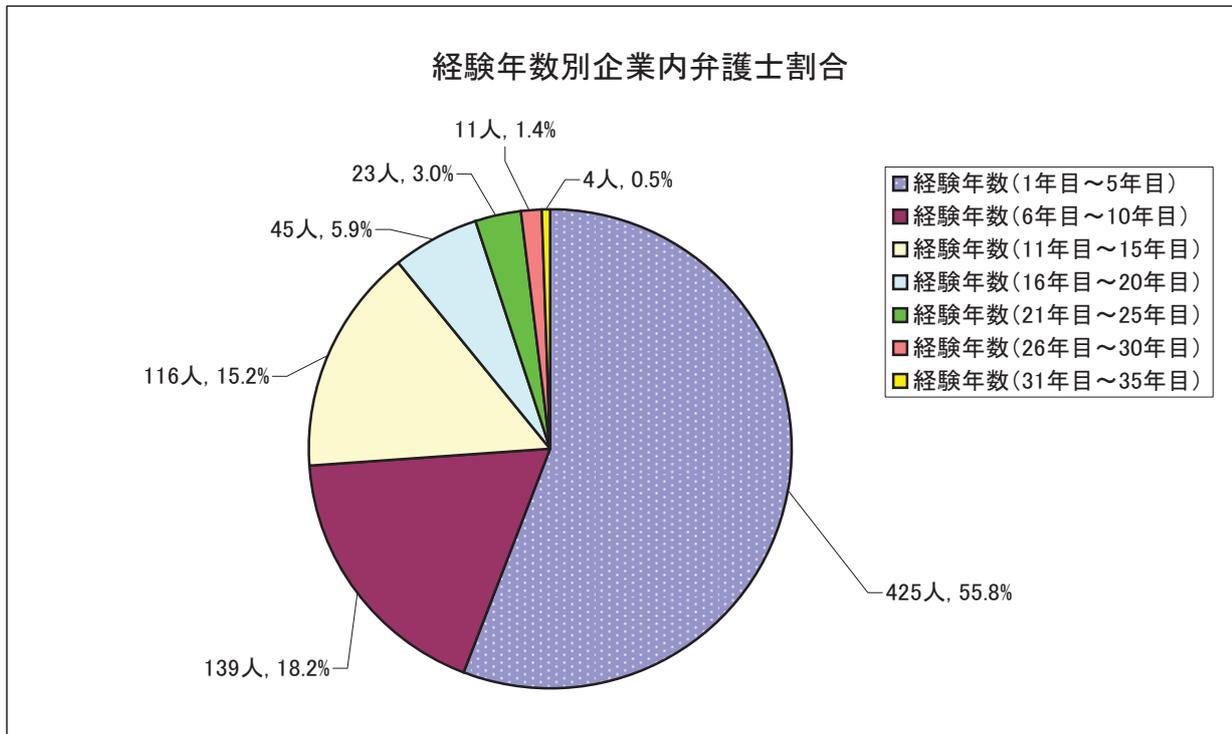
修習期	経験年数	人数(人)									
30期	35年目	2	40期	25年目	3	50期	15年目	16	60期	5年目	68
31期	34年目	1	41期	24年目	3	51期	14年目	22	61期	4年目	104
32期	33年目	0	42期	23年目	5	52期	13年目	22	62期	3年目	84
33期	32年目	0	43期	22年目	5	53期	12年目	25	63期	2年目	74
34期	31年目	1	44期	21年目	7	54期	11年目	31	64期	1年目	95
35期	30年目	1	45期	20年目	2	55期	10年目	26			
36期	29年目	1	46期	19年目	6	56期	9年目	33			
37期	28年目	1	47期	18年目	10	57期	8年目	29			
38期	27年目	2	48期	17年目	12	58期	7年目	24			
39期	26年目	6	49期	16年目	15	59期	6年目	27			
30期台合計		15	40期台合計		68	50期台合計		255	60期台合計		425

※ 日本組織内弁護士協会公表資料による。

(注)

- 1 上記のほか、11期、13期、17期、20期、28期、29期に各1人、未登録が2人。
- 2 30期は、1978年に司法修習を終了。
- 3 60期から、法科大学院を卒業した新司法試験合格者を含む。

(平成24年6月末日現在)



# 資料 2

## 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／ うち任期付き※注③	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
	合計	9	4
特別区人事・厚生事務組合 (東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
神奈川県	政策局総合政策部政策法務課	1	1
	教育局支援教育部学校支援課	1	1
	合計	2	2
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
栃木市(栃木県)	総務部	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
田原本町(奈良県)	総務部契約検査課	1	0
和歌山県	県土整備部都市住宅局都市政策課	1	0
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
明石市(兵庫県)	政策部	2	2
	総務部兼政策部	2	2
	総務部法務課兼総務課	1	1
	合計	5	5
名古屋市(愛知県)	緑政土木局農政課	1	0
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
多気町(三重県)	総務税務課	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	子ども未来局子ども総合相談センター子ども緊急支援課	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
<b>総計</b>		<b>40</b>	<b>27</b>

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の数

※注②. 内訳は、弁護士登録者(22名)、採用に伴う登録取消者(8名)及び司法修習終了後の未登録者(10名)である。

※注③. 人数覧の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

## 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2 ・兵庫県:1 ・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1 ・大阪市:1	2
2009	・東京都:2 ・名張市:1	3
2010	・東京都:2 ・特別区人事・厚生事務組合:2 ・町田市:1 ・神奈川県:2 ・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2 ・流山市:1 ・名張市:1 ・松原市:1 ・名古屋市:1 ・福岡市:1 ・厚木市:1 ・栃木市:1 ・多気町:1 ・兵庫県:1 ・和歌山県:1 ・古賀市:1	13
2012 ※注②	・東京都:3 ・特別区人事・厚生事務組合:1 ・千葉県:1 ・明石市:5 ・田原本町:1 ・南伊勢町:1 ・富山市:1 ・和歌山市:1 ・岩手県:1 ・宮城県:1	16

【注】※注①. 各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

※注②. 2012年度は、2012年4月～2013年1月の採用実績である。

地方公共団体における法曹有資格者の今後の採用予定<sup>※注</sup>

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状 況
小松島市(徳島県)	2012年度中1名採用予定(任期付)
奈良市(奈良県)	2012年度中1名採用予定(任期付)
大阪狭山市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
阿南市(徳島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
南さつま市(鹿児島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
町田市(東京都)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
銚子市(千葉県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
大阪市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
堺市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
福山市(広島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
鳥取県	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
高槻市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
豊田市(愛知県)	2013年4月1日2名採用予定(任期付)
富谷町(宮城県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
相馬市(福島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
国立市(東京都)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
山口県	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
石巻市(岩手県)	2013年度中1名採用予定(任期付)
東松島市(宮城県)	2013年度中1名採用予定(任期付)

【注】※ ひまわり求人求職ナビ等による日弁連を通じての募集状況。

地方公共団体における法曹有資格者の任期付職員以外の採用情報<sup>※注</sup>

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状 況
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員, 3年, 債権回収センターに配属)
国立市(東京都)	2012年4月1日1名採用(非常勤の嘱託員, 1年, 企画部収納課に配属)

【注】※ ひまわり求人求職ナビでの募集状況。

# 資料3

## 弁護士活動領域拡大に関する日弁連の取組

### 拡大のための取組

- ① 企業内弁護士の活用例のPR (イベント等)
- ② 「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」
- ③ 各種アンケート調査

企業

取組を開始した2006年に比べ、2012年には企業内弁護士数が約630名増加

- ① 「法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会」
- ② 各種アンケート調査
- ③ 採用に関する要請

官公庁

取組を開始した2006年に比べ、2012年には官公庁に所属する弁護士が約41名増加

- ① 地方自治体との意見交換会・シンポジウムの開催
- ② 「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」

地方自治体

現在、地方自治体の任期付公務員等常勤職員の数は41名(弁護士登録を行っていない方を含む。), 採用している自治体は26自治体(日弁連調べ)

### 成果・結果

- ※ 弁護士・司法修習生・法科大学院生等に対する活動
- ① パンフレット・シンポジウムでの多様なキャリアプランの紹介
  - ② 求人求職情報サイトの設置, メールマガジン発行等の情報提供

## 弁護士活動領域拡大に関する日弁連の取組

日弁連は、2006年6月、活動領域拡大問題に関する検討チームとして、弁護士業務総合推進センター内に「任期付公務員・企業内弁護士促進PT」を立ち上げた。同PTは、その後、発展的に改組・再編を重ね、現在、若手法曹センター内の「公務員任用支援PT」、弁護士業務改革委員会内の「企業内弁護士小委員会」として活動を継続している。同PT・小委員会を対象としている活動領域は、企業・官公庁・地方自治体であり、その具体的な取組は以下のとおりである。また、関連するものとして法科大学院関係での取組も行っている。

### 第1 基礎調査

#### 1 アンケート調査

##### 2006年

##### ①企業・官公庁・地方自治体アンケート調査（2006.10～11）

三者を合わせた今後5年間の採用予定人数が108～232名強にとどまり、いずれも弁護士採用予定数が想像以上に少ないことが明らかとなった。

##### ②転職希望・関心度アンケート調査（2006.12）

司法研修所卒業後15年までの弁護士が対象。35%が企業・行政庁・国際機関への転職に興味を示しており、希望先の割合は、行政庁が34%、企業が20%、国際機関が15%、どれでもよいが31%であった。

##### 2007年

##### ③現役組織内弁護士・企業内弁護士経験者へのアンケート調査（2007.4～5）

所属企業の属性、所属部署、職場環境・待遇、動機・見通しといった実態を調査。企業内弁護士の満足度が高く、勤務継続を希望する者が多いことが明らかとなった。

##### ④現役公務員・公務員経験者へのアンケート調査（2007.4～5）

官公庁での勤務に関する実態を調査。満足度の高さが表れた結果となった。

##### 2009年

##### ⑤現役企業内弁護士に関するアンケート調査（2009.9～10）

③の後続調査。公益活動義務の弾力的運用が検討課題として指摘された。また、新人ないしそれに近い弁護士の割合が増えたものの、一定の弁護士経験を積んでから企業に入った方がよいとする意見が最多数であった。

##### ⑥企業内弁護士採用に関するアンケート調査（2009.11～12）

①の企業向けアンケート調査の後続調査。新人採用傾向の増加、企業内弁護士に対する高い満足度が現れたものの、弁護士を採用しておらず、具体的な採用予定もない企業が大多数であり、①と比べて際立った変化は見られなかった。

##### 2012年

##### ⑦企業における弁護士の採用状況に関するアンケート調査（2012.1～）

#### 2 ヒアリング調査（2008.11～12）

##### ①公務員登用促進のためのヒアリング調査

官公庁（任期付公務員：8名、官公庁担当者：2名）

地方自治体（勤務弁護士：1名、首長：2名）

## 第2 提言

### 「組織内弁護士の普及促進への取り組みについて」(2007.2)

上記第1①の結果を踏まえ、対外的な相互理解、人材育成、需給マッチング、会内における理解の促進等に取り組むことを表明するとともに、組織内弁護士の活用について理解と支援を求める文書を関係機関(法務省、日本経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国知事会、全国市長会、法科大学院協会、大規模法科大学院等)に送付した。

## 第3 企業に関する取組

### ①「企業経営の新しい課題と企業法務、企業内弁護士に関するシンポジウム」開催 (2007.7)

主催：日弁連／共催：法務省、日本経団連／後援：日本商工会議所、経済同友会

### ②弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」開催(2007.10)

札幌市で開催された業務改革シンポジウムにおいて、若手弁護士向けに企業内弁護士等への挑戦を呼びかけた。

### ③組織内弁護士推進のための全国キャラバン(シンポジウム)

- |              |     |            |
|--------------|-----|------------|
| 第1回(2008.9)  | 名古屋 | 企業35社45名参加 |
| 第2回(2009.2)  | 福岡  | 企業7社8名参加   |
| 第3回(2009.6)  | 広島  | 企業8社11名参加  |
| 第4回(2009.8)  | 札幌  | 企業4社5名参加   |
| 第5回(2009.11) | 仙台  | 企業16社26名参加 |
| 第6回(2010.2)  | 高松  | 企業12社16名参加 |
| 第7回(2010.4)  | 大阪  | 企業37社48名参加 |

### ④法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会(2008.9～)

日弁連、法務省、文部科学省、日本経団連、法科大学院協会の五者間で2008年9月～12月にかけて計4回の意見交換会を開催し、その取りまとめとして、企業における法曹有資格者の採用促進のためにそれぞれが取り組むべき方策等を発表した。また、その後も各団体・機関の取組について報告・意見交換を継続している(現在までに計8回)。

### ⑤法曹有資格者の採用に関する緊急要請の実施(2010.7)

要請先：法務省、日本経団連、経済同友会、経営法友会

### ⑥シンポジウム「組織内弁護士の魅力と求められる人材－法科大学院生が知っておくべきこと」開催(2011.7)

### ⑦シンポジウム「組織内弁護士の魅力と求められる人材－司法試験合格者へのメッセージ」開催(2011.10)

### ⑧法科大学院制度のあり方に関するシンポジウム(2012.9)

法科大学院をテーマに、企業法務関係者、官公庁・自治体関係者も招いて行ったシンポジウム。

### ⑨シンポジウム「企業内弁護士の魅力と必要とされる人材」開催(2012.10)

### ⑩企業における法曹有資格者の拡大に関する意見交換会(2012.10～2013.1)

## 第4 官公庁に関する取組

### ①弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」開催(2007.10)

既述のとおり。

### ②法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会(2008.11～2009.4)

国家公務員制度改革推進本部事務局，人事院，総務省人事・恩給局，総務省自治行政局，文部科学省，法務省の間で2008年11月～2009年4月にかけて協議会が開催され，日弁連もヒアリングに出席した。その取りまとめにおいて，法曹有資格者をこれまで以上に広く公務員として登用し活用するため，政府が法科大学院協会や日弁連の取組に対し必要に応じた協力をするとともに，関係省庁間で連携して必要な施策や検証を行っていくことが確認された。

③法曹有資格者の採用に関する緊急要請の実施（2010.7）

既述のとおり。

④メールマガジン「任期付公務員等キャリアマガジン」の発行（2009.11～）

⑤法科大学院制度のあり方に関するシンポジウム（2012.9）

既述のとおり。

## 第5 地方自治体に関する取組

①弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「華麗なるキャリアプラン～あなたも挑戦してみませんか」（2007.10）

既述のとおり。

②組織内弁護士推進全国キャラバン（シンポジウム）・地方自治体との意見交換会

・シンポジウム

第1回（2008.9） 名古屋 7自治体8名参加

第2回（2009.2） 福岡 4自治体6名参加

第3回（2009.6） 広島 3自治体3名参加

第4回（2009.8） 札幌 7自治体8名参加

・意見交換会（シンポジウムに合わせて開催）

名古屋（第1回），札幌（第2回），広島（第3回），大阪（第7回）

③法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会（2008.11～2009.4）

既述のとおり。

④メールマガジン「任期付公務員等キャリアマガジン」の発行（2009.11～）

⑤「地方自治体人事委員会を招いての自治体公務員登用シンポジウム」開催

（2009.12）

⑥神奈川県市長会総務部会において法曹有資格者の登用促進の要請（2011.1）

⑦神奈川県町村会長会会議において法曹有資格者の登用促進の要請（2011.2）

⑧弁護士業務改革シンポジウム第2分科会「地方自治体の自立と弁護士の役割～監査，議会のあり方，クレーム対策を題材として～」開催（2011.11）

⑨地方自治体における弁護士をはじめとする法曹有資格者の活用に関する意見交換会（2012.1）

⑩弁護士をはじめとする法曹有資格者の地方自治体職員への登用に関する座談会（2012.4）

⑪法科大学院制度のあり方に関するシンポジウム（2012.9）

既述のとおり。

⑫書籍「自治体と弁護士の連携術」の発行（2012.10）

⑬地方自治体における法曹有資格者の拡大に関する意見交換会（2012.10～2013.1）

⑭「地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウム in 福岡」開催（2013.2）

※ 以上は日弁連の取組であり，別途，弁護士会主催の取組も行われている。

# 弁護士・修習生 求人求職情報提供システム ひまわり求人求職ナビ



日本弁護士連合会は、全国共通の弁護士・修習生求人求職情報提供システム「ひまわり求人求職ナビ」の運用を開始しました。

「ひまわり求人求職ナビ」は、司法修習生の求職や、経験弁護士の（法律事務所、任期付公務員、企業などへの）転職に関するニーズに対応するために、法律事務所、企業及び官公庁等の「求人情報」と弁護士及び司法修習生の「求職情報」を日弁連のホームページに掲載し、求人活動・求職活動を両面からサポートするシステムです。



日弁連 HP 「ひまわり求人求職ナビ」  
にアクセスして下さい  
「利用方法など詳細は裏面を」覧下さい



ひまわりナビに求職情報を登録すると

メールマガジンが配信され、

最新の求人情報がお手元に届きます！



本システムについての問い合わせ先

日弁連事務局 業務部業務第一課

TEL:03-3580-9332 Mail: himawari-navi@nichibenren.or.jp

# ひまわり求人求職ナビは 修習生のこんな悩みを解決します



求人をおこなっている法律事務所へのアポイントがなかなかとれない…  
就職活動をしている時間がない！  
現在の修習地と違う地域の法律事務所に就職を希望しているのだが…  
企業又は官公庁への就職を希望しているのだが、どこに応募したらよいか分からない…  
自分に合った条件の就職先を探したい…

## 求職情報の公開（無料！） “最新の求人情報” メールマガジンの配信

「ひまわり求人求職ナビ」は日弁連のホームページにアクセスし、画面にしたがって必要事項を入力するだけで簡単に求職情報の登録を行うことができます。

登録いただいた求職情報は、全国の弁護士（法律事務所）、求人情報を掲載している企業、官公庁等の採用担当者が閲覧することができますので、求人側からのアクセスも期待できます。

なお、求職情報はセキュリティにも配慮し、「公開・非公開」を項目毎に選択できるので匿名での求職情報掲載が可能です。

また、**求職情報を登録した方のみ**を対象に、毎月2回程度、日弁連から**メールマガジン**を発行し、**最新の求人情報**や、**就職説明会**のご案内や、就職活動に役立つ情報をお知らせするお届けします。

## 法律事務所・企業・官公庁などの 求人情報の検索・閲覧ができます（無料！）

新規登録弁護士の採用を予定している全国の法律事務所、企業、官公庁などの求人情報を検索・閲覧することができます。

地域、取扱事件、想定される業務など、条件を絞って検索することができますので、自分に合った求人先を容易に検索することができます。

## その他のご利用・登録方法等について

Q. 求職情報の公開時期はいつですか。情報を変更又は抹消したい場合には、どうすればよいのですか。

A. 原則として、情報登録と同時に公開されます。また、情報掲載時に、登録された e-mail アドレス宛に掲載通知メールが発信されます。同メールには、掲載情報の変更や抹消のためのID・パスワードが記載されていますので、そのID・パスワードで変更・抹消画面にアクセスしてください。

Q. 登録時に掲載期間を指定する必要があるようですが、延長したい場合にはどうすればよいのですか。

A. 掲載後に上記ID・パスワードで変更画面にアクセスし、掲載期間の変更申請を行ってください。

Q. 求職情報はどのような企業・団体でも閲覧できるのですか。

A. 求人情報の掲載を行っている企業・団体のみが閲覧できます。

Q. 氏名や連絡先を非公開とした場合にはどのようにアプローチがくるのですか。

A. 求人側のシステムに用意されている「オファーボタン」を利用することにより、匿名の登録者にも e-mail を送ることができます。また、匿名性を保持したままオファーに対してお断りの e-mail を送ることもできます。

## 弁護士の国際化支援に関する日弁連の主な取組

日弁連では弁護士の国際化支援に関して主に以下のような取組を行っている。

### 1 各種セミナー等の開催

以下、国際分野でのキャリア構築に関心を持つ弁護士等を対象に 2012 年度に開催した主なセミナー等。

- ①鶴岡公二外務省総合外交政策局長特別講演 国際社会と法律家の可能性～日本の実務法曹へのメッセージ～（2012. 7. 2 開催）

主催：日弁連

- ②国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー（2012. 8. 24・25 開催）※2010 年度から毎年同様のセミナーを開催。

主催：日弁連／共催：法務省，外務省／後援：法科大学院協会，国際法学会

- ③セミナー「国際機関で働く法律家とは？」（2012. 9. 26 開催）

主催：一般社団法人広島平和構築人材育成センター，日弁連

- ④カレン・カーチス国際労働機関（ILO）国際労働基準局次長特別講演「人権としての国際労働基準」（2012. 10. 23 開催）

主催：日弁連／共催：国際労働機関（ILO）駐日事務所，（公財）人権教育啓発推進センター

### 2 e ラーニングによる弁護士向け研修の実施

2012 年度は e ラーニングにより以下のテーマで弁護士向け研修を実施した。

- ①海外取引に関する法的留意点
- ②海外進出に関する法的留意点
- ③英文契約の基礎知識

### 3 国際機関の駐日事務所のインターン募集

以下の機関と協力し弁護士を対象にインターンを募集した。

- ①国際労働機関（ILO）駐日事務所
- ②赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所

### 4 香港律師会の交換インターン制度

日弁連と香港律師会（The Law Society of Hong Kong）は、双方の弁護士・律師を法律事務所で受け入れる交換インターンシップ制度の試験的实施について合意し、2013 年 1 月 14 日に覚書を締結した。2013 年度中の開始を目指して準備を進めている。

### 5 国際分野に関連した実務修習

第 6 2 期以降の司法修習では、独立行政法人国際協力機構（JICA）や外務省経済局のほか、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や国際移住機関（IOM）といった国際機関の駐日事務所での選択型実務修習（全国プログラム）が実施されている。

## **6 リストサーブによる情報提供**

弁護士やこれから弁護士を目指す方の国際機関就職を支援し、その情報提供を円滑に行うため、弁護士、司法修習生、学生、学者、その他就職支援に関する団体機関等の方を対象とするデータベース（リストサーブ）を作成し、日弁連が入手した採用情報やセミナー情報等をメールで配信している。

## **7 日弁連海外ロースクール推薦留学制度**

1997年にニューヨーク大学ロースクール（NYU）、1999年にカリフォルニア大学バークレー校（UCB）、2007年にイリノイ大学ロースクール（UIUC）（いずれも米国）、2011年に英国のエセックス大学ロースクール及び同人権センターとの間でそれぞれ協定を結び、公益活動に取り組み、あるいはこれから取り組もうとしている弁護士を客員研究員（エセックス大学については客員研究員及びロースクール（LLM）の学生）として各大学に派遣している。

## **8 若手弁護士の国際法曹団体の会議参加のための援助**

日本の弁護士の国際的な職域拡大やプレゼンスの向上などを目的として、2011年10月に韓国・ソウルで開催されたLAWASIA（ローエイシア）年次大会において若手会員に対する参加費用の一部補助を行った。2012年度はLAWASIAに加えてIBA（国際法曹協会）年次大会についても同様の費用補助の対象とし、各大会について日弁連内の委員会等から推薦があった若手会員5名ずつに参加登録費や旅費等の一部を補助した。

# その海外取引 大丈夫ですか



## 日弁連中小企業海外展開 支援弁護士紹介制度

中小企業の海外への事業展開を  
経験豊かな弁護士が支援します

# 日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度

- case1** 海外企業との契約書をつくってほしい。海外企業から送られてきた契約書をチェックしてほしい。
- case2** 海外展開に伴う現地での法的リスクやトラブルの予防法を知りたい(知的財産の保護、労務問題など)。
- case3** 契約中の海外企業との間でトラブルになってしまった。どう対応すればよいか、問題点を整理したい。

## 海外展開支援弁護士ご紹介の流れ

**1** 中小企業支援団体から制度の紹介を受けてください。

### 日本貿易振興機構(ジェトロ)

最寄のジェトロ事務所まで 東京・首都圏の方は

**TEL.03-3582-5651**

受付時間: 平日9時~12時/13時~17時

オンラインでも受付しています。

<http://www.jetro.go.jp/services/advice>

### 東京商工会議所

**TEL.03-3283-7700**

受付時間: 平日9時~17時

### 日本政策金融公庫

全国の最寄の支店にご相談ください。

ホームページアドレス

**<http://www.jfc.go.jp/>**

営業時間: 全店舗 平日9時~17時

**2** 上記団体から申込書入手して必要事項をご記入の上、日弁連・国際課にFAXしてください。

申込書送信先

**FAX.03-3580-9840**

**3** 日弁連から受理通知のFAXが届いた後、担当弁護士から連絡がいきます。面談の予約をしてください。

### ご紹介する弁護士について

東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県に事務所のある弁護士のうち、原則として、国際的な企業法務・取引法務の経験が3年以上あり、海外留学・海外執務経験か、一般的な海外ロースクールに留学可能な外国語力のある弁護士をご紹介します。

**4**  **担当弁護士と相談**

### 弁護士報酬について

初回相談料30分無料です。  
それ以降については、10時間まで相談・執務等に要した時間30分ごとに一律10,500円(消費税込み)となります(実費別途)。  
10時間を超える見込みの場合に、引き続き相談・執務等を依頼することを希望されるときは、担当弁護士にご確認ください。  
※経費の一部を事前にお預かりする場合があります。

初回相談(30分まで無料)で終了することもできます。

**5** ひきつづき依頼されるときは、お見積もり、重要事項の説明を受けていただき、委任契約を結んでください。

**6** ご依頼に応じて担当弁護士が業務を行います。業務終了後、相談料をお支払いください。

詳しくは、日弁連(下記連絡先)までご連絡ください。

**JFBA** 日本弁護士連合会 国際課 TEL.03-3580-9741

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 (ホームページアドレス) <http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/support.html>

弁護士が、  
中小企業の  
国際取引・  
海外進出を  
支援します。

## 日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度のご案内

日本弁護士連合会（日弁連）では、海外への事業展開（海外相手先との各種契約、海外の販売代理店契約や生産工場への業務委託、海外での支店設置・子会社設立など）を実施または検討されている中小企業に対する法的支援を行うことを目的として、海外での事業展開につき経験豊かな弁護士を紹介しています。

海外への事業展開をされている、あるいは検討されている中小企業の方々に、次のことでお悩みの場合には、まずは、ご相談ください。

- 海外展開に伴う、現地でのトラブルや法的リスクの予防法・対処法を知りたい。
- 海外企業との取引等のための契約書を作ってほしい。あるいは点検してほしい。
- 契約中の海外企業との間でトラブルになってしまったので、問題点を整理したい。

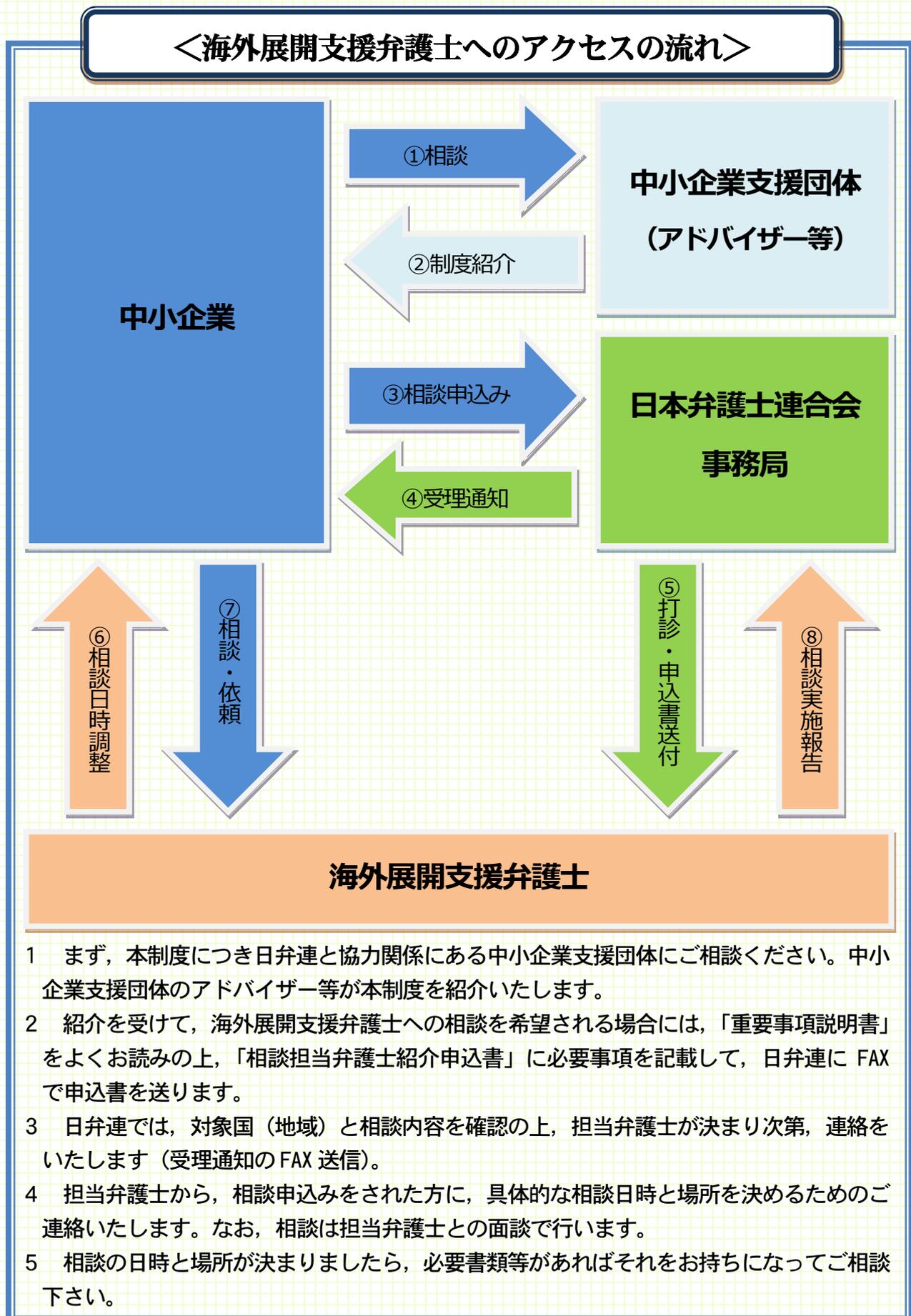
### 1 本制度で対象とする業務内容

本制度で担当弁護士が取り扱う対象業務の範囲は、原則として総処理時間が10時間以内（初回30分の無料部分を含まない）で、かつ、海外の現地弁護士等の関与を要さず、日本国内で対応可能なもので、次の①乃至③に記載のものとなります（なお、現地法に関する調査は、個別案件によって対応できる場合とできない場合があります。また、以下に記載した業務以外でも、同程度の業務負担の内容であれば、お受けできる場合もあります。詳しくは紹介された担当弁護士にご確認ください。）。

- ① 海外進出の計画策定段階若しくは手続遂行段階における現地法人の設立等の手続、合併若しくは事業提携の相手方との契約締結、現地従業員の雇用、知的財産権の保護等海外で事業を展開するにあたり問題を生じやすい事項について注意を喚起し、一般的な防止策を提案し、又は個別具体的な法律上の問題に関し助言する業務。
- ② 依頼に基づき、海外の企業、団体等と締結する売買契約、販売代理店契約、ライセンス契約、合併契約、製造委託契約等の契約書、合意書等の書面（簡易なものに限ります。以下「契約書等」といいます。）を作成する業務（これらの契約の相手方から提示された契約書等の文案を点検することを含みます。）。
- ③ 依頼に基づき、海外での事業展開に関して生じた紛争について紛争の初期段階において解決課題を整理すること並びに紛争解決の過程において情報収集を支援し、事案を分析して法的問題点を抽出し、紛争解決のための一般的な手法を教示し、及び現地の弁護士に対して相談者又は委任者の意図を正確に伝達し、取り次ぐ業務（海外の現地弁護士等を紹介することについては、対応できる場合とできない場合がありますので、詳しくは相談の際に担当弁護士にご相談下さい。）。

## 2 弁護士紹介の流れ

ご紹介とその後の事務処理の流れの概要は次のようになっています。



### 3 弁護士に支払う報酬額について

#### (1) 本制度で相談・委任をされる場合の弁護士報酬の基準は一律です。

- 法律相談及び案件の受任処理ともに、時間制報酬（タイムチャージ）になります。
- 初回の相談については、30分間は無料です。
- 初回30分間の相談を除き、相談・執務等に要した時間30分毎に一律10,500円（消費税込み）となります。ただし、累積時間において30分に満たない端数が生じた場合は30分として切り上げ計算をいたします。
- なお、実費〔収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、翻訳費、外注調査費（海外の現地弁護士等に調査等を依頼する場合の報酬費用を含む）及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用〕については、報酬とは別に費用が発生しますので、担当弁護士と、あらかじめ、よくご相談下さい。
- 事案により、報酬及び実費につき、あらかじめ一定の金額を担当弁護士にお預けいただくことがございます。

#### (2) 本制度での業務範囲について

本制度では、報酬額の予測性を確保するため、上限額を210,000円（消費税込み、実費を除く）に設定し、相談、受任の対象案件としては、相談・執務等の累積時間が10時間以内（初回30分の無料部分を含まない）に収まるものを想定しています。そのため、原則として、この上限を超える案件は、対象としておりません。

#### (3) 本制度の業務範囲を超える場合について

案件処理に要する時間（報酬額）が10時間を超えても、引き続き相談ないし処理を希望される場合、その弁護士報酬は、各担当弁護士が定める報酬基準の額になります。この場合には、あらかじめ担当弁護士に報酬基準の額をご確認ください。

### 4 お申し込み方法

このパンフレットに、相談担当弁護士紹介申込書を挟み込んでおりますので、必要事項を記載の上、日弁連国際課までFAXでお申し込みください。

ご不明な点は、下の囲みに記載されております所管部署までお問い合わせください。

### 5 注意事項

#### (1) 相談に応じられる弁護士事務所の地域

相談は、弁護士の事務所での面談が原則になりますが、現在のところ、相談に応じられるのは、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県に事務所のある弁護士に限られております。

#### (2) 「重要事項説明書」について

このパンフレットに挟み込まれている「相談申込書」の裏面に「重要事項説明書」がついています。必ず、事前にお読みいただき、相談担当弁護士との初回相談の際に、署名・押印の上、相談担当弁護士にご提出ください。

日本弁護士連合会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
企画部国際課：中小企業海外展開支援係  
TEL：03-3580-9741／FAX：03-3580-9840

# 重要事項説明書

～日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度を御利用にあたってよくお読みください～

日本弁護士連合会(日弁連)

## 1 日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の概要について

- (1) 本制度は、海外への事業展開（海外相手先との各種契約、海外の販売代理店や生産工場への業務委託、海外での支店設置・子会社設立など）を実施又は検討されている中小企業に対し、次に掲げる業務（サービス）を提供する弁護士を紹介するものです。
- (2) 弁護士が提供する業務（サービス）は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が紹介を行った弁護士（以下「担当弁護士」という。）がその責任において行うものであり、日弁連が、その結果について責任又は義務を負うものではありません。
- (3) 本制度で担当弁護士が取り扱う業務（サービス）の範囲は、原則として総処理時間が10時間以内（初回30分の無料部分を除く）で、かつ、海外の現地弁護士等の関与を要さず、日本国内で対応可能な範囲のもので、次の①乃至③に記載のものとなります（現地法に関する調査は、個別案件によって対応できる場合とできない場合があります。詳しくは相談の際に担当弁護士にご確認ください。）。
  - ① 海外進出の計画策定段階若しくは手続遂行段階における現地法人の設立等の手続、合弁若しくは事業提携の相手方との契約締結、現地従業員の雇用、知的財産権の保護等海外で事業を展開するにあたり問題を生じやすい事項について注意を喚起し、一般的な防止策を提案し、又は個別具体的な法律上の問題に関し助言する業務。
  - ② 依頼に基づき、海外の企業、団体等と締結する売買契約、販売代理店契約、ライセンス契約、合弁契約、製造委託契約等の契約書、合意書等の書面（簡易なものに限る。以下「契約書等」という。）を作成する業務（これらの契約の相手方から提示された契約書等の文案を点検することを含む。）。
  - ③ 依頼に基づき、海外での事業展開に関して生じた紛争について紛争の初期段階において解決課題を整理すること並びに紛争解決の過程において情報収集を支援し、事案を分析して法的問題点を抽出し、紛争解決のための一般的手法を教示し、及び現地の弁護士に対して相談者又は委任者の意図を正確に伝達し、取り次ぐ業務（ただし、現地の弁護士を紹介することは本制度の対象業務の範囲外になります。）。
- (4) 原則として、担当弁護士が業務（サービス）を提供いたしますが、担当弁護士の判断で、他の弁護士を補助者として利用する場合があります。

## 2 弁護士報酬等について

この制度で紹介された弁護士の報酬額（実費を除く）は、30分毎に10,500円（消費税込み）の時間制報酬です。お支払いは担当弁護士に直接お願いします。

※ ただし、初回法律相談の30分間については無料です。

※ 執務累積時間において、30分未満の端数が生じた場合は30分として、切り上げ計算をいたします。

※ 上記の報酬額は、原則として10時間まで（初回30分間無料の部分を除く）の相談又は処理業務についての報酬基準になります。

10時間を超える内容のご依頼につきましては、各担当弁護士が通常業務を行う場合の報酬基準になります。具体的案件の処理を希望される場合には、あらかじめ10時間を超過した場合の報酬基準（時間制報酬の場合には時間単価及び処理にかかる見込総時間数）等の確認をした上で、委任契約を結んでください。

※ 実費〔収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、翻訳費、外注調査費（海外の現地弁護士等に調査等を依頼する場合の報酬費用を含む）及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用〕については、報酬とは別に発生しますので、担当弁護士と、あらかじめ、よく御相談下さい

※ 事案により、報酬及び実費につき、あらかじめ一定の金額を担当弁護士にお預けいただくことがございます。

## 3 個人情報及び相談・委任事項に関する情報の取り扱い

この制度で提供いただいた個人情報及び相談・委任事項等に関する情報は、所定の報告書の形式で日弁連及び担当弁護士が所属する弁護士会に第三者提供されます。日弁連及び弁護士会では、提供された情報はプライバシーポリシーその他関連諸規定に従い厳重に管理いたします。また、提供された情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人や団体が特定されないような状態で公表することがあります。

年 月 日 上記説明を受け了承致しました。

氏 名

印

# 資料7-1

司法試験に合格して資格があるから政策担当秘書にと軽々に考えるべきではない。ただし、こうした政治的センスを有すれば、本人の能力とついている議員次第で相当の仕事をこなすことができ面白い仕事である。

## II 事業仕分けについて

- (1) 事業仕分けにより漢方薬は保険適用除外とされたとの誤報に見られるように、マスコミは一次情報にあらず、財務省の掌で踊らされている。
- (2) 事業仕分けは、個別の事業について、客観的に明らかに、目的が目的としての合理性を失っているもの、目的と手段の因果関係が欠如しているものについての議論であり、政治的判断を要するものは対象でない。全体としての科学技術予算を減らすという議論でなく、現状の縦割り、細分化、重複、中抜き、ピンはねという科学技術助成のやり方を見直そうというものである。
- (3) 我が国では、過去、予算、対象事業について、政治もマスコミも、目的と手段を区別せず、目的の重要性ばかりを議論し、目的と手段の因果関係、手段の合理性、合目的性について議論し

てこなかった。今回一部の人とはいえ、目的と手段の因果関係、手段の合理性、合目的性という意識が共有できたのは事業仕分けの大きな成果である（ただ、マスコミの上部はまだ目的のみの議論から変わっていない）。今後3年くらいの間に意識転換して予算の作成、議論の仕方が変われば我が国の財政を相当立て直すことができる。

- (4) これに対し、要求官庁は、議論の次元を目的に戻し、また議論を抽象化し抵抗している。財務省も、議論を抽象化して天下り等を棚上げにし、数字だけは事業仕分けの結果どおりの削減を求めるような策動をしている。こうした動きをきちんと検証していけるかが、事業仕分けがその意図のとおり短期的に効果を挙げるかどうかにつながってくる。
- (5) なお、事業仕分けの1時間は短いという批判もあるが、今回の対象事業の殆どは過去には継続事業として議論の対象ですらなかったものを初めて議論するようになったものであり、加えて、仕分け人は事前に2,3時間準備のための勉強をしており、時間が短いという批判はあたらない。

(企画委員会副委員長 上山直樹)

## 弁護士から政策担当秘書になった会員紹介（その1）

1. 氏名      2. 所属弁護士会名      3. 採用された国会議員のお名前      4. 政策秘書としての抱負

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新井健一郎（あらい けんいちろう）</li> <li>2. 東京弁護士会（新61期）</li> <li>3. 柿沼 正明（かきぬま まさあき） 衆議院議員（民主党）</li> <li>4. 弁護士という法律専門家が、司法界のみならず、立法の世界においても、果たすべき役割があるはずだと思い、政策秘書になりました。もとより未熟ではございますが、弁護士の名前に恥じないように頑張るつもりです。</li> </ol> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小島 秀一（おじま しゅういち）</li> <li>2. 東京弁護士会（新61期）</li> <li>3. 仙谷 由人（せんごく よしと） 内閣府特命担当大臣（民主党）</li> <li>4. 「坂の上の雲」、名もない多くの国民が己の信条に命を懸けていた時代の物語。翻って、自らを省みる。浅学非才の身ですが、兎に角、覚悟だけは持ち、世のために働く議員の一助となれるよう頑張っていきたいです。</li> </ol> 
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中田 圭一（なかだ けいいち）</li> <li>2. 東京弁護士会（現61期）</li> <li>3. 中後 淳（ちゅうご あつし） 衆議院議員（民主党）</li> <li>4. 今回、弁護士から政策担当秘書になることにご尽力いただいた関係者の皆様に、まずはこの場をお借りしてお礼申し上げます。私は、国会事務所にみならず、選挙区の地元の事務所で勤務することも多くなる見込みです。その際は、弁護士として依頼者からの聞き取りを行った経験を生かして、有権者の話をよく聞いたうえで、具体的にどのような政策によって有権者の要望を実現できるか、代議士とともに考えることのできる政策担当秘書を目指したいと考えております。</li> </ol> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 渡辺 拓（わたなべ ひろむ）</li> <li>2. 第二東京弁護士会（60期）</li> <li>3. 小沢 鋭仁（おざわ さきひと） 環境大臣（民主党）</li> <li>4. 地道な歩みを丁寧に重ねて行くその先に、一つでもこの国を良くする何かを残すことができるのではないかと。永田町の奔流にもまれながら、そのようなことを考えている今日この頃です。今後ともご指導のほどお願い申し上げます。</li> </ol> 



## 蓮舫参議院議員との朝食会



2月4日午前8時からグランドアーク半蔵門にて蓮舫議員との朝食会を開催しました。出席者は、宮崎日弁連会長を始めとして新人会員まで、合計40名ほどでした。蓮舫議員は颯爽と登場して、出席会員と共に手早く朝食を済ませ、事業仕分けの話を皮切りに国政における無駄な歳出が如何に多いか、予算案を準備する官僚の常識がどれ程一般の常識とかけ離れているかを具体例を交えて分かり易く話してくださいました。出席会員からの質問に対して的確に答えてくださいました。印象深かったのは、事業仕分けにおいてマスコミで報道されたのはごく一部に過ぎず、しかも、マスコミで報道された内容は一部の事象を取り上げて極端な印象を植え付けるもので、実際の事業仕分けの作業やその意義が必ずしも国民に正確に伝わっていないというお話でした。お忙しい中時間を割いてくださって、写真撮影にも快く応じてくださった蓮舫議員に感謝いたします。

(企画委員会副委員長 豊田賢治)

## 弁護士から政策担当秘書になった会員紹介 (その2)

1. 氏名    2. 所属弁護士会名    3. 採用された国会議員のお名前    4. 政策秘書としての抱負

1. 池本 寛子 (いけもと ひろこ)  
2. 東京弁護士会 (新62期)  
3. 首藤 信彦 (すとう のぶひこ)  
衆議院議員 (民主党)



4. 修習中に政策秘書の仕事を知り、受動的な事件受任だけでなく能動的な立場から社会貢献できることに魅力を感じ、就業早々二足の草鞋を履くことになりました。弁護士・政策秘書の二兎とも逃さず捕えられるよう邁進致しますので、ご指導の程お願い申し上げます。

1. 篠原芳宏 (しのはら よしひろ)  
2. 東京弁護士会 (新61期)  
3. 橋本 博明 (はしもと ひろあき)  
衆議院議員 (民主党)



4. 諸分野に関する事項について専門家より説明を受けることができる等、学ぶ機会に恵まれています。このような機会を無駄にすることなく、弁護士及び政策秘書として地道な歩みを重ねていきたいと考えています。

1. 岩崎 雄大 (いわさき かつひろ)  
2. 第二東京弁護士会 (新62期)  
3. 中島 政希 (なかじま まさき)  
衆議院議員 (民主党)



4. 法曹資格を生かしながら、多くを吸収して、議員をサポートしていきたいと思っています。政策秘書として初めの一步を踏み出した者としての役目を果たせるよう、しっかりと頑張っていく所存です。

1. 眞鍋 涼介 (まなべ りょうすけ)  
2. 東京弁護士会 (現60期)  
3. 小泉 俊明 (こいずみ としあき)  
衆議院議員 (民主党)



4. 地元選挙区の事務所に勤務し、地元の方々と接する機会に恵まれ、社会の現実を肌を感じながら業務に励んでいます。見聞したことについて、自分に何ができるのかを考え、日々努力を重ねて参りたいと思います。

### 編集後記

「今回は、予定通り発刊できるかヒヤヒヤでしたが、ほぼ日程通りの発刊となり、感謝。」(いいで)  
「道さん、今度はぜひ弁政連ニュースのインタビューを受けてください。」(いいで)  
「弁政連では懇談会等の新しい企画が目白押しです。是非、御参加下さい。」(さいじょう)  
「飯田隆先生の引っ張り込みにより広報委員になりました。よろしく申し上げます。」(なごら)

# 政策秘書の 現状と展望

司会 鈴木善和 幹事長  
柳楽久司  
広報委員会副委員長



深津功二 会員  
東京弁護士会所属  
57期  
古川俊治参議院議員  
政策秘書  
(2007年9月～2008年2月)



渡辺拓 会員  
第二東京弁護士会所属  
60期  
小沢鋭仁衆議院議員  
政策秘書



小島秀一 会員  
東京弁護士会所属  
新61期  
仙谷由人衆議院議員  
政策秘書



河崎健一郎 会員  
東京弁護士会所属  
61期  
村越祐民衆議院議員  
政策秘書



池本寛子  
東京弁護士会所属  
新62期  
首藤信彦衆議院議員  
政策秘書

## はじめに

【鈴木】弁政連幹事長の鈴木善和（東弁・39期）です。本日は弁護士資格を持ちながら政策秘書をされている、あるいはされていた方々にお集まりいただきまして、政策秘書になったキッカケ、仕事の実際、やりがい、さらには政治の立場から見た日弁連などについて、率直に語って頂きたいと思います。最初に簡単に自己紹介をお願いします。

【深津】57期の深津でございます。東京弁護士会所属で、参議院埼玉県選挙区、自民党の古川俊治議員の秘書をしておりました。2007年の9月下旬から2008年の12月まで1年3か月ほど務めました。

【池本】池本寛子と申します。所属弁護士会は東京弁護士会で期は新62期です。衆議院議員の首藤信彦の政策秘書をしています。

【小島】小島秀一と申します。新61期で、東京弁護士会に所属しています。昨年11月から、国家戦略担当大臣の仙谷由人事務所で政策秘書をしています。

昨年8月までは法律事務所に所属し、その後、2ヵ月半ほど日弁連で嘱託弁護士をやらせて頂いていました。

【渡辺】渡辺拓（ひろむ）と申します。期は旧60期でして、鳥飼総合法律事務所にて主として税務と企業法務をやっておりました。現在は、衆議院議員で環境大臣の小沢鋭仁の政策担当秘書をやっております。

【河崎】河崎健一郎と申します。新61期です。会社勤めを辞めてロースクールに入学し、弁護士になりました。東京駿河台法律事務所に籍を置きながら、民主党の村越祐民という若手衆議院議員のところで政策秘書業務を行っています。

【柳楽】弁政連広報委員の柳楽と申します。期は54期で、若い若いと思っていたのですがそろそろ9年目という年になってくると、「若手」と言っているのか微妙な年になってまいりました。ただ、弁政連の中ではまだまだ若手の部類に入る存在でして、今日お集まりいただく政策秘書の方は若い方というこ



となので、近い視点から率直なお話しをお伺いできればと思ってやってまいりました。宜しくお願いします。

### 政策秘書になったきっかけ

【鈴木】深津さんは古川俊治先生について政策秘書をやっていたのですが、政策秘書になられたきっかけはどのようなものだったのでしょうか。

【深津】古川先生とは弁護士として同じ事務所にいました。2007年7月の参院選で古川先生が当選し、所内で政策秘書の募集がありました。祖父が長く代議士や市長をしていたこともあり、政治の世界とは親和性があったため政策秘書に応募しました。



【鈴木】池本さんは新62期で、ほとんど弁護士経験のない中で、いきなり政策秘書ということなのですが、政策秘書をやってみたいなということになったのはどういう経緯なのでしょう？

【池本】修習中、指導担当の事務所に、政策秘書の説明会があるという日弁連ニュース（175号）が届いていて、修習先の事務所の先生から「こういうのがあるんだけどどう？」と言われたのがきっかけです。ひたすら職を探していた時期で、政策秘書の説明会に行って面接をするという時点になって、法律事務所の方からも採用しますという連絡を受けて、どちらにしようかと悩んで議員と法律事務所の先生の双方に相談したところ、どちらからも兼任でいいよということになりまして、どちらも登録して兼業するということになりました。ですので、法律事務所に籍を置いたのと政策秘書になったのはほぼ同時でした。

【鈴木】小島さんはいかがですか。

【小島】昨年の衆議院選挙の2か月くらい前でしょうか。私が早稲田の法科大学院でお世話になった先

生からお話がありまして、「政策秘書に法曹有資格者が入るチャンスが出てきそう。リーガルマインドをもった人が政治の世界に入らなければ政治は良くならない。今こそ立ち上がらなければならない。」と言われ、「やりましょう」と堅い握手をしたのがきっかけです。

【鈴木】渡辺さんは、どういうことで、政策秘書に？

【渡辺】最初のきっかけは、インターネット上のSNSで友人の弁護士が政策担当秘書の募集について書き込んでいるのを目にしたことです。弁護士業務ではなかなか縁のない立法院での経験を積むチャンスと大変興味を持ちました。ただ、急に事務所を離れるとなると、事務所にもご迷惑をお掛けすることになります。しばらく悩んでいたのですが、思い切って所長に相談してみましたところ、「今後の人生にとっていい経験になるし、やってみたらどうだ。色々なおもしろい話、経験があったらたまに来て聞かせてくれればそれでいいから。」と仰っていただけだったので決意した次第です。

【鈴木】河崎さんは、どうでしょう。

【河崎】少し昔の話になるのですが、ロースクール時代にエクスターンシッププログラムというのがありまして、その当時、村越議員がその受け入れをやっていたんですね。その期間中に郵政解散がありまして、私もちょうど夏休みだったこともあり、乗り掛かった舟ということで選挙活動のお手伝いをしました。結果としてその選挙で彼は落選したのですが、その後もかたや落選中の議員、かたや司法試験受験生というお互い砂を噛むような二人ということで（笑）、交流がありまして、昨年夏に彼が復活当選をした時に、「政治主導を実現するためには実務者レベルのサポートが必要だから、ちょっと力を貸してくれないか」ということで、そういうことなら、とお受けしたと、そういう経緯です。

### 政策秘書の仕事

【鈴木】政策秘書の日常の仕事はどのようなものなのでしょうか。

【河崎】本当に雑多な仕事をしていて一言では言えないのですが、大きく分けると、「政策」と「選挙」になると思います。通常の時期には、政策会議ですとか、院内集会ですとか、各種の勉強会ですと

か、そういう所に出て報告を上げたり、代議士の関心事項について学者や国会調査室、国会図書館に問い合わせレポートしたりと、「政策」の仕事がメインになります。地元から来た陳情を処理するというのも大切な仕事のひとつで、陳情が発展して政策提案につながることもありますので、これも広い意味で「政策」の仕事でしょうか。政治家の事務所に持ち込まれる陳情の多くは法律相談を含むものですので、弁護士出身の政策秘書はこの点で有利だと思います。また、「選挙」になったら地元を手伝いに入ることも多いです。

【鈴木】小沢鋭仁大臣の政策秘書である渡辺さんは？

【渡辺】河崎さんが今おっしゃったのとほぼ一緒で、雑多で何でもやるのですが、うちの議員の場合は、政策担当秘書は政策をやるのが筋だから、基本的には政策関連



の情報収集・分析をするようにと。現在、小沢は当然のことながら環境大臣としての職務に大部分の時間を費やしておりますが、もともと小沢の専門は環境にとどまらず、

財務、金融、税制等多岐にわたりますので、広く国政全般について分析を怠らないようにと言われてます。

【鈴木】小島さんはどうですか？ 議員会館にいるのですか？

【小島】当初、議員会館にいた時には政策について調べたり、あちらこちら代理出席したり、政策会議に出たり、陳情を受けたりしていました。その後、内閣府の大臣室にもいるようになりました。幸運なことに、内閣府でどのようなことが行われているか、国がどのように動いているかを見ることが出来ています。

【鈴木】池本さんはどんなようなお仕事を？

【池本】私の場合はもともとプロの秘書というのが

いないような事務所で、メインは秘書業務ですね。あとは会議や勉強会、院内集会等の代理出席もありますし、報告もありますし、地元の方とかいろいろな方の陳情処理もありますし、



ほぼ河崎さんと一緒です。私はまだ弁護士業もほとんどしていない状態でもありますし、社会人経験もそれほどないので、議員からはまずは見習いだねという感じになっています。地元は神奈川七区の横浜市都筑区・港北区で国会からも近いので、たまに地元の方でお手伝いや、地元で行われる各種パーティー等に代理出席をしたりもします。

【鈴木】深津さんは今は政策秘書を終えられているわけですが、政策秘書をされていた1年3か月の間、具体的にはどのようなことをされていたのですか。

【深津】情報収集として、自民党の政務調査会の各部会の傍聴、官僚・学者・企業・業界団体の方々のインタビュー、各省の審議会等の傍聴、国会図書館での資料収集などを行いました。古川先生は環境政策にも関心が高いので、国立環境研究所や電力・ガス会社の研究施設の視察を企画・同行したこともあります。このようにして得た情報は、古川先生に報告するとともに、これらの情報を基に、法案を審議する委員会での質問を作成し、またホームページやニュースレターの記事として意見を発信するお手伝いをしました。

古川先生が超党派の議員連盟である健康食品問題研究会の事務局長をしていましたので、私は勉強会の企画や講師の手配などのお手伝いをしました。

### 政治の世界から見た弁護士会・日弁連

【鈴木】政治の世界から弁護士会や日弁連を眺めると今までとは違って見えるようなところもあったと思うのですが、深津さん、いかがですか。



【深津】他の業界、他の団体と違って、特定の党派を支援するというわけではなく、日弁連・弁政連の立ち位置は難しいのだろうと感じました。

【河崎】良い意味でも悪い意味でも弁護士会はムラ社会だなという気はします。外に対して閉鎖的で、お高い感じがするのは、「悪い意味」でのムラ社会



の側面ですよ。一方で、「良い意味」というのは、今日なんかもそうですが、お互いに弁護士同士だとわかると、なんとなく安心感があると言うか。議員事務所には本当に種々雑多な

人たちが訪れるのですが、そんな中でも弁護士の人が意見書や陳情をもって来ると、ある程度品質を信頼して受け取れる、というのはあるような気がします。

【渡辺】議員会館にいるとよくいろんな個人や団体の意見書などをもらうのですが、その中でやはり群を抜いてクオリティが高く、なおかつ中立的な意見書をいただくのが弁護士会なんですよね。しかし同時に、これ一体何人の人が読んでいるんだろうと思うこともあります。非常に丁寧に持ってきてくださって、弁護士同士ということでお話しさせていただいたりするのですが、感じるのは、やはり他の団体と違って、「何が何でも」という必死さがないという点です。そこが弁護士会の良いところでもあり、共感できるところでもあるのですが。

【柳楽】隣接士業の人たちって本当に必死じゃないですか、業界団体としての利益を守るために。政治連盟の組織率も高かったり、議員にも強く働きかけをしたりとかしているようなのに、どうも日弁連はその辺のやり方がちょっとうまくないのかな、という気が正直しています。なんかやられっぱなしの感じがするし、いいこと言ってもいまいち届いていないし、そのあたりを、政策秘書という立場でご覧になってどうなのかな、と思ったのですが。

【池本】他の士業と異なって、弁護士に関する議員連盟もありませんしね。

【小島】確かに、もう少し強い働きかけがあってもいいと思います。ただ、その裏返しといいますか、日弁連は余り変な働きかけをしない、自分たちのためではなく社会のために活動しているという認識は永田町に一定程度あると私は思っています、それが故に発言権も上っているのではないかと思います。日弁連の反応は、政務三役も相当気にしています、会議に出ている「これは日弁連、どう言いますかね」とか、そういうことはかなり言われています。他の団体は余りそんなふうには話に出てこないです。

【鈴木】そうですね。

【柳楽】「これ、日弁連どうせ反対だろ」みたいな扱いではないのですか。

【小島】少なくとも、日弁連は反対されると怖い団体というイメージはあると思います。何かの政策について、日弁連が提言しているから「じゃあそれをやりましょう」とは余りならない気がします、何かをしようというときに反対されると怖い。金も票もない団体だけれども社会的な影響力は強い、反対されると進まなくなる、という怖さはあるんじゃないでしょうか。一方で、日弁連のここが良くない、積極的提言が通りにくい原因かなと思っているのは、1つは先ほど必死さがないという話もありましたが、もう1つは他の団体とあまり協議をして根回しをする習慣がないことだと思います。例えば、よく聞くのは日弁連が意見をもってきてどこの反対にあって駄目になるかということ、だいたい学者の反対にあって止まると聞きます。出来れば、日弁連内で意見をまとめるときに学者を何人か入れて、その学者を巻き込んでいって、更にその学者の周囲の学者にもイエスと言わせる環境を整える。特に名前が通っている学者が入っていると、最終的な局面で他の学者もイエスと言わざるを得ないと思います。そのような形で、環境づくりもセットにして提言をできれば、今よりも、もっともっと提言は通り易いんじゃないかなと思います。また、学者だけじゃなく、NPOや各士業等の関係する他の団体も巻き込めればもっと良くなるんじゃないでしょうか。

## 政策秘書のススメ

【鈴木】 弁政連は2010年の活動方針で、「弁護士の新たな活動分野として政治・行政の場を位置づけ、これをサポートして参ります。」と謳っていて、議員、政策秘書、政府機関、自治体へと積極的に人材を送り込むための支援をしていこうとしているのですが、そのうちの1つである政策秘書という仕事について、やりがいや楽しさのようなものをお話したければと思います。

【深津】 政策秘書をしていた1年3か月は楽しかったですね。垣間見るだけでしたが、法律が作られていく過程や、法案に至るまでの政策の段階を見ることができたと思います。弁護士業務をしているだけではできないことですので、いい経験ができたと思います。また、政策秘書時代に環境政策を研究することができ、これが今の仕事にもつながっているので、いいきっかけになったと思います。

【池本】 新人の弁護士としてはとても出会えないような各方面での先生方にも出会えるという特権もありますし、わからないことがあって自分では調べ



れない時に、省庁などから色々なことを聞いたいなと思ったときに、いきなり電話をかけて、「こういうことを教えてください。秘書なので」というとだいた教えてくれるというような特

権もあります。議員にくっついて色々なことを調べて、それで視野が広がって、既存の業務だけではなくて、「あ、こんなところに弁護士必要だな」と思いつくこともあると思うのです。そういうところにどんどん弁護士を派遣して、弁護士に今迄なかったような業務を弁護士が作るというようなこともあるのではないかと思います。

【小島】 予測がつかないことが毎日起きて、本当に刺激的な毎日ですね。これはもう普通の生活には戻

れないんじゃないかと、自分でもちょっと怖いところはあるんですけども、弁護士をやっていたときは考え方や視点が全然違ってきました。読む本も全く変わってきて面白いです。それから、この仕事をしていて実感するのは、今社会の隅々で弁護士が必要とされているということで、どこにいても弁護士を雇いたいという話聞きます。議員からの政策秘書の問い合わせも思った以上にあります。従来型の事務所に所属し裁判をする弁護士だけではなくて、色々なバックグラウンドを持っている人が弁護士になって、またその弁護士があっちこちの分野に行くという良い循環ができれば、社会にとっても弁護士にとっても非常にプラスになるんじゃないでしょうか。

【渡辺】 秘書をやっていると大変なこともあるのですが、やはりなんといっても毎日がおもしろい。皆さんむき出しの利害関係の中で、不確定要素も多く、日々何かが起こるか分からないという中でやっているわけなんですけど、とにかく議員の先生方も、その下で動く秘書さん達も、日々お会いする関係者の方々も、大変アグレッシブでありながら、人間として魅力的な人が多いように思います。弁護士の方が政策秘書になると、きっと素晴らしい貴重な経験をしていただけたと思います。ただ1つ言えるのは、静かに書面を書くのが好きで、調べ物とかして論文とか書かれるのが好きという人にとっては必ずしも満足の得られる職場ではないのかな、ということです。昼間の大部分は即時の対応が求められる業務に追いまわられていますので、間違いなくそういうことやっている時間はありませんので、一日中ゆっくり物を考えたり、読んだりだけして過ごすということはちょっと無理なのかなという感じがします。あともう一つ、議員さんとの相性は大切です。私は幸い人格、ご見識ともに素晴らしい議員につかさせていただきましたので、この人のためだったら本当にもう休みを潰してでもやっていくという気持ちで出られるからいいのですが、やはり相性が合わないボスについてしまうと相当大変だということを聞いています。その点さえご注意くださいと。

【河崎】 皆さん割とバラ色な感じのことをおっしゃっているので、逆のことも言っておこうかなと思います（笑）。小島さんや渡辺さんは若干特殊な



例なんです。というのも、大臣クラスの国会議員になると他にも秘書が沢山いて、政策秘書は選挙をそこまで意識しないで済むと思うのです。しかし、一般の議員にとっては選挙というのは死活的な問題なんです。そこで一緒に死線をくぐるというか、頭下げてポスター貼って朝早く起きてピラ配って…というのが実は、議員との信頼関係を築く上で決定的に大事だったりすると思うのです。弁護士というのは一回バッジをつけてしまえば、何か無い限りずっと弁護士ですけれど、議員というのは常に立場を更新し続けないと、仕事をさせてすらもらえない。仕事をさせてもらえないというのは、自分が悔しい思いをするだけではなくて、自分を応援してくれる多くの人を裏切ることにもなるので、まず「そこに存在する」というのが彼らにとって最大の懸案の一つで、そこを共有する活動を求められるし、そういうことに対して「自分は政策しかやりません」と言っているのは、深いところで共闘関係に立つような、信頼して仕事任せてもらえるような関係にはならないんじゃないかと、そこは一つ覚悟して貰ったほうがいいんじゃないかなと思います。

あと一点、もし弁政連が、政治・行政の場にもっと弁護士を増やそうというのなら、是非、弁護士倫理との関係を整理していただきたいと思います。例えば、自分のついた議員のところ、弁護士としての所属事務所の顧問先が陳情に来たらどうすべきか、とかですね。そういうのはまだ誰も整理して考

えたことがないと思います。こうした点は、政策秘書になる弁護士を増やしていくのなら一定のルール作りとして必要になってくると思うのです。今は各自がそれぞれに考えて対応しているわけですが、かなり重い問題ですし、何かあると弁護士全体の信用にも係わる問題ですので、やはり弁政連か日弁連で、例えば政策秘書倫理委員会のようなものを作って、何かしら基準を作る作業を進めて頂ければと思っています。

【柳楽】今日は時間も限られていて、ここで終わりというのはとても残念なのですが、また機会がありましたらお話をお聞かせいただければと思います。政策秘書という仕事をいつまで続けているのか分かりませんが、終えられてからも是非その経験を、今度は日弁連サイドから役立てていただければなと思っています。今日はありがとうございました。

(平成22年5月11日 於霞が関弁護士会館)



## 法曹資格者政策担当秘書・内閣府等への出向者との懇談・懇親会報告



3月17日、法曹資格を有する政策担当秘書及び内閣府等（行政刷新会議）職員との懇談・懇親会が開かれました。11名の政策担当秘書及び内閣府等職員の方々に参加いただき、企画委員会の委員を交えて弁護士会館の会議室で懇談した後、内幸町の串焼屋で懇親会を行いました。政策担当秘書や内閣府等職員として活躍されている方々が、相互に情報・意見を交換し、企画委員を交えて懇親を深めました。

(企画委員会委員長代行 廣瀬健一郎)



## 徳島支部設立報告



祝賀会は、仙谷由人国家戦略担当大臣をはじめとする徳島県選出の国会議員5名の本人出席と飯泉嘉門徳島県知事をはじめとする自治体の首長4名の本人出席を得て、総勢40名と盛会でした。取調への可視化や法曹養成制度の改革、地方における消費者行政のあり方など様々な課題について熱心に意見交換がなされていました。

(弁政連徳島支部 事務局長 吉成 務)

4月10日午後6時からホテルクレメント徳島において、弁政連徳島支部の設立総会並びに祝賀会を開催しました。

設立総会には、本部からは梶谷理事長、鈴木幹事長をはじめ4名の役員の方々の参加をいただき、今後の活動方針等について議論をしました。徳島弁護士会では今年度中に地域司法計画を策定すべく準備中であり、徳島のあるべき司法について、弁護士会と連携を取りながら国会議員や自治体の首長等に働きかけていくことが確認されました。

## 東京本部と民主党都議会議員との意見交換会・懇親会開催



東京本部は、平成22年3月5日午後6時から、民主党都議会議員との意見交換会・懇親会を開催しました。

意見交換会には、都議の先生方30名（及び小宮山洋子衆議院議員）と弁護士21名が出席し、2つの議題（自殺予防への取組み（弁護士提案）、犯罪被害者問題（都議提案））につき活発な意見交換を行いました。

さらに午後7時からの中華料理屋に場を移した懇親会にも、議員団長、副団長、幹事長、政調会長など幹部の先生方多数にご参加いただき、ざっくばらんに様々なお話をして宴席が盛り上がりしました。

東京本部としては、今後とも都議会議員の先生方との交流を深め、東京における政治家・弁護士間のネットワーク・協力体制を構築したいと考えています。

(東京本部長 村越進)

## 弁護士から政策担当秘書になった 会員紹介（その3）

1. 氏名
2. 所属弁護士会名
3. 採用された国会議員のお名前
4. 政策秘書としての抱負

1. 河崎健一郎（かわさき けんいちろう）

2. 東京弁護士会（新61期）

3. 村越 祐民（むらこし ひろたみ）衆議院議員（民主党）

4. 縁あって立法活動のお手伝いを始めて半年が過ぎました。司法と立法の同朋とも別世界とも思える不思議な関係。相互の世界を行き交いながら、想いを繋ぎ、言葉を紡ぐ仕事が出来たらと願っております。



## 東京本部定期総会報告

東京本部は、平成22年度定期総会を、6月1日に開催しました。

①2009年度活動報告承認、②同年度決算報告承認、③2010年度予算案承認、④2010年度活動方針承認という定番の議題のほか、⑤支部規約一部改正、をご承認いただき、理事の数を70名以内から100名以内に増員していただきました。

その上で、⑥新役員選任、をご承認いただき、慣行に従い、平成21年度東京三会の会長に副本部長にご就任いただき、副会長及び同22年度東京三会の日弁連理事の先生方に理事にご就任いただきました。

(東京本部幹事長 岡 正晶)



## 編集後記

政治は激動しています。政治家を支える政策秘書の重要性を痛感します。（いいだ）  
政策秘書の方々の話は大変おもしろかったので、そのうちまた取材できればと思います。（なごら）  
鈴木幹事長、柳楽さん、充実した座談会ありがとうございました。（いいでい）

若手弁護士を任期付き公務員として就任させる地方の法律事務所の取組みについて

平成25年5月11日

楠井法律事務所

楠井嘉行

1 はじめに

私は、昭和55年4月、三重県職員に採用され、三重県に奉職した後、昭和57年10月司法試験に合格し、昭和60年4月から三重弁護士会所属弁護士として活動を行っている（第37期）。

法科大学院では公法総合演習を担当

平成25年4月現在、三重県津市において、研修派遣中の弁護士も含め、19名の弁護士が所属する三重県では多人数の法律事務所を運営している。

2. 楠井法律事務所から地方自治体へ任期付職員として弁護士を派遣するようになった経緯

楠井は、元県庁の職員であった関係から、現在は、県内の市町の法律顧問を多数している。

顧問をしている市の中に法律事務所へ来るのに1時間以上かかり、即座には対応できないところもあった。

⇒市長と話し合い、当事務所の弁護士を任期付公務員として採用して頂き、市と法律事務所との関係を強化する。

他方、地方自治体職員が法律事務所研修派遣して頂き、法務能力を高めてもらう

⇒市と事務所相互の協力関係を深める。

### 3. 法曹有資格者が地方自治体内で活動することの意義・有用性

#### ① 法曹有資格者の職員による気楽な業務相談

##### 顧問弁護士のみの場合

- ・内部の調整だけで時間がかかる
- ・窓口である総務課を通すと2、3日先にしか相談ができない

#### 常駐によるメリット

- ・迅速を迫られるような案件、例えば不祥事事件などで迅速な対応ができる。
- ・政策法務として企画立案段階から法曹有資格者が参加することにより、法曹有資格者の知見を有効に活用することができる。

#### ② 円滑な訴訟遂行

⇒訴訟案件について、地方自治体原課と顧問弁護士の間の中継役となることにより、スムーズな打ち合わせや適切な訴訟進行を図れる。

#### ③ 児童虐待が多発しており、児童相談所で弁護士を活用しようとしている。(福岡市など)

### 3. 地方自治体において、法曹有資格者の活動が見込まれる部署、業務

- ・総務部門(法務)
- ・人事部門(職員を対象としたコンプライアンス等の各種研修)
- ・債権管理回収部門
- ・土地収用など

私債権の回収に関する分野においては、地方自治体職員では不慣れな場面も多いと見受けられ、法曹有資格者のニーズは高い。

・徴収吏員としての活動

⇒債権回収能力は、国税徴収法分野でもすぐに活用できると思われるので徴収吏員としての活動も可能である。

・窓口相談

⇒地方自治体に対する不当要求行為への対応について、法曹有資格者の担当職員への相談や、窓口対応への同席等により的確で迅速な法的判断が可能となる。



・土地収用業務

⇒交渉を専門業務とする法曹有資格者による、用地取得や土地収用等の業務もある。

・児童相談所での相談業務

⇒児童虐待等に対応

A市の学校問題調査検討委員会委員長をしている。

4. 若手弁護士の発想転換のお願い

(1). 若手の弁護士は、裁判実務のスキル向上をのぞみ、プライドが高く、企業法務、裁判外の紛争処理やリーガルチェック等予防法学の分野に関心が低い。

(2) 楠井の3年間の三重県職員の経験  
は大きな財産

- ・教科書と現実の大きなギャップ
- ・人のつながり
- ・組織の考え方、稟議の重要性を身をもって体験

(3) 大量増員時代の弁護士の専門性

隣接士業との競争  
弁護士の法廷活動のみが他士業  
に対する優位性か？

(4) 司法修習期間が短い  
＝実務修得期間が短い



いきなり実務？  
じっくり基礎的学力、スキルの向上の  
必要性

地方における裁判官もびつくりの現状(1)

個人営業の〇〇商店原告の当事者の  
表示

原告 〇〇商店  
代表取締役 〇〇〇〇

地方における裁判官もびつくりの現状(2)

請求の趣旨で求めている金額と請求  
の原因のよって書きの金額が合ってい  
ない。

足し算ができない？  
チェックせずに訴状を出している？

5. 法科大学院修了生の現場での活  
躍(1) 楠井事務所の取組み(地方  
自治体)

- ・過去、2名の若手弁護士が名張市総務部副参事として活躍した。
- ・平成25年4月から新たに1名の若手弁護士が名張市総務部副参事兼市民部副参事として採用された。

- ・財務省東海財務局
  - ・兵庫県明石市
  - ・三重県度会郡南伊勢町
- 等にて若手弁護士が活躍している。

#### 組織内弁護士の活躍（金融機関）

- ・三重県信用農業協同組合連合会 1名
- ・三重県信用保証協会 2名

求償金請求、事業再生等に関与している

#### 組織内弁護士（企業）

- ・ 三重県商工会連合会 2名

経営相談員として中小企業の相談に毎日のっている

#### 組織内弁護士（企業）

- ・ ケーブルテレビ会社 1名

総務部門で活躍中

#### (2). 組織内弁護士を経験した法科大学院修了弁護士のその後の活躍

三重県信用保証協会にて4年間の研修派遣をおえた若手弁護士の場合

⇒平成25年度4月、財務省東海財務局の証券取引等監視官に就任した。

⇒財務省東海財務局にて、金融実務の専門性をさらに磨き、今後金融業務に精通した弁護士として活躍することを本人も強く希望している。

## 5. 法曹有資格者が地方自治体で活動領域を拡大していくための課題

### ①組織内弁護士を支援するバックアップ体制の確立の必要性

#### ※新人弁護士の傾向

従前の法廷活動にこだわったり、都市部での就職活動が中心となっている

しかし、地方にこそ、弁護士ニーズが多数存在している。

⇒新人弁護士が地方自治体内で活躍するためには、「支援法律事務所」による研修の実施やバックアップ体制の確立などが必要である。

### ・組織内弁護士の定着を図るための指導

金融機関や信用保証協会に研修派遣している弁護士に対して

⇒毎月定例で、楠井事務所の担当弁護士による後輩指導や、職員との法律相談日も設けている。

楠井事務所は、派遣している弁護士のバックアップに関する経費を負担している。

⇒日弁連や国、地方自治体から人的支援、資金的援助や専門研修の実施等があると助かります。

### ②地方自治体での法曹有識者ニーズの掘り起こしの必要性

・地方自治体側にも、従来の顧問弁護士との契約に加え、突発的な事件・事案に即応可能な体制の構築を考えていく必要がある。

⇒行政事件の専門性、地方自治体の健全な管理・運営をさらに高めることが必要である。

### ③ ビジネスモデルとして成り立つか。

若手法曹が事務所に戻り、ばりばり仕事をして頂くと有用ではあるが、反対に趣旨を理解せず独立されると競争相手？

#### ④ 地方の単位弁護士会とのあつれき

- ・会費の減免困難
- ・国選事件がやりにくい
- ・委員会活動は事実上制約される

⇒地方単位会の理解のためにも日本弁護士連合会の支援が必要

#### 6. 将来の法曹を担う方への提言

私は、法律事務所が地方のシンクタンクとなることを目指している。

⇒ごみ処理、医療、介護、消防等特別な分野について必要に応じて作られる一部事務組合や広域連合には問題も多く存在するので、弁護士が行けばネットワークが広がっていく。

地方自治体は、法律による行政を行っており法律家が活躍できる場である

⇒若い人が新分野へチャレンジして通常の弁護士と異なった体験をして研鑽されることはその後の弁護士活動に大いに役立つ

⇒専門性を備えた弁護士の活躍の場は今後ますます広がる

ご静聴ありがとうございました。

楠 井 嘉 行

事務所 三重県津市栄町2丁目466番地

楠井法律事務所

生年月日 昭和29年5月14日



## 略 歴

昭和48年3月	三重県立津高等学校卒業
昭和52年3月	中央大学法学部卒業
昭和55年3月	名古屋大学大学院法学研究科修士課程終了
昭和55年4月	三重県に勤務
～昭和58年3月	
昭和57年10月	司法試験合格
昭和60年4月	弁護士登録（三重弁護士会）
平成6年5月	三重県地方労働委員会公益委員（会長代理）
～平成16年4月	
平成9年4月	三重短期大学非常勤講師（商法）
平成11年5月14日	三重県信用組金融整理管財人
～平成12年3月24日	
平成12年2月	三重県人権施策審議会委員（会長代理）
～平成19年7月	
平成17年9月	中京大学法科大学院非常勤講師(公法総合演習担当) (現在兼任教授)
平成19年7月～	三重県人事委員(現在委員長代理)
平成22年10月～	三重県立看護大学非常勤講師（法学） (平成23年4月より客員教授)
平成24年4月～	三重県弁護士会副会長

## 論文等

- 「不在者財産管理人制度の活用による用地買収について」(中部地区用対連)
- 「最近の用地取得をめぐる紛争解決事例について」(中部地区用対連)
- 「最近の水道水源保護条例・環境保全条例をめぐる諸問題とその動向」(水道協会雑誌67巻3号)
- 「三重県信用組合の金融再生法に基づく破綻処理を終えて」(自由と正義)(2000年10月号)
- 「破綻金融機関の労働問題」(月刊労委労協)(2001年7月第543号)
- 「三重県信用組合の事業譲渡による処理実務の教訓」(2002年4月5日債権管理96号16頁)
- 「実例について 任意後見契約の実情とその問題点」(2004年1月25日号 最新精神医学)
- 「不動産を取り巻く法律問題について—長期不況における不良債権処理と担保不動産の処分の実  
際について—」(鑑定みえ第7号15頁)
- 「日弁連特別研修会 地方自治法研修会」(2007年12月14日 日本弁護士連合会)
- 「行政対象暴力」(ぎょうせい改訂版)(行政対象暴力問題研究会編 2010年2月)
- 「自治体の債権回収」(公職研 2010年3月)
- 「弁護士業務改革 第16回弁護士業務改革シンポジウム運営委員会」(執筆)  
株式会社弘文堂(2010年(平成22年)12月15日初版1刷発行)
- 「自治体と弁護士の連携術」(執筆)  
株式会社ぎょうせい(2012年(平成24年)10月15日初版1刷発行)

## 自治体と弁護士連携の現状

### 1. 顧問弁護士の活用——最良の関係をつくる方法

弁護士 楠井嘉行

#### はじめに

私は、昭和55年4月、三重県職員に採用され、三重県に奉職した後、昭和57年10月、司法試験に合格し、昭和60年4月から三重弁護士会所属弁護士として活動を行っている（第37期）。現在、三重県津市において、研修派遣中の弁護士も含め16名の弁護士で法律事務所を運営しているが、三重県では最大数の法律事務所である。

私は、現在、三重県内の複数の普通地方公共団体、一部事務組合、広域連合等の法律顧問を拝命し、地方自治体をめぐる法律問題に関与する機会も多いことから、その体験に基づき、地方自治体と顧問弁護士との関わりについて現状を紹介するとともに、両者が最良の関係を築くためにはいかにすべきか、そのための試行的な取組や今後の課題を検討したい。

#### 1. 顧問弁護士の仕事の現状

##### (1) 法律相談

近年、社会情勢の変化に伴い、地方自治体が抱える法律問題は増大する傾向にある。例えば、住民の高齢化の進展などを背景として、身寄りのない認知症高齢者の取扱いや深刻化するその消費者被害等の相談事案が地方自治体や社会福祉協議会へ持ち込まれることが飛躍的に増加している。多数の地方自治体自体の事務の中で住民側からの要望やクレームも多い。このような中で地方自治体が仕事を行う上で、リスクを回避し

たり、現実のトラブルを解決するために法律相談を行う場面も飛躍的に増えてきている。従前のように地方自治体の担当者が総務省や消費者問題を取り扱う官公庁等へ問合せをし、その回答を待って対応していたのでは、到底、住民のニーズに応えることはできない。迅速かつ適正な行政運営が必要な中、地方自治体が、法律問題について即座に問合せをし、回答を求めたり、具体的な事案についての助言を受けて問題を解決することができる顧問弁護士の存在が極めて有用である。

私の法律事務所では、随時電話、FAX、メールや面談等により各地方自治体の相談に対応し、緊急の場合には、休日・夜間を問わずに対応を行っている。相談内容は多種多様であり、関連法令も多岐にわたっている。地方自治体の担当者から正確に必要なかつ十分な情報を聞きとって状況と法的問題点を把握し、短時間での確かなアドバイスを行うことが必要であり、弁護士としての力量が問われる分野といえる。地方自治体の中には、毎月1～2回、定例相談日を設けて、当該日に顧問弁護士が庁舎に出向いて、集中的に法律問題の検討を行っているところも相当数ある。

顧問弁護士が毎月1～2回庁舎に出向いて法律相談を行うと、担当者と円滑な関係が築きやすく、日頃から気軽に相談することが可能な状況を構築しておくことで、既に問題が生じている案件だけでなく、職員が日頃から気になっている案件についての法律相談を受ける機会も得ることができる。相談件数は増加するが、紛争の事後処理だけではなく、潜在的な需要を掘り起こし、紛争の未然防止にも貢献していると自負している。地方自治体の担当者からは、あらかじめ弁護士に法律相談をした事案では、自信を持って仕事ができたとか、万一訴訟に発展した場合でも、弁護士が事情を理解しているので、その後の訴訟遂行が円滑に行くとの感想を受けており、法律相談の役割の重要性を裏付けている。

## (2) 政策法務

地方分権の推進に伴い、地方自治体の首長・議員らは、それぞれ自らの政策を実現するため、条例・規則・要綱等制定に積極的に取り組もうとしている。地域の実情にあった政策法務の展開が可能になるという点

では望ましいものである。しかし、条例の中には権利を制限し、義務を課す条項が含まれるものもあり、専門的な技能や倫理が求められている。

地方自治体は、条例を制定する以上、訴訟になり得ることを念頭に置きつつ事前精査をすることが重要である。弁護士側からは、条例の立案段階から関与し、合法性などのチェックをする仕事が必要である。例えば、三重県では、条例が法律に抵触しないか等のチェックを事前に弁護士に相談している例もある。

私は、これまで、企業誘致のための産業振興条例をはじめとして、相当数の条例案や要綱等の策定・改正作業に関与してきた。担当者らと共に調査・研究、意見交換を行い、条例案を策定・改正するとともにその解釈・運用の説明冊子の作成も行ってきた。多くの時間と労力の割には収入増につながらない大変な仕事ではあるが、地方自治体への積極的な関与を通して顧問弁護士への信頼度を高める仕事と考えている。

## (3) 行政対象暴力や行政クレーマーへの対応

地方自治体の法律顧問を引き受けた場合、行政対象暴力事案や行政クレーマーに対する対応は避けられないものの一つである。

土木建築担当部門に対する「下請参入」などの要求、機関誌の購読要求、個人的なスキャンダルをネタにした金品の要求などは行政対象暴力の典型例である。近時は反社会的勢力だけに限らず、一般市民の一線を越えた行政クレーマーの増加が行政職員の悩みの種である。至極普通の住民が職員等への不満から執拗で極めて不条理な要求を繰り返す行政クレーマー問題に多くの職員が苦しめられている。公立学校や公立病院においては特に多く、モンスターペアレント、モンスターベジレントと呼ばれることも多い。執拗な電話や来庁を繰り返したり、大声を出すなど言動や態度で威圧したり、居座り続けたりされ、本来の業務に支障をきたすことも多い。職員の中には、要求等の一部に応じてしまうケースも存在する。

私は、行政対象暴力や行政クレーマーという用語ができる以前からこの問題に真剣に取り組んできた。地方自治体の職員は、行政クレーマー

等が、どこまでエスカレートした場合にどのような対応をすべきかを悩むことも多く、早期に迅速に弁護士が対応することが重要である。私は、顧問弁護士として相手方と直接交渉を行ったり、仮処分命令の申立て・債務不存在確認請求訴訟や所有権移転登記手続請求訴訟の提起等を行った経験を有する。私の妻が「坂本弁護士一家のようにになりたいか」などと脅迫の電話を受けたことは1度や2度ではないが、行政の担当の方々が安心して本来の業務に専念することができる環境を整備するためには弁護士が迅速に対応して頑張らなければならないと考え、逃げることなく正面から立ち向かってきた。

最近、暴力団排除条例を制定したり、工事・製造の請負契約等の各種契約に際し、約款や暴力団排除条項を盛り込んだりしている地方自治体もある。このような活動は、まさに地方自治体と顧問弁護士と警察等の関係機関との連携が必要な分野であるといえる。

#### (4) コンプライアンス研修

地方自治体における談合汚職、不正会計などの問題は後を絶たない。平成19年度中に発覚した地方自治体の汚職事件の件数は143件であり、平成20年度は156件、平成21年度は123件である。地方自治体における談合汚職、不正会計などの問題は、自治体のコンプライアンスにかかわる問題である。

弁護士が庁内の職員研修として、自治体のコンプライアンスなどのテーマで研修を行うことによって、自治体のコンプライアンス意識を向上させることに寄与することができると思う。特に、権限を有する幹部や管理職の職員には是非受講していただきたいものである。

私が、研修を行うときに留意していることが2つある。

第1は、法律の知識を教えるようなことはせず、思考過程をお話することである。「コンプライアンス＝法令遵守」だから、「コンプライアンスに関する教育」＝「法律の知識を教えること」と思われがちである。職務上絶対に知っておかなければならない最低限のルールを平易な言葉でお話することは必要ではあるが、大学の講義のようなやり方をしているはなかなか身に付かない。むしろ法律的な思考方法をかみくだ

いて表現し、「自分の行動がコンプライアンスに基づく行動といえるかどうかの判断に悩んだら、家族の顔を思い出してください」等とお話することによって、職員の方は本能的に適切な対応をとることができるようになると思われる。

第2は、研修では、具体的な事例を教材として扱うということである。コンプライアンス研修の場面では、法律に関する知識を教え込もうと、条文集やマニュアルのようなものを教材として教育・研修を行うケースもよくみられる。しかし、職員は、条文集やマニュアルのような抽象的な内容を教えられても、具体的なイメージが思い浮かばず、いざ問題に直面したときであっても、抽象論と目の前にある問題とを結びつけて考えることができない。これでは、せっかく研修を行っても、その意味がない。職員がいざ具体的な問題に直面したときにコンプライアンスに基づいた行動ができるようにするためには、研修の段階で具体的な事例やその事例における望ましい行動パターンを例示することが効果的であると思われる。職員は、とっさのときに、「研修で習ったあの事例に似ているな。あの事例のパターンを参考にすれば、こういう行動をすればいいはずだ」と自分の頭で判断して行動ができるようになると思う。

実際に過去に他の自治体で発生した事例を研修の教材として扱うことができれば、職員は事例に応じた適切な行動を具体的にイメージしやすく、より効果的といえるであろう。

## 2 補法律事務所としての取組

### (1) 所屬弁護士の特定任期付公務員就任と地方自治体職員の研修派遣の受け入れ

私が、最初三重県職員として勤務した体験は、これまでの私の弁護士としての活動に大いに役立っている。行政の現場の実態を把握することができ、予算、財務、議会等の仕組みなど一般の弁護士が体験していない職務経験は有用と考える。そこで、私の法律事務所では若手弁護士に地方自治体の特定任期付公務員に就任してもらい、逆に地方自治体職員

の研修派遣を受け入れることを始めた。三重県名張市は、私が法律顧問に就任しているが、その連携強化と名張市職員の法務能力向上のため、相互の人事交流を試行的にはじめた。現在当事務所からは2人目の派遣となる森久恵弁護士が名張市の総務部副参事として活躍中である。平成23年末に同市で発生した職員の不祥事の際には、正月を返上して活躍し、庁舎内に常駐する弁護士の役割を発揮してくれたのではないかと考える。他方、名張市職員で現在、当事務所に派遣されている白井良和氏も法務能力向上のために日々研修に励んでおり、白井氏は、法律事務所における執務は未知の分野で毎日が勉強だと言っている。また、私の事務所からは、他にも三重県多気郡多気町、三重県度会郡南伊勢町、兵庫県明石市でもそれぞれ1名の弁護士が特定任期付公務員として採用されており、全国的にもこの動きは、今後、更に拡大していくものと思われる。

## (2) 職員向け研修テキストの作成と出版等

地方自治体の職員の方は、研究熱心な方も多く、マニュアルを求められることも多い。私は、毎年テーマを決めて三重県内の市町職員向けに研修教材の作成を行ってきた。研修講師に招かれることも多い。

近時、地方自治体は、歳入確保のために債権回収を積極的に行うところが増えている。三重県町村会と共に私が作成した「地方公務員のためのやさしい不良債権処理の手引き」を三重県の市町に配布したところ好評であったので、第一東京弁護士会の橋本勇先生のご尽力を得て、平成22年3月『自治体の債権回収』(公職研)として出版することができた。

また、入札や用地取得等の問題も相談が多いが、公共事業用地取得担当者のために毎年、三重地区用地対策連絡会からの研修の講師を務めており、過去に「公共事業の用地取得に係る法律問題について—行政代執行と収用をめぐる訴訟問題について—」(平成20年9月)、「公共事業の用地取得に係る法律問題について—主として相続をめぐる紛争の解決のために—」(平成22年9月)などの研修テキストを作成し、配布している。研修終了時には、アンケートを回収して反省点をチェックしている。平成19年12月の日弁連特別研修では、「公の財産の取得と管理」を、平成

23年11月の日弁連e-ラーニングでは「行政クレーマー」をテーマとしてそれぞれ講師を務めさせていただいた(配信中)。弁護士の方々には是非ともご参照いただきたい。

## (3) 自主研究グループとの交流

三重県内の市町では、若手を中心とした自主研究グループが勉強を行っている。そこへ私も参加させていただくことも多いし、私の方からテーマを持ちかけることも多い。多くの地方自治体と一緒に勉強したいときには、財団法人三重県市町村振興協会に働きかけることもある。

公共工事や物品の購入等から反社会的勢力を排除するための要綱や警察との協定書の作成は、三重県県土整備部や出納局、三重県内の市町や三重県警察本部が合同で行ったものである。

## (4) 行政委員会委員への積極的就任

私は公益的な活動として、平成19年7月から三重県人事委員会委員に就任しているが、当事務所の若手弁護士にも自治体の行政委員会等の委員就任を勧めている。

人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会などの行政委員会は、一般の行政権からある程度独立しており、中立公平な手続を求められることが多く、弁護士が最適任と思われることも多いので、公益的な活動として行っている。

## 3 顧問弁護士が地方自治体との間で最良の関係をつくるために(意見)

顧問弁護士が地方自治体との間に最良の関係を築くために、私は個人的には以下のことが必要であると考えている。

### (1) 行政職員との信頼関係の構築

顧問弁護士の最大のメリットは、紛争発生後の対応ではなく予防法務にあると思われる。つまり、顧問弁護士が、日常的に相談を受けることによって、自治体の具体的な事情を把握し、紛争や問題の発生を未然に防ぐためのアドバイスや処置を行うということである。万一問題が発生してしまった場合でも日頃の信頼関係に基づいて迅速な対応が可能になり、被害を最小限にとどめることができる。逆に、地方自治体の事情を

常によく知っておかなければ、顧問弁護士は十分に役に立つことができない。

したがって、私は顧問契約を締結した地方自治体とは、事務所の若手弁護士を動員してできる限り頻繁に法律相談を実施するようにして、信頼関係の構築に努めている。

#### (2) 行政職員に顧問弁護士の存在を知ってもらうことの重要性

法的な問題があるのに、顧問弁護士がいることを知らないために法律相談を受けることなく業務をそのまま進めてしまい取り返しのつかない迷路にはまってしまうことがある。そのようなことを避けるため、地方自治体側において顧問弁護士がいることを周知して頂くことが必要であると思う。

#### (3) 弁護士との連絡窓口の設置

顧問先から、長期間法律相談がない場合、顧問弁護士の側から顧問先の企業にごあいさつに伺うことはよくある。顧問先の状況を知っておきたいと考えるからである。そのようなとき、連絡窓口が明確にされると、連絡をスムーズに行うことができる。地方自治体においても同様のことがいえる。しかし、一部の自治体においては、法務担当部署と事務担当部署との連携不足により情報が錯綜する場合もあり、あらかじめ、弁護士側から自治体への連絡窓口の設置についてお願いしておくことも必要と考える。

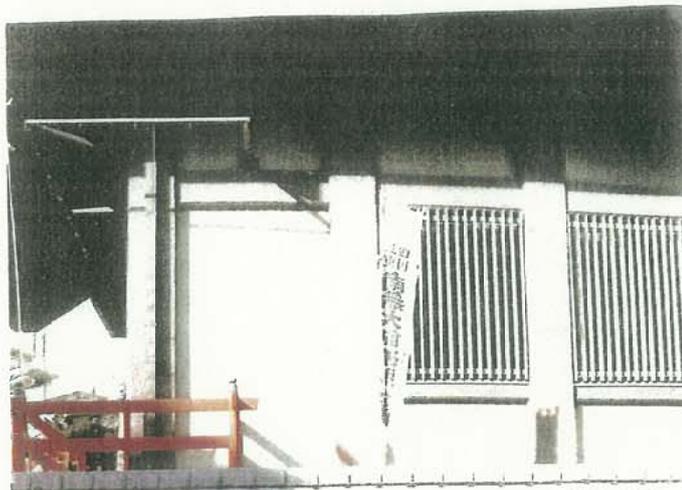
#### (4) 弁護士自身の研鑽

既に述べてきたように、地方自治体から持ち込まれる案件は、通常の民事事件と異なり、極めて複合的で高度に専門的であり、時間と労力を要する案件が多い。そのため、これまで行政関係分野に取り組む弁護士は少なかった。

また、地方自治体の行政改革のスピードは予想以上に早く、これに伴い今後種々の法律改正等が予想される。弁護士自身が、日頃からより専門性を備えるとともに、先見的な研究を行うことが必要と思われる。

#### おわりに

私は、昭和60年4月の弁護士登録以来、行政関係の訴訟事件や相談に数多く携わってきたが、地方分権は今後も更に進展することと思われる。より精進したいと考えているので、更なるご指導ご鞭撻をお願いいたします。



H11. 1. 21

楠井

# 資料 3

別紙2

## 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員<sup>※注①</sup>

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／ うち任期付き <sup>※注②</sup>	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
	合計	9	4
特別区人事・厚生事務組合 (東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
神奈川県	政策局総合政策部政策法務課	1	1
	教育局支援教育部学校支援課	1	1
合計		2	2
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
栃木市(栃木県)	総務部	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
田原本町(奈良県)	総務部契約検査課	1	0
和歌山県	県土整備部都市住宅局都市政策課	1	0
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
明石市(兵庫県)	政策部	2	2
	総務部兼政策部	2	2
	総務部法務課兼総務課	1	1
合計		5	5
名古屋市(愛知県)	緑政土木局農政課	1	0
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
多気町(三重県)	総務課	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
総計		40	27

- 【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の数  
 ※注②. 内訳は、弁護士登録者(22名)、採用に伴う登録取消者(8名)及び司法修習終了後の未登録者(10名)である。  
 ※注③. 人数覧の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

## 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移<sup>※注①</sup>

(2013年1月30日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2 ・兵庫県:1 ・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1 ・大阪市:1	2
2009	・東京都:2 ・名張市:1	3
2010	・東京都:2 ・特別区人事・厚生事務組合:2 ・町田市:1 ・神奈川県:2 ・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2 ・流山市:1 ・名張市:1 ・松原市:1 ・名古屋市:1 ・福岡市:1 ・厚木市:1 ・栃木市:1 ・多気町:1 ・兵庫県:1 ・和歌山県:1 ・古賀市:1	13
2012 <sup>※注②</sup>	・東京都:3 ・特別区人事・厚生事務組合:1 ・千葉県:1 ・明石市:5 ・田原本町:1 ・南伊勢町:1 ・富山市:1 ・和歌山市:1 ・岩手県:1 ・宮城県:1	16

- 【注】※注①. 各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。  
 ※注②. 2012年度は、2012年4月～2013年1月の採用実績である。

# 資料 4

## 事務所のご案内

### 楠井法律事務所

弁護士 楠 井 嘉 行 (代 表) (第 3 7 期)  
弁護士 西 澤 博 (副代表) (第 5 4 期)  
弁護士 赤 木 邦 男 (第 5 6 期)  
弁護士 小 林 明 子 (第 5 6 期)  
弁護士 金 子 洋 三 (第 6 1 期)  
弁護士 岸 天 聖 (第 6 2 期)  
弁護士 福 岡 智 彦 (第 6 3 期)  
弁護士 田 中 友 康 (第 6 4 期)  
弁護士 山 田 瞳 (第 6 4 期)  
弁護士 本 城 祐 貴 (第 6 5 期)

〒 5 1 4 - 0 0 0 4

三重県津市栄町二丁目 4 6 6 番地

電 話 0 5 9 - 2 2 9 - 1 5 8 8

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 1 1 2 0

E-mail [ykusui-law-office@zb.ztv.ne.jp](mailto:ykusui-law-office@zb.ztv.ne.jp)

### (研修派遣中の弁護士)

弁護士 井 関 敏 彰 (第 6 1 期)  
弁護士 秋 葉 一 行 (第 6 3 期)  
弁護士 水 谷 昌 人 (第 6 3 期)  
弁護士 鈴 木 克 昌 (第 6 4 期)  
弁護士 石 田 美 奈 子 (第 6 4 期)  
弁護士 飯 田 真 也 (第 6 4 期)  
弁護士 杉 浦 雄 太 郎 (第 6 5 期)  
弁護士 辻 井 拓 夫 (第 6 5 期)  
弁護士 後 藤 哲 史 (第 6 5 期)

平成4年1月、楠井嘉行が当事務所を設立しました。

現在、10名の弁護士（男性8名、女性2名）と事務職員8名（育児休業中1名）と2名の家族専従者で運営しています。女性弁護士も活躍中です。当事務所から任期付公務員や金融機関、公共的団体・会社等へ研修派遣中の弁護士が9名います。

一般民事（不動産・交通事故・債権回収等）、保全・執行、家事（離婚・相続・成年後見等）、商事（会社・金融関係等）、行政、医療、福祉、労働、消費者、刑事、少年等の種々な分野の事件を幅広く取扱っています。

（楠井嘉行）

昭和29年5月14日生 三重県亀山市出身 三重県職員を経て、昭和60年4月三重県弁護士会入会（37期）

平成4年1月楠井法律事務所を設立し、現在代表をつとめています。

平成11年5月から平成12年3月まで三重県信用組金融整管理財人に就任し、平成12年3月から平成14年3月まで同清算人を務めました（金融機関の破綻処理）。平成19年7月から三重県人事委員に就任しています（委員長職務代理）。

中京大学法科大学院で公法総合演習（行政法）を兼任教授として、三重短期大学で商法を非常勤講師として、三重県立看護大学で法学を客員教授としてそれぞれ教えています。松阪看護学校では関係法規を教えています。平成19年12月、平成23年11月、日弁連研修の講師も担当しました（地方自治法、行政クレーマー対策）。

行政、労働、金融、商事、医療、不動産、交通事故、家事、成年後見等幅広く事件を担当しており、日々研鑽に務めています。

これまで取り扱った事件の中で代表的な事件は紀伊長島町規制対象事業場認定処分取消請求事件（最判16. 12. 24行政法判例百選に掲載されています。）、政務調査費をめぐる住民訴訟（判例地方自治264号27頁）、金融整管理財人としての三重県信用組合の役員に対する損害賠償請求事件・背任告訴事件、入札談合をめぐる損害賠償請求事件、不正競争防止法関係事件などです。租税、独禁法、環境、医療等の案件にも取り組んでいます。

著述：『自治体と債権回収』（公職研）（共著）

『行政対象暴力Q&A（改訂版）』（ぎょうせい）（共著）等

『自治体と弁護士の連携述』（日本弁護士連合会）（ぎょうせい）（一部執筆）

（西澤 博）

昭和35年12月30日生 三重県名張市出身 平成13年10月弁護士登録(54期)。前職は三重県職員です。現在副代表。

一般民事(求償金請求、建物明渡、損害賠償等)、家事(離婚・遺産分割)、破産申立、個人再生、行政事件、刑事(国選)等幅広く扱っています。

今まで扱った事件で社会的に耳目を集めたものは、四日市商工共済の破産申立事件、談合の損害賠償請求事件(三重県)、町庁舎建設に係る住民訴訟(旧紀勢町)、産業廃棄物処分場に係る処分取消訴訟(紀北町)、県政調査費に係る住民訴訟などがあります。

これからは、知財、租税、環境等新しい分野にチャレンジしていきたいし、顧問先の相談に適切に助言できるよう、さらに知識経験を積んでいきたいと思っています。

名張看護学校、松阪看護学校で関係法規をそれぞれ非常勤講師として教えています。

(赤木邦男)

昭和48年1月6日生 三重県桑名市出身 平成15年10月弁護士登録(56期)

一般民事、行政、私選刑事事件等、様々な事件を担当しています。私の印象深かった事件としては、取引先の破産に関して一千数百万円相当の土木部品についての動産先取特権に基づく競売申立て及びその執行をさいたま地裁に行った事件などです。

(小林明子)

昭和48年12月6日生 三重県津市出身、現在三重県亀山市に居住しています。平成15年10月弁護士登録(56期)

特に業務の分野を限っておりません。三重県公益認定等審査会員、三重県海区漁業調整委員や市町の審議会の委員も勤めています。

女性弁護士による女性のための法律相談等も担当しています。2児の母です。

(金子洋三)

昭和49年3月3日生 平成20年12月弁護士登録(新61期)

三重県信用保証協会で4年間研修し、更に金融証券に関する知識や実務経験を深めるため、財務省東海財務局の証券検査官に就任しています。

(岸 天聖)

昭和57年3月12日生 三重県鈴鹿市出身 平成21年12月弁護士登録

(新62期)

三重県信用農業協同組合連合会にて、弁護士として2年間勤務しました。  
金融分野をはじめ、民事、刑事あらゆる分野を積極的に担当したいと思っています。

(福岡智彦)

平成22年12月弁護士登録(新63期) 京都市出身  
大学では中国史を専攻していました。企業法務、独占禁止法、フランチャイズ法等に興味を持っています。  
名張市指定管理者候補者選定委員  
名張市男女共同参画推進審議会委員

(田中友康)

平成23年12月弁護士登録(新64期) 三重県四日市市出身  
一般民事、商事、行政事件などの外、知財、独禁法、医療等の専門的な事件にも挑戦したいと考えています。

(山田 瞳)

平成23年12月弁護士登録(新64期) 三重県津市出身  
女性弁護士として、男女問わず安心してご相談いただけるような弁護士を目指しています。一般民事、企業法務を含め、分野を問わず経験を積んでいきたいと思っています。

(本城祐貴)

平成24年12月弁護士登録(新65期)  
奈良で生まれ、伊賀で育ちました。  
弁護士業はサービス業であり、お客様との信頼関係が重要だということを常に頭に置きながら、一つ一つの業務を丁寧にこなしていきたいと思っています。焦らずに一步一步前に進んで参りたいと思っています。

— 研修派遣中弁護士 —

(井関敏彰)

平成20年12月弁護士登録(新61期)  
三重県商工会連合会に研修派遣中

(秋葉一行)

平成22年12月弁護士登録(新63期)  
三重県信用農業協同組合連合会に研修派遣中

(水谷昌人)

平成22年12月弁護士登録(新63期)  
三重県信用保証協会に研修派遣中

(鈴木克昌)

平成23年12月弁護士登録(新64期)  
株式会社シーティーワイに研修派遣中

(石田美奈子)

平成23年12月弁護士登録(新64期)  
南伊勢町総務課(任期付公務員)

(飯田真也)

平成23年12月弁護士登録(新64期)  
兵庫県明石市役所総務部法務課兼総務課主任(任期付公務員)

(杉浦雄太郎)

平成24年12月弁護士登録(新65期)  
名張市総務部副参事(任期付公務員)

(辻井拓夫)

平成24年12月弁護士登録(新65期)  
三重県信用保証協会に研修派遣中

(後藤哲史)

平成25年3月弁護士登録(新65期)  
三重県商工会連合会に研修派遣中

## 本日の構成

# 法科大学院協会シンポジウム 説明資料

平成25年5月11日(土)  
人事院人材局企画課長 赤穂敏広

1. 法曹有資格者・法科大学院修了生を採用する仕組み
2. 法科大学院生等の公務への誘致に向けた取組
3. 国家公務員として採用された後の状況等
4. 法科大学院教育に対する期待

1

### 1. 法曹有資格者・法科大学院修了生を採用する仕組み

#### (1) 国家公務員採用試験

法科大学院出身者が国家公務員採用試験を受験し、合格、採用。

- ① 平成24年度からの新たな採用試験体系の中では、(法科)大学院生が受験しやすい試験とした。(総合職試験(院卒者試験))  
【平成24年度実績(法科大学院出身者の状況)】  
総合職(申込者:764名、合格者:109名、採用内定者:15名)  
一般職(申込者:772名、合格者:76名、採用内定者:25名)
- ② 平成24年度新たな採用試験体系の中では、新司法試験合格者を対象とした採用試験を、総合職試験の院卒者試験(法務区分)として新設し、秋に実施。  
【平成24年度実績(新司法試験合格者の状況)】  
申込者:95名、合格者:35名  
採用内定者:7名(金融庁2名、国税庁1名、文科省1名、経産省3名)

#### (2) 任期付職員法に基づく法曹有資格者(弁護士)の採用

任期付職員法に基づき、法曹有資格者(弁護士)を、任期を定めて採用。  
【平成24年度実績(任期付職員法に基づく弁護士の在職者数)】  
149名(平成24年12月31日現在)

2

### 国家公務員採用試験(法科大学院出身者の状況)の推移 【参考】

#### (1) I種試験

	申込者数	合格者数	採用者数
平成19年度	236	65	11
平成20年度	365	87	18
平成21年度	495	71	19
平成22年度	647	92	11
平成23年度	653	93	16

#### (2) II種試験

	申込者数	合格者数	採用者数
平成19年度	181	26	8
平成20年度	328	58	15
平成21年度	524	89	25
平成22年度	757	115	38
平成23年度	823	143	40

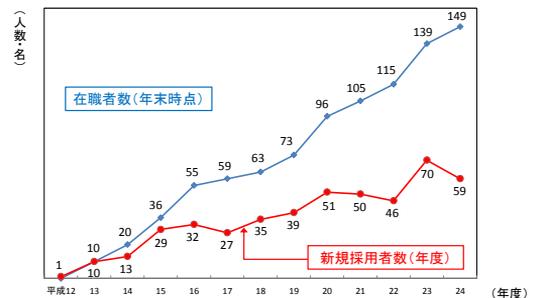
3

### 新司法試験合格者を対象とした採用選考による採用 【参考】

年度	参加府省	申込者数	合格者数
平成18年度	【1府省】 金融庁	8名	1名
平成19年度	【3府省】 公正取引委員会、金融庁、農林水産省	31名	3名
平成20年度	【5府省】 人事院、公正取引委員会、金融庁、 国税庁、農林水産省	71名	2名
平成21年度	【5府省】 人事院、公正取引委員会、金融庁、 国税庁、農林水産省	94名	4名
平成22年度	【5府省】 公正取引委員会、金融庁、財務省、 国税庁、農林水産省	74名	4名
平成23年度	【7府省】 会計検査院、公正取引委員会、金融庁、 財務省、国税庁、農林水産省、 経済産業省	105名	6名

4

### 任期付職員法に基づく法曹有資格者の採用状況の推移 【参考】



(注) 在職者数は各年12月末現在の数。なお、当初の任期により整理しており、任期途中の辞職者については考慮していない。

5

## 採用試験の見直し

【参考】

能力・実績に基づく人事管理への転換の契機とするとともに、新たな人材供給源に対応し、多様な人材の確保に資すること等を念頭に、平成24年度より新たな採用試験を実施  
〔主な内容〕

- 従来のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験を廃止し、総合職試験及び一般職試験に再編
- 総合職試験に院卒者試験を創設
- 専門職試験及び経験者採用試験を創設

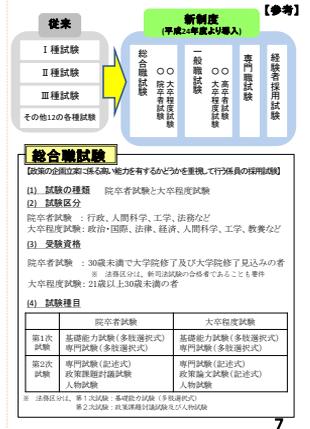
### ※ 法科大学院修了者を対象とする新たな採用試験の枠組みの概要

- 総合職試験に、法科大学院など専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした院卒者試験を創設(春試験)
  - 法科大学院修了者は、その専門性を活かして受験することが可能(民事訴訟法等の応用分野からも出題)
  - 受験者の应用能力(政策の企画立案能力及びプレゼンテーション能力)を検証する「政策課題討議試験」を導入
- 院卒者試験に、新司法試験合格者を対象とした「法務区分」を創設(秋試験)
  - 新司法試験合格者を対象とした試験
  - 専門職試験は行わず、基礎的能力を検証するとともに、「政策課題討議試験」と「人物試験」を重視

6

### 新たな採用試験における見直しの視点と措置のポイント【5本の柱】全体像

- 能力・実績に基づく人事管理への転換の契機**  
キャリア・システムと併行的に導入している採用試験体系を抜本的に見直すことにより、能力・実績に基づく人事管理への転換の契機とする【採用後の能力の発揮・実績に応じた適任交渉促進を図る】
- 新たな人材供給源に対応した試験体系**  
① 総合職試験に専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした院卒者試験を設ける  
② 一般職試験に「社会人試験(後身職)」を設ける  
③ 専門職試験に、国税専門官採用試験など従来の各種試験に加え、新たに専門的な職種を対象とした採用試験を設ける  
④ 民間企業就職者を著する者を成長以上の職に採用するための経験者採用試験を設ける
- 多様な人材の確保に資する試験体系**  
① 総合職試験に企画立案に係る基礎的な能力の検証を重視した「政策区分」(秋試験)を設ける  
② 人物試験に「性格検査」を設ける  
③ 専門職試験に、国税専門官採用試験など従来の各種試験に加え、新たに専門的な職種を対象とした採用試験を設ける  
④ 院卒者試験に、政策の企画立案能力及びプレゼンテーション能力を検証する「政策課題討議試験」を導入
- 能力実証方法の改善**  
① 知識よりも論理的思考力・应用能力の検証に重点を置いた「基礎能力試験」を設ける  
② 人物試験をより的確に行うための試験で「性格検査」を実施  
③ 院卒者試験に、政策の企画立案能力及びプレゼンテーション能力を検証する「政策課題討議試験」を導入
- 中立・公正な試験の確保**



7

## 2. 法科大学院生等の公務への誘致に向けた取組

### (1) 霞が関法科大学院生インターンシップ

- 目的**  
将来、国の行政機関を含めたわが国の国家社会のあらゆる分野で幅広く活躍することが期待される有為の法科大学院生に対して、行政実務に係る就業体験の機会を付与することにより、法科大学院が教育の一環として行うエクステンションに協力するとともに、国の行政に対し深い理解を有する人材の養成に資することを目的として実施。
- 実施要綱**
  - 各年度の夏季及び冬に本府で実習
  - 実習は概ね2週間を基本
  - 実習開始に当たり、オリエンテーションを人事院で実施
  - 実習終了後、学生が報告書を提出し、人事院が修了証書を授与
- 実施状況**
  - 平成21年度夏季以降8回実施
  - 計17府省において、計10大学院から170名の学生を受入

#### 【実入府省：17府省】

会計検査院、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

#### 【学生の在籍する法科大学院：10大学院】

東京大学、一橋大学、京都大学、早稲田大学、慶應義塾大学、法政大学、中央大学、上智大学、明治大学、青山学院大学

- 実習修了者の反応**  
実習後の公務に対するイメージとして、「日本を支える誇りのある仕事」、「熱意を持って取り組むことの相応しい仕事」等が挙げられた。

8

### (2) 法科大学院生を対象とした本府省業務説明会

人事院が法科大学院協会と共同で開催し、各府省の担当者が中央省庁の業務内容や人材育成等を説明。

開催日	会場	参加者数	参加府省数
平成20年12月14日(日)	明治大学	22名	5府省
平成21年10月3日(土)	早稲田大学	109名	4府省
平成22年9月13日(月)	明治大学	173名	8府省
平成23年9月13日(火)	中央大学	316名	13府省
平成24年9月12日(水)	法政大学	228名	17府省



### (3) ホームページ上での情報提供

人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAVI」において、「法科大学院生の皆さんへ」のコーナーを設け、各種情報を積極的に発信。

9

## 3. 国家公務員として採用された後の状況等

### (1) 近年の法科大学院修了生の府省別採用数

採用年度	Ⅰ種・総合職
平成20年度	【11人】 外務省(2人)、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、環境省(各1人)
平成21年度	【18人】 経済産業省(3人)、金融庁、総務省、法務省、財務省税関、厚生労働省(各2人)、内閣府、公正取引委員会、警察庁、国税庁、文部科学省(各1人)
平成22年度	【19人】 公正取引委員会、法務省(各3人)、人事院、厚生労働省、経済産業省(各2人)、会計検査院、内閣府、金融庁、公安調査庁、国税庁、文部科学省、防衛省(各1人)
平成23年度	【15人】 公正取引委員会、国税庁(各3人)、金融庁(2人)、会計検査院、法務省、外務省、農林水産省、経済産業省、国立印刷局、衆議院事務局(各1人)
平成24年度	【16人】 法務省(5人)、文部科学省、農林水産省(各2人)、内閣府、金融庁、公安調査庁、財務省財務局、財務省税関、国税庁、防衛省(各1人)

### (2) 採用後の状況

- 主に制度の企画・立案・調整関係業務に従事することが多い
- 司法試験を経て習得した知識(法律知識・論理的思考力)を活用
- 多くの省庁では、将来的に他のⅠ種(総合職)採用者と同様のキャリアパスを想定

10

## 4. 法科大学院修了生・法科大学院教育に対する期待

### (1) 公務を志望する法科大学院修了生に求めること

#### 公務で求められる人材

- 国民全体の奉仕者としての高い倫理観
- 国家国民のために尽くすとの強い使命感と覚悟
- 「政策のプロ」としての高い専門性
- 失敗を恐れないチャレンジ精神と果敢な行動力

### (2) 法科大学院教育への期待

- 社会経済制度の仕組み作りに関する高度なリーガルマインドの涵養
- 公共政策大学院における政策過程論など、立法・行政に関係するカリキュラムの受講機会の拡充
- 行政や政策立案への関心や公務で勤務することの魅力等を広く学生に伝える機会の拡大(行政官による講義、インターンシップへの参加等)
- 広義の法律家として必要とされる幅広い教養や知識の付与

11

# 法科大学院シンポジウム

## 企業内弁護士として活躍する 法科大学院 修了生の状況について



2013年5月11日

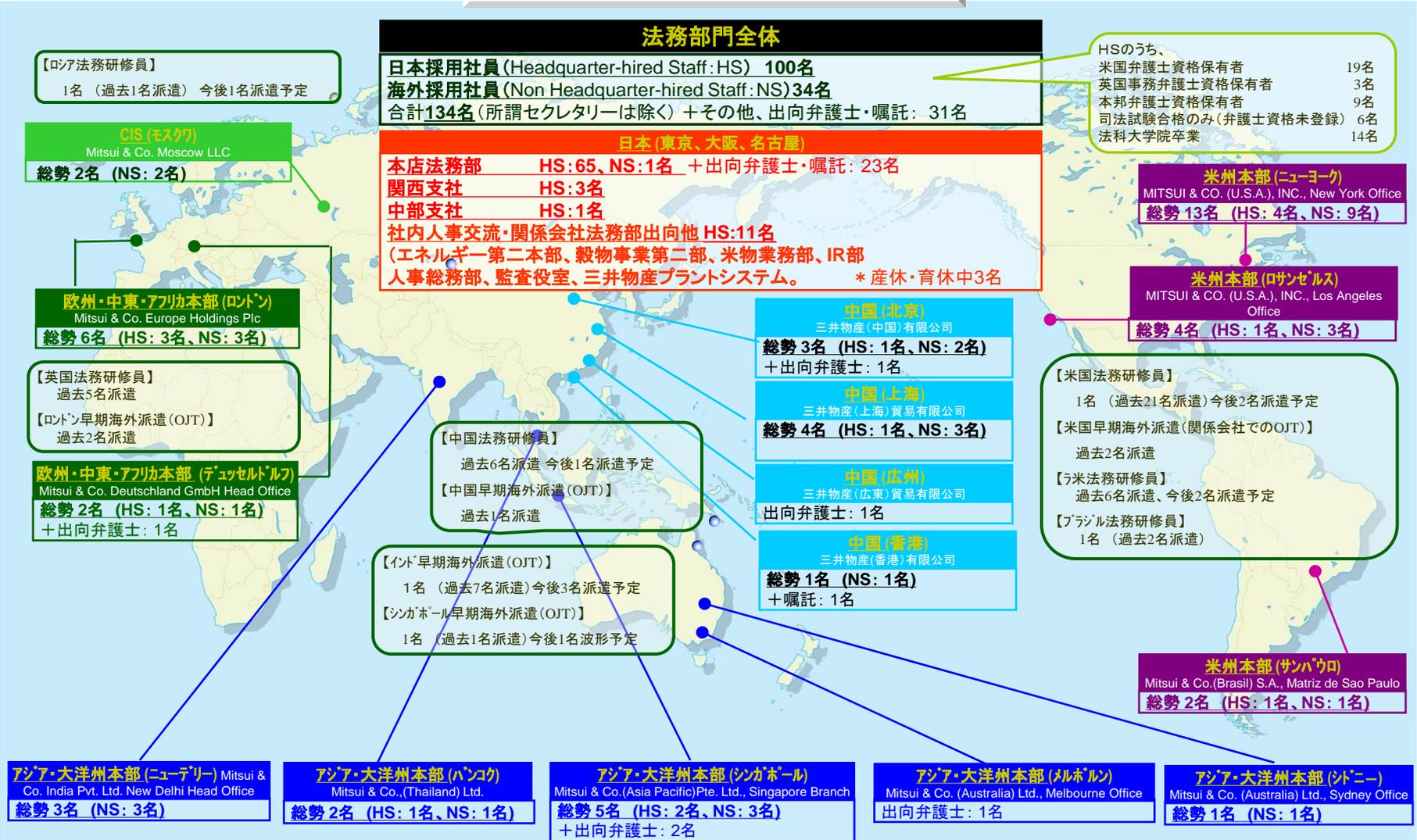
三井物産株式会社法務部

総合開発室長 的場弘紹

# 1. 法科大学出身弁護士採用状況について

## 三井物産法務部門担当職陣容

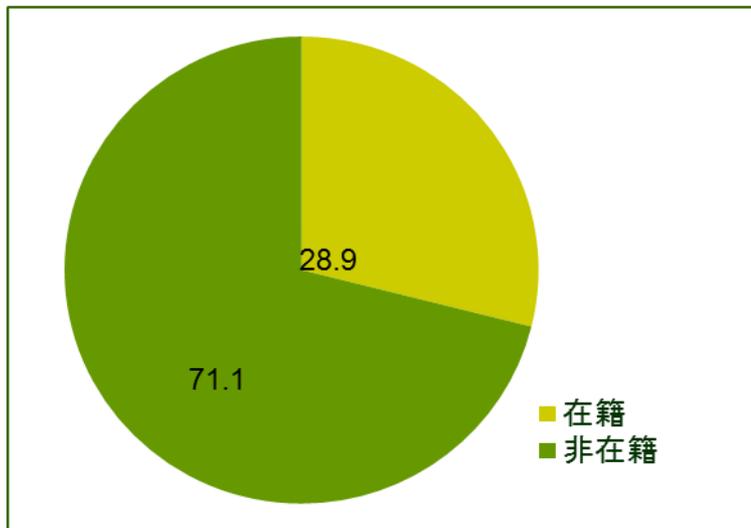
2013年5月1日



- 主要都市・当社重点地域に配置(駐在員数15名)
- 本店法務部においては、計13名が外国籍(HS1名、NS1名・出向/嘱託外国人弁護士11名)が在籍。

# 1. 法科大学出身弁護士採用状況について

## 1.2 経営法友会アンケート結果(①法曹有資格者の在籍状況)

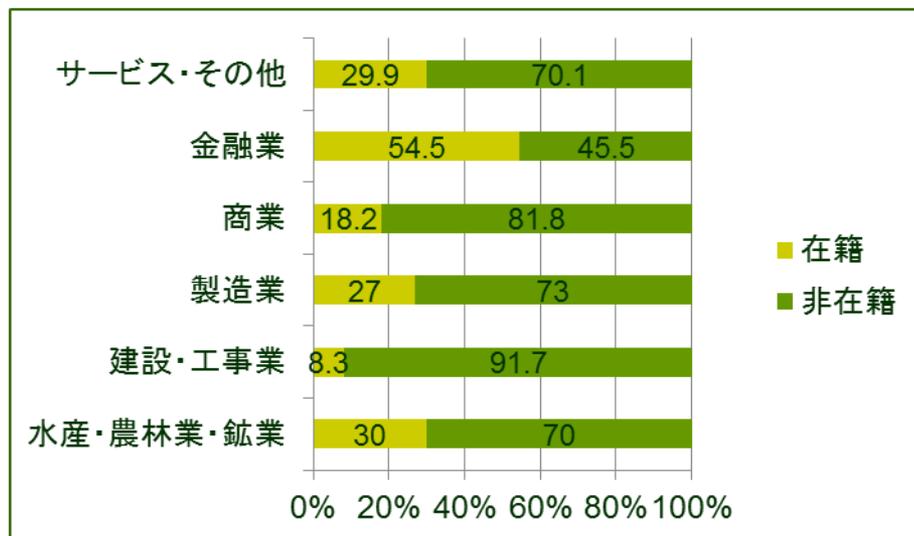
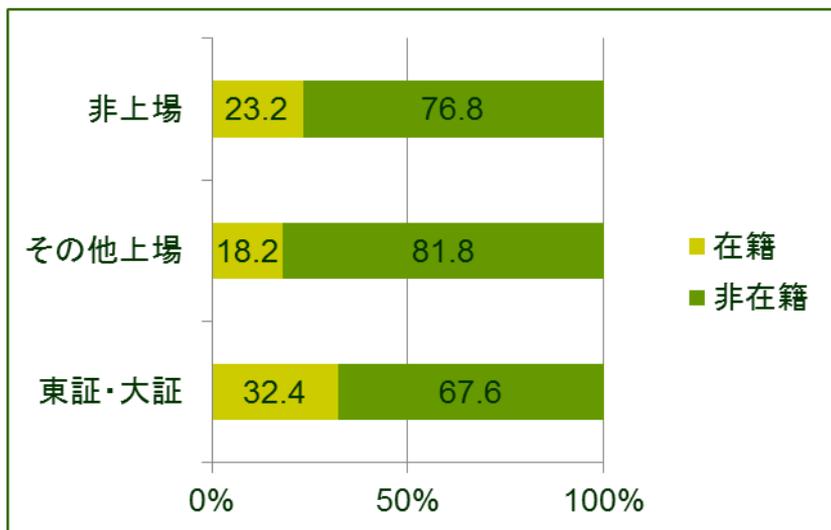


### 経営法友会アンケート

\* 経営法友会会員企業1065社(2012年12月末時点)に対しインターネットを通じた調査を実施(回答期限2013年1月30日)、395社からの回答を得たもの(回答率37.1%)

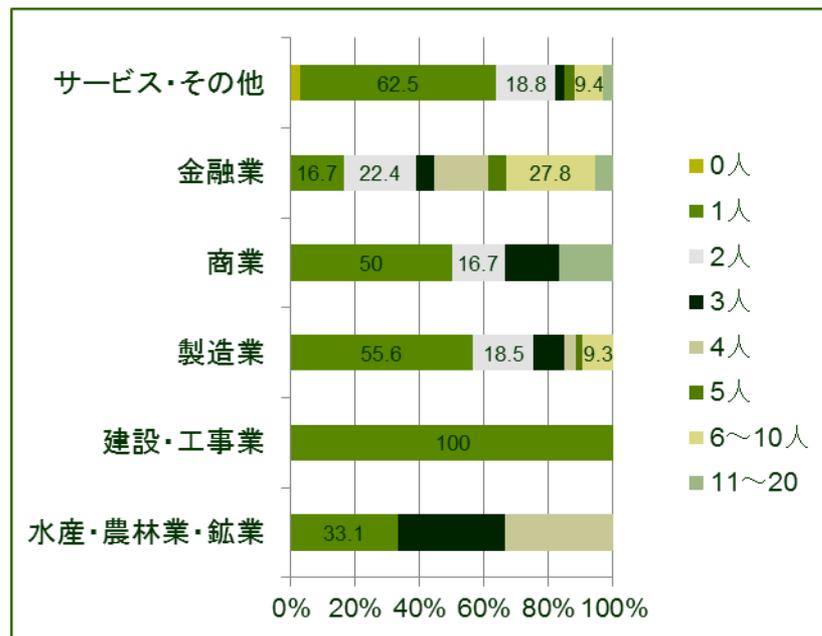
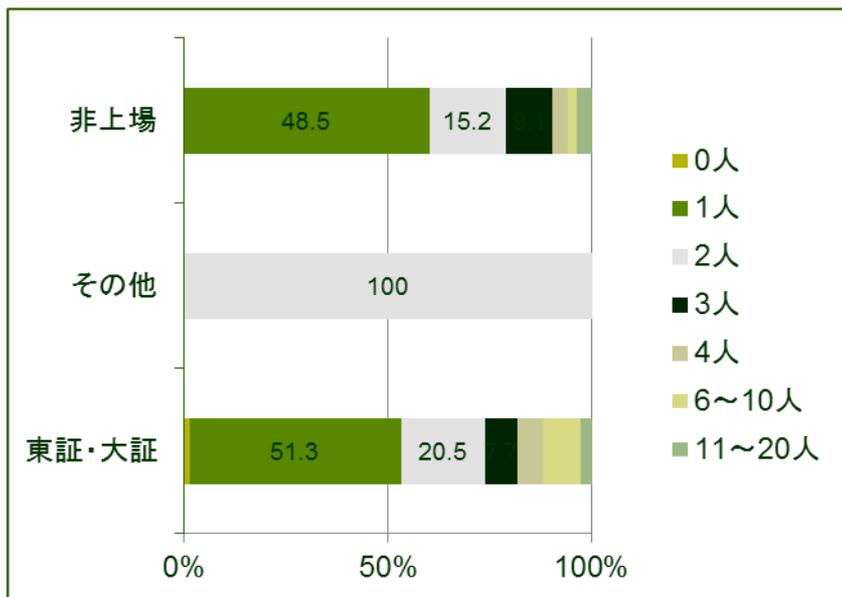
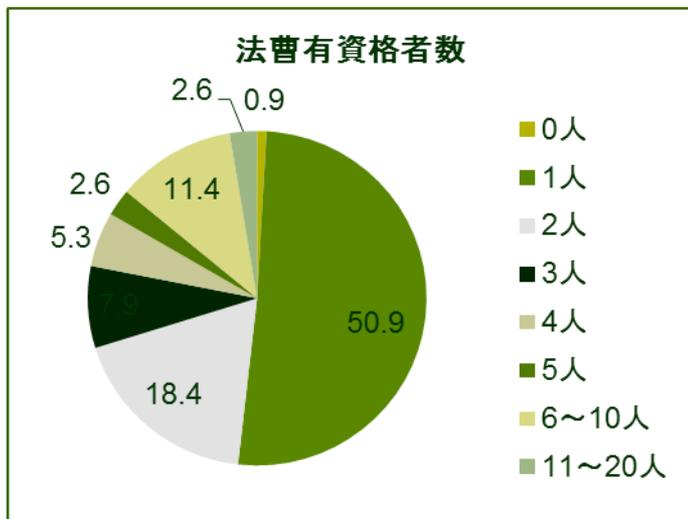
\* 「企業における法曹有資格者の活動領域の各段に関する意見交換会」において、企業における法曹有資格者の最新状況を把握する必要から実施したもの。

\* **ここでいう「法曹有資格者」は「司法試験合格者」を意味する**  
(⇒司法試験に合格しながら司法修習に行かない者や司法修習後弁護士登録をしていない者を含めて、企業における活用状況を明らかにしようとする趣旨)



# 1. 法科大学出身弁護士採用状況について

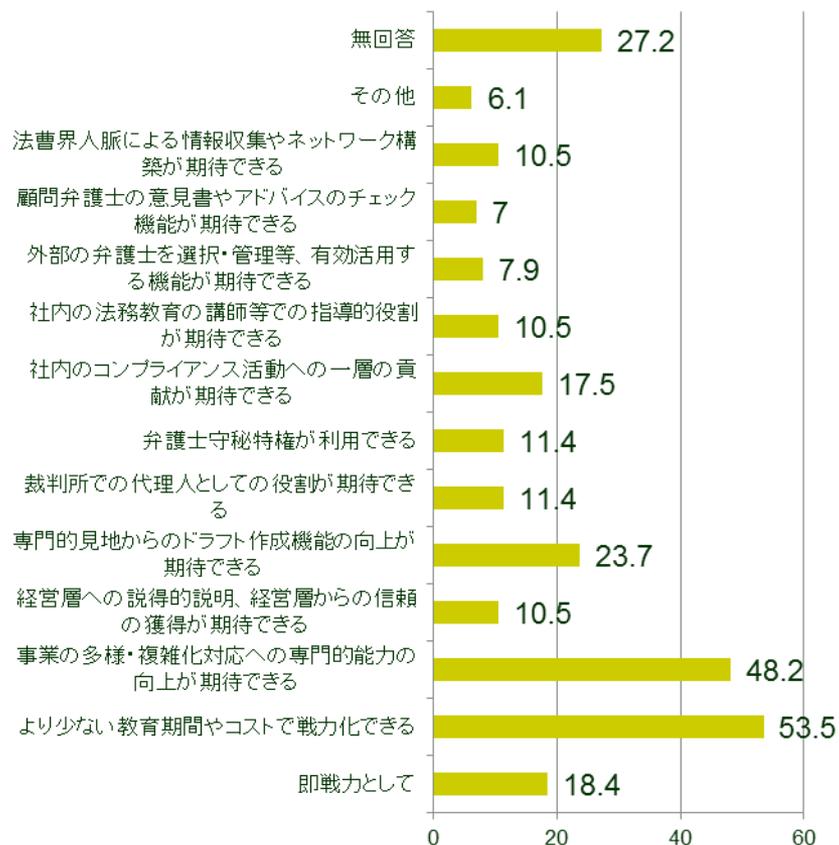
## 1.3 経営法友会アンケート結果(②法務部門に於ける法曹有資格者の在籍数)



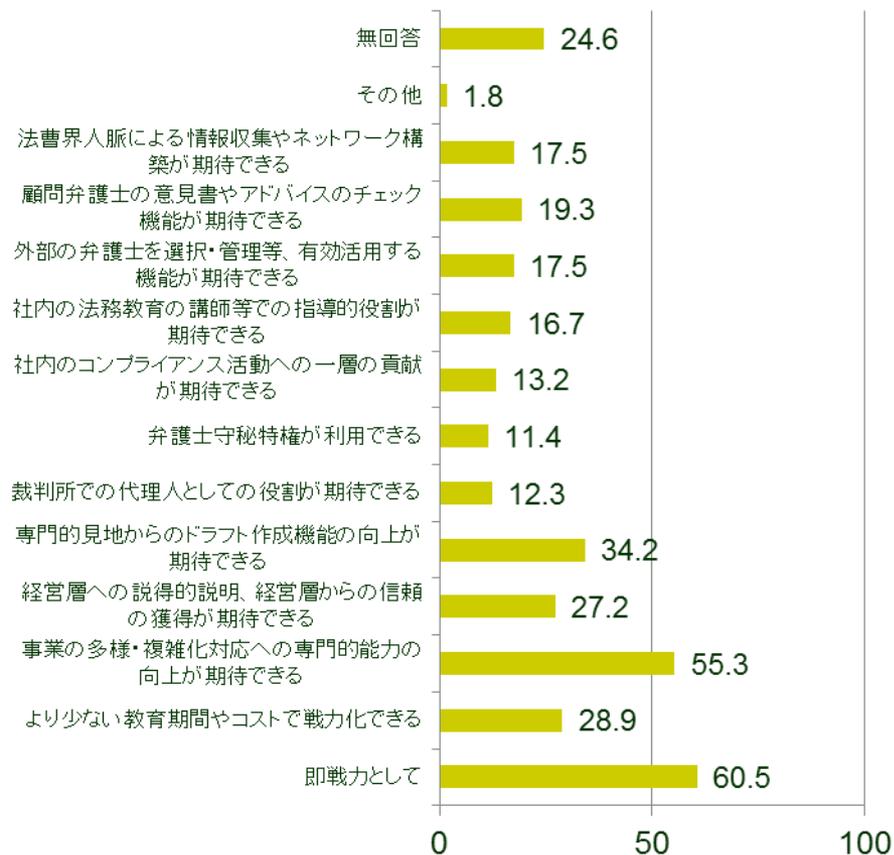
## 2. 企業内弁護士となった者の強みと弱み

### 2.1 経営法友会アンケート(①法曹有資格者を採用するメリットとしての期待事項)

実務未経験者

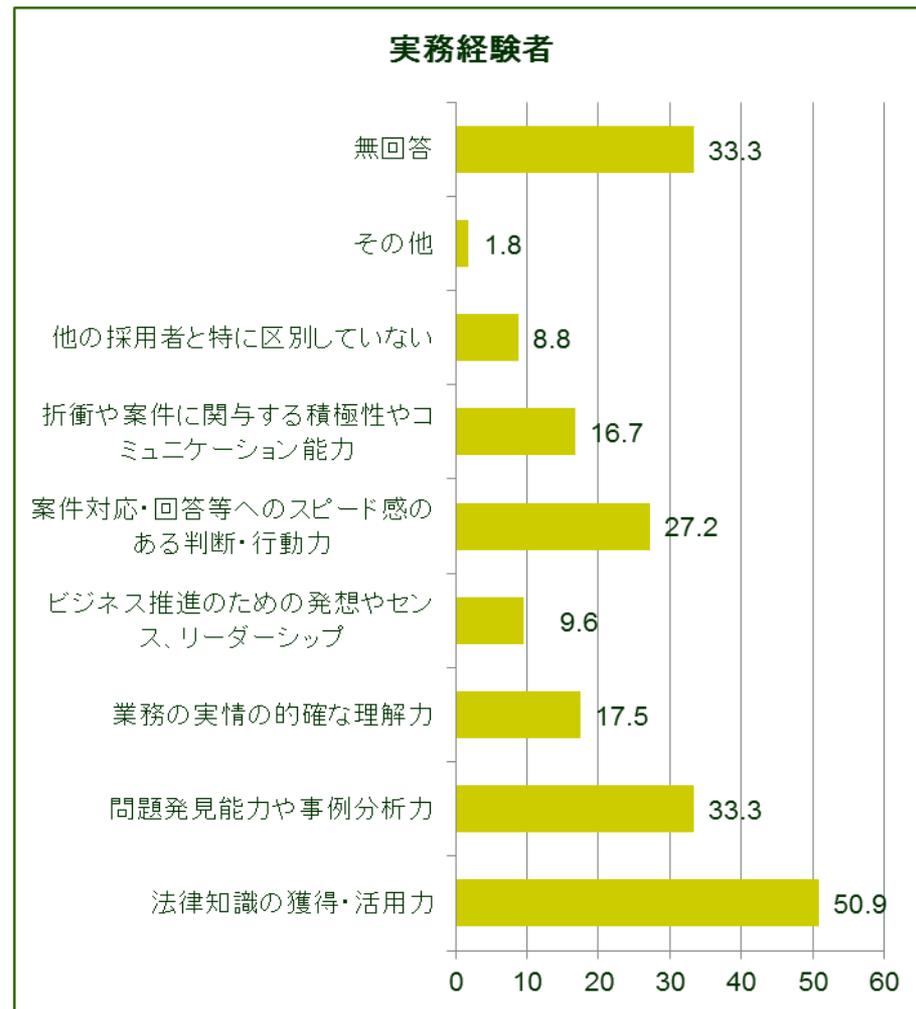
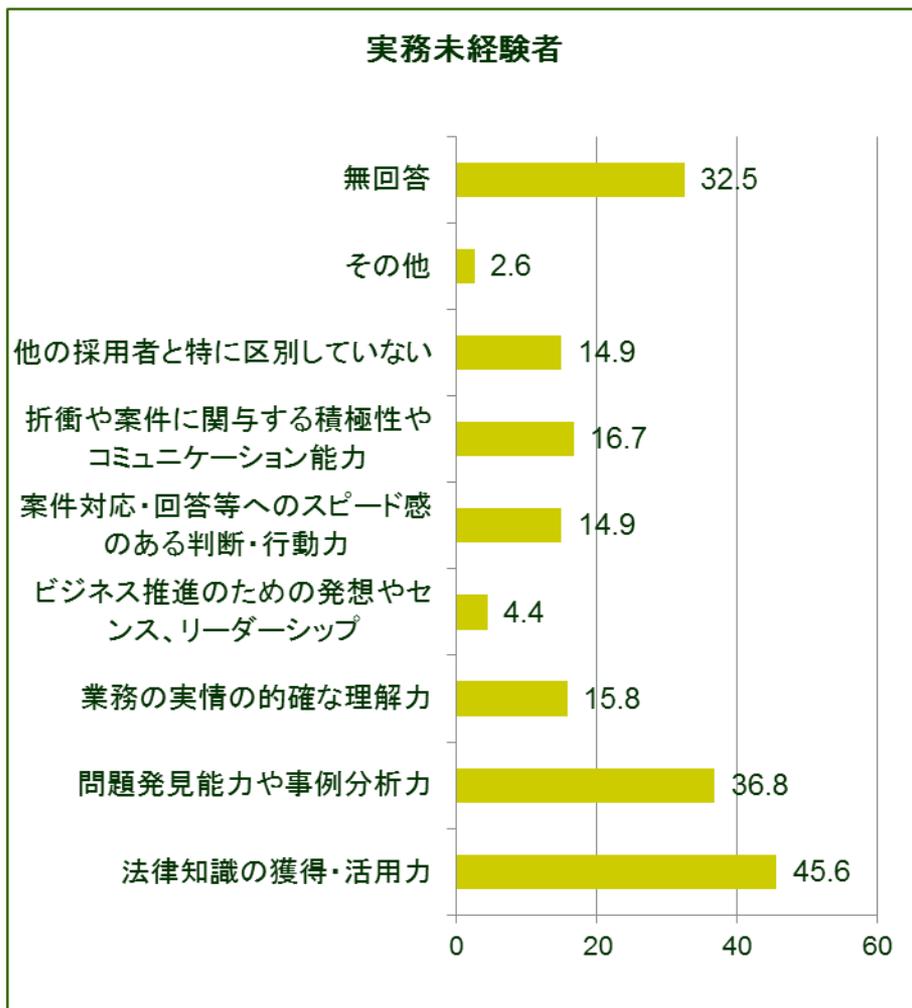


実務経験者



## 2. 企業内弁護士となった者の強みと弱み

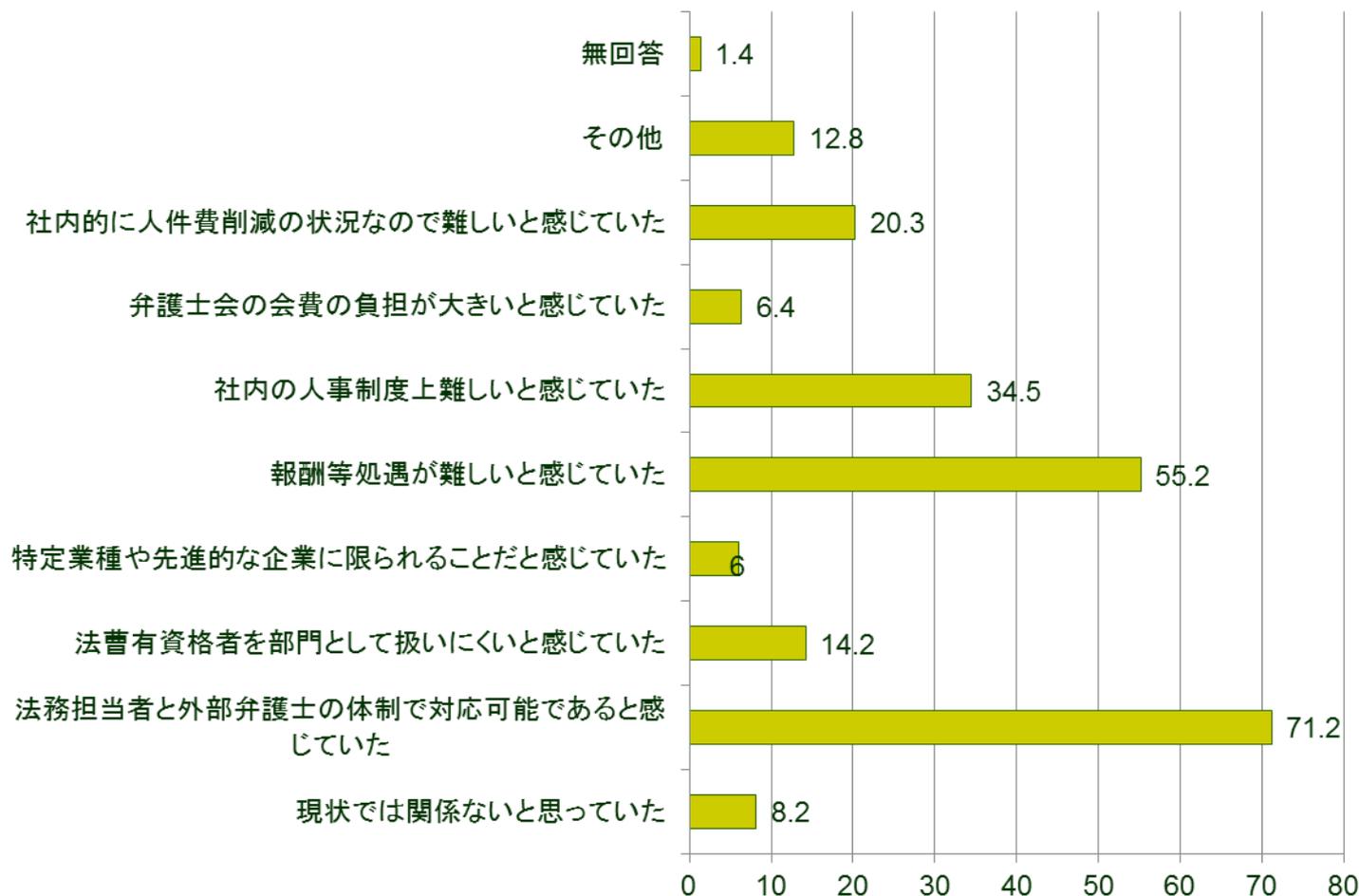
### 2.2 経営法友会アンケート(②法曹有資格者を採用する際に期待する能力)



## 2. 企業内弁護士となった者の強みと弱み

### 2.3 経営法友会アンケート(③法曹有資格者を採用の際、支障とを感じる点、採用に関心がなかった理由)

採用上の支障、採用に関心がなかった理由



## 2. 企業内弁護士となった者の強みと弱み

### 2.4 企業経営者からの法務部門への期待

#### □ リーガルリスクの洗い出しとその評価

- ✓ リスクを可能性としてあげるのみでなく、そのリスクが現実化する蓋然性がどれ位あるか、現実化した場合の重大性はどれ位か、という評価を示すこと。
- ✓ 会社として取れるリスクは何かについて、自ら当事者として判断し、経営に対し積極的に意見提示すること

#### □ トータルソリューションのための主体的役割の発揮

- ✓ 法務という職責・職域に閉じこもることなく、「solution-oriented」の観点から、ときには自らがハブとなって主体的に他関係部門に働きかけ、適切な問題解決に導くこと
- ✓ 時間軸その他諸々の制約条件のもとで、最適な現実解を導くこと

#### □ ビジネス言語で、分かり易く情報発信。相手の立場も理解した上での説得的なコミュニケーション。

## 地方自治体での活躍と更なる期待

～より高く より広く より市民目線で～

<明石市の取り組み>

### 1、公益専門職の全国公募（常勤正規の公務員（任期付）として）

⇒地方自治の質的な向上を図るため（量的削減から質的改革への転換）

- (1) 弁護士 : 5名（昨年度採用、課長級3名・主任級2名、応募総数22名）
- (2) 社会福祉士 : 4名（本年4月採用、係長級、応募総数86名）
- (3) 臨床心理士 : 3名（本年4月採用、係長級、応募総数49名）
- (4) 公認会計士 : 2名（本年10月採用予定）

\*法科大学院修了者も、積極的に採用予定（一般行政職）

### 2、市民目線での積極活用

⇒司法改革の理念（誰にとっても手を伸ばせば届く司法の実現）の具体化

#### (1) 法律相談の新たな展開

- ①出張相談：弁護士の方から市民の近くへ（相談場所を市内10か所に拡充）
- ②訪問相談：本人の枕元まで出かけて寄り添う（外出困難な高齢者の自宅へ）
- ③専門相談：専門性に精通した弁護士による相談（犯罪被害者支援相談など）

\*市役所ゆえの利点（市民に身近・公の信頼感・費用負担不要）あり

#### (2) 専門職連携による新たな展開

- ①総合相談：他の専門職（社会福祉士・臨床心理士など）とチームを組んでの相談  
（訪問相談についても、当然にチームアプローチで実施）
- ②いじめ特設相談：いじめ相談に特化した窓口を開設し、総合的かつ臨機応変に対応  
弁護士（スクールロイヤー）と社会福祉士（スクールソーシャルワーカー）と  
臨床心理士（スクールカウンセラー）と教職員（スクールアドバイザー）の連携
- ③こども養育相談：離婚に際してのこどもへの公的支援

（養育費の確保、面会交流のアレンジ、こどもの心のケアなど）

\*市役所内に法テラスの開設（市民相談センターとの併設）も検討中

<法科大学院への期待と提案>

\*法曹養成の転換期だからこそ、原点（市民のための司法）を大切に

### 1、より高く（法曹界の質の向上）

⇒法科大学院修了後の「継続研修システム」の導入

（修習期間中のバックアップ、弁護士登録後のフォローアップなど）

### 2、より広く（知識やネットワークの幅）

⇒「ダブル・ライセンス」の取得応援

（弁護士になってからも役立つ、弁護士になれなかった場合も助かる）

### 3、より市民目線で（市民密着型の法曹の養成）

⇒「地方自治体や企業との連携協定」の締結

（エクスターンシップの受け入れ、様々な形態での職員採用など）

### 4、攻めの法科大学院へ

⇒新たな認定資格「認定法学士（仮称）」の創設

⇒政治（立法・行政）への積極的参画



早稲田大学大学院教授  
北川 正 恭

なつて自立せざるを得ない自治体が法律の専門家を求めていることに気づいていない弁護士が多い。最近の多重債務の問題など消費者側での法曹関係者は法テラスをはじめ積極的に努力をしているが、それは被害にあった時の対応であり、被害を未然に防止する予防対策を自治体と弁護士が協働して対応する体制は殆ど整っていない。

今回の明石市の決断は職員削減だけが行政改革でなく、必要などころには専門的な知識を持った職員を増員して、真の行政需要に答えることを示した。中央集権体制、情報非公開時代の自治体は受身の法律対応が多かったから、訴訟を起こされた担当課がそれぞれに対応してきたが、それでは法務のノウハウは蓄積されない。分権改革、情報公開の進展により増大する法務対策を自治体全体で予防法務を含めて危機管理をせざるを得なくなってきた。更に自治基本条例、議会基本条例をはじめ、個別の条例制定も活発になつてきており、政策法務の充実も喫緊の課題となつている。一方、弁護士サイドも司法改革により弁護士の数が急増して、その対応に苦慮しており、弁護士の活動領域の拡大が喫緊の課題になつている。明石市の弁護士採用がきっかけとなつて、自治体が望んでいる政策法務の確立と弁護士が望んでいる活動領域の拡大の需要と供給が上手くマッチングして両者の協働体制が全国に広がって、自治体の質的改革が進めば真の住民自治が進み、行政への信頼が深まり、地方にも法律がいきわたることになる。

## 分権改革は量的削減から質的改革に

### 明石市弁護士5名同時採用

明石市は本年二月一七日、弁護士資格を持った任期付職員を五名採用すると発表した。市民相談をはじめ訴訟事案対応やコンプライアンスの推進など法務政策分野の充実、強化を図るため二名の採用予定だったが、二二名と多数の応募があり男性三名女性二名の弁護士五名を採用した。応募は二五歳から五六歳までであったが採用は二七歳から三七歳の五名の採用となつた。これまで自治体の顧問弁護士はかなりの数が、職員として採用していることは少なく、今回の明石市の弁護士五名同時採用は、採用、人事構成から抜本的に見直す質的な面から分権改革を進める大きな一歩を記したことになると思ふを表したい。

行財政改革の成果として、職員削減、予算縮小等があげられることが多いが、当然無駄なことは削減しなければいけないが、量的削減だけの改革から一歩進めて、質的改革を進める時期にきている。右肩上がりの経済成長のもと、安定した社会情勢の中で終身雇用を前提とした職員採用や養成のあり方が問われ、中央に依存してきた中央集

的に行動できる職員の採用や養成が不可欠な状況になつている。今こそ自治体の組織、考え方の質的転換を早急に図らなければ地方分権改革は「仏作つて魂入れず」となり、機能不全に陥りかねない。

従来の中央集権、情報非公開のもとで執務してきた自治体職員の中には弁護士をオンブズマン等と住民訴訟を提起する「悪しき隣人」と警戒する職員が相当数いる。一方、弁護士の方も法廷弁護士の域から脱せず、分権時代に

た質的転換の行政改革といえる。自立するということは、前例や中央に判断を求められないということであり、行政判断は自己決定しなければならず、その根拠は法律に基づくことを、具体の弁護士採用ということで示したといえる。従来の自治体は前例や中央に依存して行政判断をすることが多く、真の目的である住民のための行政判断というより、四面四面の法律や規則優先の行政判断をして響きをかっしてきたことも多い。自己決定、自己責任



# 「質的改革」への転換を象徴

「市の職員に5人の弁護士を採用しました。市民の税金で雇っている弁護士ですから、法律相談などがあれば無料で皆さんのところへ行きます」

兵庫県明石市の泉房穂市長が全国の自治体でも多い弁護士5人の大量採用に踏み切った理由を説明した。3月16日、東京・日比谷で日弁連が開いた「民事司法改革オープンミーティング」のパネルディスカッション。

泉市長はNHK勤務から弁護士へ転身、衆院議員になった異色の経歴を持つ。弁護士ならではの発想で弁護士職員が①高齢者の自宅や病院などを訪れる訪問相談②市条例に基づき犯罪被害者らをサポートする専門相談③臨床心理士や社会福祉士ら専門職員とチームを組む総合相談などを実施。法的解決が必要ならば地域の弁護士や日本司法支援センターへ引き継ぐ。「いじめや虐待の相談にも応じられるようにしたい」と泉市長。

## 地方自治体の弁護士採用

### 弁護士を採用している地方自治体

自治体名	官職
栃木県栃木市	総務課参事
千葉県流山市	政策法務室長
東京都町田市	法務担当課長
神奈川県庁	政策法務課主幹
神奈川県厚木市	文書法制課法務専門監
富山市	職員研修所研修教授
三重県名張市	総務部兼市民部副参事
三重県多気町	総務税務課副参事
三重県南伊勢町	総務課行政係
大阪府松原市	政策法務課主幹
兵庫県明石市	コンプライアンス担当課長など
福岡市	こども緊急支援課課長
福岡県古賀市	総務課政策法務係主幹
特別区人事・厚生事務組合	法務部副参事

※2012年6月現在、弁護士白書2012年版より

弁護士ら外部の専門家を任期付き公務員として採用する制度は、新立法により中央省庁では2000年、地方自治体では02年から可能になった。日弁連によると12年6月

時点ですべての自治体に計106人が採用されている。ある明石市職員は「弁護士がそばにいますと、法的なアドバイスがもらえ、仕事上のメリットが大きい」と評価する。中央政府による統治の色

彩が強かった。地方自治の手厚い保障は現行憲法の大きな特徴といえる。しかし地方独自の事務処理には多くの障害がある。その改善を目指し、1999年に地方自治法が改正された。自治体の自主的業務処理に向けて転換が図られたが、まだ課題が残されている。

全国的自治体では職員削減、予算縮小などの行財政改革が進む。「量的削減」が主眼といえる。しかし最近では地方分権改革の柱として住民の需要に応じた政策立案、訴訟対応、法令順守の強化など政策法務が重視されてきた。これからは、住民サービスの向上を目指す「質的改革」への転換が焦点になる。

(共同通信編集委員 土屋美明)

# 第37回市民会議

## 自治体内弁護士の拡充を議論

3月6日  
弁護士会館

今回は、自治体内弁護士の拡充をテーマに、兵庫  
県明石市の任期付公務員である益田明子会員（兵庫  
県）を招き議論した。なお、四月以降の新年度議長・  
副議長として、北川正恭議長と豊秀一副議長が再任  
された（任期一年）。

明石市は二〇二二年度に 三人を採用する。地方分権  
弁護士を一挙に五人採用 が進み自治体に権限が集中  
し、二〇二二年度からは社 するなか、弁護士である泉  
会福祉士四人、臨床心理士 房穂市長は、職員の専門性

を高めていくとの意図から  
専門家の採用に積極的を取  
り組んでいる。弁護士職員  
は市民向け法律相談、条例  
制定など政策法務への関  
与、コンプライアンス態勢  
強化などに従事している。  
明石市を選んだ理由につ  
いて、益田会員は「任期が  
五年と長く、弁護士を複数  
名採用するという条件が魅  
力的に映った」と語り、委  
員からの「信頼関係構築に  
ついての苦勞は」との質問  
に対しては、「部長級の職

員から積極的に接していた  
だくことにより早く馴染む  
ことができた。弁護士が複  
数いたので孤立することも  
なかった」と述べた。  
山岸会長が「弁護士は自  
治体に対し物申す立場であ  
ったが、法の支配を貫くと  
いう観点からは、連携と協  
働を模索していくことも必

要になる」と指摘すると、  
元三重県知事の北川議長は  
「法的アドバイスを常に受  
けることができれば現場の  
職員も安心して職務でき  
る。今は自治体の側が様子  
を見ている部分もあるが、  
理解が深まれば弁護士職員  
はもっと増えるはず」と期  
待を述べた。

### 市民会議委員（二〇二三年三月六日現在）

- 長見萬里野（全国消費者協会連合会会長）
- 北川正恭（議長・早稲田大学公共経営大学院教授）
- 清原慶子（三鷹市長）
- 古賀伸明（日本労働組合総連合会会長）
- タニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究所教授）
- 中川英彦（前京都大学大学院教授、駿河台大学法科大学院講師）
- 松永真理（株式会社バンドイ社外取締役）
- 湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）
- 豊 秀一（副議長・朝日新聞大阪本社社会部次長）

（以上、五十音順）

6月  
から

お近くの市民センターやご自宅でも

法律相談がより身近に

市役所で待っているだけじゃない！  
弁護士資格を持つ5人の職員が  
市民の皆さんをサポートします。

市では、本年4月から弁護士資格を持つ職員5人(右記)を採用し、市民の皆さんへの法律相談を充実。また、法的な問題に対する市の対応の強化や職員の法務能力の向上などを図っています。

6月からは、この5人の職員が各市民センターや皆さんのご自宅などに向向き、法律相談を行います。

ご利用はいつでも無料で、事前申し込みが必要です。詳しくは下記をご覧ください。

取り組み 1 市民センター(大久保・魚住・二見)で『出張法律相談』

市民の皆さんが市役所に来なくても法律相談を利用していただけるよう、6月から大久保、魚住、二見の各市民センターで出張法律相談を始めます。

相談内容/金銭貸借、不動産、交通事故、離婚などの法律問題全般

相談時間/1人30分以内

対象/市内に在住、在勤の人

定員/各相談日とも6人

申し込み/毎月1日(閉庁日)の場合は次の開庁日からその月の実施分の予約を市民相談課で先着順に電話受け付け。

■出張法律相談 日程

相談場所	大久保市民センター	魚住市民センター	二見市民センター
相談日時	第2月曜日 13:30~16:30	第3月曜日 13:30~16:30	第4月曜日 13:30~16:30
平成24年	6月 6/11 7月 7/9 8月 8/13 9月 9/10 10月 - 11月 11/12 12月 12/10	6月 6/18 8月 8/20 10月 10/15 11月 11/19 12月 12/17	6月 6/25 7月 7/23 8月 8/27 9月 9/24 10月 10/22 11月 11/26
平成25年	1月 - 2月 - 3月 3/11	1月 1/21 2月 2/18 3月 3/18	1月 1/28 2月 2/25 3月 3/25

取り組み 2 職員が皆さんのご自宅へ『訪問法律相談』

高齢や心身の障害などのために、市役所や市民センターに来所することが困難な人を対象に、自宅など希望する場所での訪問法律相談をまずは6月の1か月間、試行的に実施します。今後は、今回の結果を検証し、継続の検討を行います。

相談内容/相続、遺言、成年後見、財産管理など

相談時間/60分程度

対象/高齢や心身の障害などのた

め、市役所や市民センターへ来所することが困難な市内に在住の人など。相談内容が代理相談で可能な場合を除く。詳しくは、市民相談課へお問い合わせください。

申し込み/予約受付日(※)の午後1時~4時に市民相談課で電話受け付け。家族などからの申し込みも可能。6月中で訪問日時を調整します。

※予約受付日/5月24・29・31日、6月5・7・12・14・19・21日

お申し込みの際は以下の点にご注意ください。

■法律相談は、相談内容に応じた法律の一般的な説明を行い、問題を解決する際の参考にしていただくためのもので、相談内容そのものを解決するものではありません。

■既に弁護士に依頼しているものは受け付けできません。

■具体的な問題や紛争がない事柄や他人の問題についての相談はご遠慮ください。

■同一案件の相談は原則1回限りです。

■直接受任、弁護士紹介はできません。

お申し込み・お問い合わせ

市民相談課 ☎918-5002

皆さんのお困りごとを  
私たちがお伺いします!



政策部相談担当課長  
能登 啓元(31)  
京都大学卒、同法科大学院卒

玉子焼に惹かれ…  
たご焼き文化の大阪  
から馳せ参じました。



総務部コンプライアンス担当課長  
兼政策部政策室課長  
益田 明子(37)  
早稲田大学卒

東京から来ました。  
弁護士になって10  
年になります。



総務部コンプライアンス担当課長  
兼政策部市長室課長  
狄野 泰二(33)  
東京大学卒、京都大学法科大学院卒

魚介類が大好物で、  
明石は魅力的。妻い  
わく「あなたはスルメ」

名字が「明石」です。  
熊本でオンブズマン  
制度を担当しました。



政策部市民相談課主任  
明石 礼子(34)  
慶應大学卒、  
大阪大学法科大学院卒



総務部法務課主任  
兼総務課主任  
飯田 真也(27)  
香川大学卒、愛知大学法科大学院卒

三重県などで行政事  
件を担当、明石によく  
似た四日市出身です。

他にも、暮らしに役立つ行政相談や公証相談など  
さまざまな相談を行っています。

詳しくは、市ホームページでご紹介しています。  
トップページの「相談窓口」からご覧ください。

明石市 検索



**困っている人の力になりたい  
その思いはいつも同じ**

●相原 明石市長に就任されるまでの経緯を簡単にお話いただけますか。

●泉 私は、地元明石で代々続く漁師の息子です。4つ違いで生まれた弟に障害があり、両親も運動して障害児施設をつくったのですが、小学生の頃はよくそこで一緒に遊んでいました。障害を持つ子どもたちの中で育ったこ

## 自宅にも病院の枕元にも 目指すはそんな市民サービス!

ともあり、困っている人の力になりたいと幼い頃から思っていました。大学卒業後、障害や福祉のことを伝えたくてNHKに入局しましたが、本当に困っている人を助けるには弁護士だと考え、司法試験に挑戦。2000年に明石で法律事務所を始め、その後、03年に衆議院議員になり、昨年から明石市長を務めています。職歴はいろいろありますが、「困っている人を具体的に助けたい」という原点は、

今も変わっていません。

●相原 弁護士時代、当時としては先駆的な取り組みである、受刑者や知的障害者の法律相談を積極的になさっていたそうですが…。

●泉 万引きの刑事弁護などで接見すると、知的障害だと思われる方がいる。何の支援もないまま刑務所に入れられるのはおかしいという思いがあり、播磨社会復帰促進センターができた時、篤志面接委員になりました。毎月1回、離婚や借金問題など受刑者を対象とした無料法律相談を始めたのです。ただ押し込んでおいて、出所後、また罪を犯したと怒るのではなく、刑務所にいる間に福祉につながる等の支援をすれば再犯も防げます。ただ私には「先駆的」という思いはまったくなく、当たり前のことをやっていただけです。

### 法テラス創設から明石市政につながる3つのポイント

●相原 衆議院議員時代、法テラスの創設に深く関わられたとお聞きしていますが、どのような思いで取り組まれたのでしょうか。

●泉 当時、私は法テラス法(総合法律支援法)の法案担当の一人でしたが、法テラスに魂を込めたいとの思いから、3つの観点からの充実化を法律に盛り込みました。1つ目は、当初法テラスは弁護士と司法書士だけでしたが、そうではないだろうと。支援が必要な場面はもっと広い。だから、「福祉機関との連携」を条文に入れました。2つ目は、高齢者・障害

》インタビュー

# 穂房 さん

明石市長  
弁護士  
社会福祉士



今年4月に採用された任期付き弁護士職員の皆さん。左から、益田弁護士、能登弁護士、荻野弁護士、明石弁護士、飯田弁護士。弁護士資格をもつ職員を同時に5人採用することは全国初の試み。

者は相談に来いと言っても来られないのだから、自宅や病院に行つてはどうかと、「特別の配慮」条項を入れました。そして3つ目は、弁護士であれば誰でも良い訳ではなく、犯罪被害者支援であれば、それに「精通」した弁護士というように、より高い専門性の確保が必要で、そのことを明記しました。この3つです。

●相原 市長になられて、今回、任期付き公務員として5名の弁護士を採用されました。

●泉 法テラス法に盛り込んだ精神を、まさに現場で実践に移しかけていくところ。私が法テラスの創設に関わったのが04年ですから、8年経って具体的に現場で実践し始めたという感覚です。弁護士の市長だから弁護士を採用したのではなく、市民にとって必要な支援を総合的に行つていくには専門職が必要という判断からです。今回は弁護士ですが、次年度は社会福祉士3名と臨床心理士

2名も採用する予定です。例えば、弁護士が自宅訪問した際、法律相談だけして帰つてくるのではなく、気付いたらセーフティネットとか介護につなぐなど、そういった目を持って総合的に支援するということが1つ目のポイント。2つ目は「市役所に来てください」ではなく、電話1本で相談者の自宅や病院の枕元まで行こうということ。これは私からすれば当たり前のことですが、これまでの弁護士の採算ベースでは割に合わずできなかったところ。そして3つ目は、やはり誰でも良いのではなく、精通弁護士のようにより専門性・解決能力を持つ人を配置していくことが必要だと考えています。

### 地域主権は時代の大きな流れ 地方自治体に求められる専門性

●相原 明石市の取組みは、地域主権という視点からすると、どのように位置付けられますか。

●泉 今、地域主権がどんどん進んでいて、例えば、社会福祉法人の監督権も来年から市に移るように、国から県、県から市へと権限が移譲されるようになってきています。市が責任ある役割を担うには、能力を高めなければなりません。つまり、専門職が必要になってくるのです。もちろん、ベースとなるのは市職員の能力向上・資質向上・やる気向上です。そこに専門性の高いものを組み合わせる、これが大前提となります。それと、明石は30万

大都市ですが、私は人口20〜50万人がヒューマン・ジャスト・サイズだと思っています。つまり、本当に支援の必要な人の顔が見え、かつ地方自治体としても自立した経営が成り立つ規模であるということです。

●相原 10月からは市役所に総合相談窓口を開設されるそうですが…

●泉 はい。障害者相談からスタートしますが、高齢者、子ども・児童、DV被害まで少なくともこの4つについては、同じ窓口で支援したいと考えています。一見、児童虐待に見えるケースも、その背後には母親が精神を病んでいたりと、祖父母の介護で疲れていたりと、いろいろな問題が絡み合つて家庭が壊れていることもある。そんな問題を解決するには、総合的な支援体制を敷いてこそ救われる命があるし、救われる家庭もあるわけです。のためにも専門職が必要となるのです。

●相原 大変参考になるお話をありがとうございます。最後に、法テラスへのご意見をお願いします。

●泉 立法時の原点でもある、①福祉との連携、②弱者への配慮、③より高い専門性の確保の3つを、あらためてお願いしておきたいです。特に②弱者への配慮については、法律には「特別の配慮」と書き込みましたが、本来的には当たり前な配慮だと思っています。法テラスには、地方自治体や福祉関係団体との連携による質的なバージョンアップを続けていって欲しいですね。



### 泉房穂 いずみ・ふさほ

1963年兵庫県明石市生まれ。東京大学教育学部卒業後、NHKディレクター、弁護士活動を経て、2003年に衆議院議員となり、犯罪被害者基本法や高齢者虐待防止法の立法化を担当。05年の落選後、社会福祉士の資格を取得し、地元明石市で弁護士・社会福祉士として活動。11年4月明石市長選に出馬し、当選。

【聞き手】法テラス 広報室 室長 相原佳子

●インタビューを終えて/市長の自ら権利主張のできない人のために働くという一貫した姿勢に感銘を受けました。

# 泉

# 法科大学院生の皆さん！

## 明石市で働きませんか

### 昨年度及び今年度卒業の大学生又は大学院生を募集

明石市では、より優秀な人材をより多く採用するため、採用試験を従来の採用試験（7月実施）に加えて、**新たに6月にも実施します**（兵庫県、神戸市と同日実施）。公務員試験対策を特に必要としない『**人物重視**』の採用試験ですので、我こそはと思わん方は、ぜひご応募ください。



撮影場所：明石・魚の棚商店街

#### 募集人数

事務職15名程度

#### 試験日

6月30日(日)

#### 募集期間

5月28日～  
6月14日

#### 会場

神戸学院大学  
有瀬キャンパス  
ほか

**1次試験はエントリーシートのみで、教養及び専門試験はありません。公務員試験対策は不要です!!!**

私は、市長就任以来、「公は尊い」と言い続けてまいりました。

私利私欲ではなく、また、特定の集団のためでもなく、みんなのために仕事をする人、これがまさに「公務員」です。

本市は、「市民幸福度日本一のまち」を本気で目指して施策を展開しており、このような中、職員に求めるものは、「使命感」「チャレンジ精神」「自律心」です。

本市では、「人財」と言える方を一人でも多く採用するため、試験制度の改革を続けており、このたびまた新たな試みとして、昨年度及び今年度卒業の大学生又は大学院生のみを対象にした採用試験を、従来の採用試験に加えて実施することにいたしました。

本市の職員となり、公務員としての大きなやりがいと達成感、そして自分自身の成長を実感してください。決して後悔はさせません。

明石市長 泉 房穂

## 【募集内容】

募集人数	事務職15名程度		
受験資格	以下のいずれかに該当する人 1. 学校教育法による4年制大学又は大学院（専門職大学院含む）に在学しており、今年度中に卒業する見込みの人 2. 学校教育法による4年制大学又は大学院（専門職大学院含む）を昨年度中に卒業した人		
スケジュール	募集期間	平成25年5月28日（火）～6月14日（金）	
	日程	1次試験	6月30日（日）（エントリーシート作成）
		2次試験	7月下旬（集団討論、面接）
		3次試験	8月下旬（論文試験、適性検査、集団討論、面接）
採用予定	平成26年4月1日（火）		

### 先輩職員の声

#### ★ 総務部コンプライアンス担当課長兼政策部政策室課長 益田 明子（平成24年入庁）（弁護士）

明石市では5名の弁護士が任期付職員として、これまでに培ってきた専門的な知識、経験、能力を発揮しながら、市民法律相談のほかコンプライアンス施策の推進や職員の法務能力の向上などの業務に携わっているところです。

皆さまとご一緒に、さらに市民の皆さまのお役にたつサービスを提供できればと考えておりますので、ぜひ明石市にいらっしゃってください。お待ちしております。

#### ★ 総務部法務課 吉田 祐次（平成20年入庁）（法科大学院卒）

法務課の業務では、主に、条例・規則等の例規審査業務、議案書の作成及び発注業務などの業務を行っており、法律に関する知識が必要になります。基本的な法令用語の読み方や基本判例の知識など学生時代に学んだ知識が役に立つことも多いですが、それだけでは対応できない部分も多くあり、日々研鑽しているところです。

明石市では、採用試験から異動、昇進制度まで、キャリアデザインを描くことのできる制度が整っていますので、学習してきた事や就業の経験を活かすチャンスは自分次第で数多く作ることができると思います。

皆さんの経験を是非明石市に活かして下さい。一緒に働ける日を楽しみにしています。

#### ★ 財務部税務室市民税課 藤田 恭平（平成24年入庁）（法科大学院卒）

市民税課では、市民税・県民税の課税事務を担当しています。昨年度から新たな試みとして、給与支払報告書未提出事業所への訪問調査や、住所・居所不明者に対する補足調査を行うなど、課税調定額を増やすための取り組みを積極的に行っています。

法科大学院では地方税法に触れる機会がほとんどなかったのですが、一からの勉強となりましたが、法科大学院で学んだ法律の基礎やリーガルマインドは、こうした課税事務を行う上でとても活かされています。丁寧な市民対応を心がけるなかで、市民の方から感謝の言葉をいただくと大変励みになります。

これから入庁を考えている方も、是非その知識を活かして一緒に明石市をより発展させていきましょう。



詳細は明石市ホームページをご覧ください。

募集要項や申込書類を閲覧・印刷できます。

お問い合わせ／明石市総務部職員室人事課 TEL078(918)5006